

## 帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社（中の甲）

——日本統治下台湾における台湾人の靖国合祀を事例として——

檜 山 幸 夫

### 目 次

#### 序論——問題の所在

#### 一、戦歿者慰霊と靖国合祀問題の理論的前提

- (一) 天皇による戦死者慰霊としての靖国神社合祀
- (二) 天皇の忠臣祭祀施設としての靖国神社の矛盾
- (三) 陸海軍神社としての靖国神社
- (四) 国家慰霊施設としての靖国神社の矛盾——維新の功臣と逆臣——
- (五) 国家の英霊としての靖国祭神問題——国民の共有化と記憶化——
- (六) 外地統治体制下の異民族戦死者と靖国合祀問題
- (七) 靖国神社をめぐる学説上の若干の問題

#### 二、対外戦争と靖国合祀——台湾出兵と日清・日台戦争——

- (一) 台湾出兵における戦死者慰霊と靖国（東京招魂社）合祀

（以上、第三一巻第一号掲載）

- (1) 台湾遭難事件と対清外交
  - (2) 薩摩系による懲罰出兵論——大山綱良参事の奏請と樺山資紀少佐の征蕃建議——
  - (3) 台湾出兵政策と外交
  - (4) 征台軍の惨状と戦死者慰霊——靖国合祀としての招魂社合祀——
  - (5) 戦死者の合祀と慰霊
  - (6) 台湾出兵の歴史的意義
- (以上、本号掲載)
- (以下、次号掲載)
- (二) 日清・日台戦争
- (三) その後の帝国の戦死者慰霊と靖国合祀
- 三、台湾人戦死者の靖国神社合祀問題
- 四、帝国の英霊と靖国の祭神——建功神社と台湾護国神社——

#### 結論

### 一、対外戦争と靖国合祀——台湾出兵と日清・日台戦争——

「御維新」とする尊皇攘夷運動と倒幕運動を源泉として起こった戊辰戦争の結果誕生した明治政権は、復古による天皇制の再構築と西欧モデルによる近代化を基にした近代的国家建設を目指していくことになる。したがって、新国家の政権にとっては、「御維新」において殫れた維新功労者としての英霊顕彰と、近代国家論による新国家建設のために殫れた国家に殉じた功労者としての英霊顕彰という、二つの英霊顕彰を併存させていかなければならなかった。

近代国家の建設には、フランス革命に象徴される市民革命による新国家建設や、対英独立戦争によって建国され

たアメリカ合衆国という独立国家建設や南北戦争という内戦による国家統一、諸国民戦争や普仏戦争といった対仏戦争により国家統一を果たして誕生させたドイツ帝国建設、さらには第一次インドシナ戦争や第二次インドシナ戦争（ベトナム戦争）といった独立と統一による国家建設や、辛亥革命という満人帝国を倒した中華民国という国家や国共内戦による中華人民共和国という漢族革命による国家建設といったように、さまざまな形がある。このため、その国家建設及びその国家の維持発展において殉じた功労者に対する英霊顕彰は、それぞれのかたちと問題と矛盾とを内包したものとなり、決して一様ではない。したがって、これらを「現在」という時点において連続し存立している国家及び社会が国民的英霊顕彰として位置付けていくためには、そこにおける国民の理解が求められていく。つまり、国家乃至民族としての合意の形成が必要になり、そこでの基準は最大公約数的価値判断と組織制度的整合性の確保ということになる。

前章で、薩長討幕派と旧幕臣や東北雄藩士に象徴される差別と落差にみられる最大公約数的矛盾を指摘したが、本章では明治国家としての組織制度的整合性の問題を見ていくことにする。それは、近代日本最初の海外出兵であった明治七年台湾出兵と、帝国日本としての最初の対外戦争となる日清戦争とその延長上にある日台戦争における英霊顕彰に、国家制度論的にみるならばそこに組織制度的整合性の問題が存在しているからにはほかならない。しかも、そこにおける不整合性は維新志士顕彰においては手厚く遡及して行われていったにもかかわらず、台湾出兵についてはそれが行われなかったという、あからさまな矛盾としてあった。本章では、その理由についても考察を試みたい。

## (一) 台湾出兵における戦死者慰霊と靖国（東京招魂社）合祀

## (1) 台湾遭難事件と対清外交

台湾出兵の原因になったのは、琉球宮古島民が進貢の帰路遭難し台湾南東海岸に漂着した際に台湾原住民によって劫掠・首されたことにある<sup>1)</sup>。

明治四（一八七二）年一月三〇日（旧曆明治四年一〇月一八日）、琉球王朝支配下、進貢を了した宮古八重山の民が乗船した四隻の船が、那覇川を出帆した。そのなかの一隻に、「大里間切与那原村住居謝敷登之親雲上十ニ端帆馬艦船宮古島年貢為運送人数六十九人内四十八人宮古島役々主従乗組」<sup>2)</sup> んでいた。これが、平良の頭親雲上仲宗根玄安など頭（郡長に相当）一名・与人（村長に相当）三名・目差（助役に相当）二名・筆者（書記に相当）十余名や仁屋（土族）をはじめとする役人や従者・商人などの便乗者・船頭以下船員など合せて六九名が乗込んだ春立であった。

だが、追風が続かず、一旦、慶良間島に避難した後の旧曆二九日、同地を出帆することになったものの、間もなくして北西の暴風に遭う。このため、四隻は離散漂流し、そのうち、八重山船の一隻は台湾の南西海岸に漂着したが、台湾居住の清国人と清国政府によって保護救護を受け帰国し、一隻は行方不明となったが、宮古島船の一隻は幸いにも帰着することができた<sup>3)</sup>。しかし、春立は漂流し、二月一七日（一月六日）に、台湾南東海岸の八瑤湾（旧高雄州恒春郡滿洲庄字九棚）に漂着することになる。

ボートで脱出し上陸した者の二名が高波にさらわれて溺死し、一名は老衰者で上陸後行方不明となり、本船も破砕されてしまった。残りの上陸した遭難の六六名は、救援を求めてさまよっていたところ、二名の清国人に出会った。彼等に「人家ノ有無ヲ問フ」たところ「西方二行八大耳人アツテ頭ヲ斬ルヘシ南方二行ヘシト」のことであつ

たために「兩人ノ案内ニテ南方ニ向」うが、「兩人」が「六十六人ノ携ヘタル衣服類ハ己力持タル限ハ奪取」られた。その際に抵抗しなかつたのは、「同類多カラント思ヒ畏縮シテ手向ヒセサリシ」であつたという。

その日、まさに「暮ントス兩人路傍ノ石穴ヲ指テ曰ク人家猶遠シ今夕ハ此洞中ニ一宿スヘシ」と言つても「六十余人宿スヘキ程ノ穴」でもなかつたことから、「皆能ハスト答」えたが、それに対して彼等は「之ヲ強レトモ承諾セズ兩人曰我言ヲ用ヒサレハ何モカマハ又ト言テ激怒ス」という。このため、「皆思ヘラク此兩人ハ盜賊ノ類ニノ南方ニ行ヘシト教ヘシモ詐ナルヘシトコレヨリ兩人ニ別レ西ニ転ノ行ク夜モ已ニ深ヌレハ此夜八路傍ノ小山ニ宿」した。この日、彼等は、朝に食したきり何も口にしていなかった。翌日、出立すると、三里程の処に人家「十五六軒アリ茅屋ナリ男女居住ス耳大ク肩マテ垂ル者アリ程長並ノ人ナリ程長並ノ人ナリ暫アリテ小貝ニ飯ヲ盛り六十六人ニ与フ初更比唐芋ニ米ヲマセニ柘焚位ノ鍋ニテ焼キニ鍋ヲ与フ」と、歓待される。

ここからの異変を、「宮古島六十九人乗ノ船台湾へ漂着十二人生残り福州府へ護送セラレ帰唐船へ乗付那覇著右十二人ノ内宮古人仲本筑登之島袋筑登之ヨリノ聞書」からみると、

此家ニ投宿ノトコロ夜半比一人左ノ手ニ薪ノ火ヲ握リ右ニ刀ヲ携ヘ長サ柄コミ三尺計片刃ナリ戸ヲ推開キ入来リ二人ノ肌着ヲ剥取去八日朝男五六人各鉄砲ヲ携ヘ宮古人ニ向テ曰ク我等獵ニ行ントス帰ルマテハ必ス留滞スヘシト皆口ヲ揃ヘ之ヨリ転シテ佗ニ行ント謝ス余ノ土人モ強テ之ヲ止ム宮古人益疑惑ヲ生シ二人ツ、散り々ニ逃出又一ツニ合シ一里二三合行ケハ小川アリ此所ニ休息ス男三四人女四人追来レリ依テ川ヲ渡リ又逃ケ行路傍ニ人家五六軒アリコノ内ノ一家ヲ窺ハ一人ノ老翁七十歳出迎ヘ琉球ナルヘシ首里カ那覇カト言フコノ詞ヲ手寄ニ思ヒ翁ノ家ニ憩フ翁ノ子三十歳曰姓名ヲ記サハ府城ニ送ルヘシ仲本等筆紙ヲ乞ヒ姓名ヲ書サントス先ニ追来リシ者共追々ニ重々三十余人ニ及ヘリ各刀ヲ抜ク庭中ニ立シ宮古人ノ警衣服ヲ剥取り二人ツ、引連レ門外ニ出僅力ニ二十三三人

残レリ一人裸体ニテ門外ヨリ馳歸リ皆殺サル、ト云フ仲本島袋等サテモト思ヒ立出テ伺ヘハ刀ヲ以テ首ヲ刎ネ  
タリ

ト 兩人ノ話ニ肉ヲ食フト言フ説モアリマタ脳ヲトリ薬用ニスルト言フ説モアリソノ人ヲ殺スノワケ分明ナラス

依テ驚キ各四方ニ散乱ス仲本島袋外ニ七人八翁ノ家ニ潜居ス

兩人ノ考ヘニ翁ノ家主人  
支那管轄ノ境目位ナラン此夜翁ノ家ニ宿ス九日午前翁

ノ婿文燧等編書ニ曰在土  
民楊友旺家始得保全来リ曰此地甚危シ我家ニ行ント九人ヲ誘ヒ婿ノ家ニ至ル

路程三里余山川アリ  
平地アリ所々人家アリ兩日過キ宮古ノ

三人翁ノ教ニヨリ婿ノ家ニ来ル三人曰ク余ノ人ハミナ山中ニ於テ殺サレタリト此家ニ滞留スルコト四十余日  
都合殺サル、者  
五十四人ナリ

といふ。

これを他の史料と合わせて纏めると、最初にあつた二人の清国人は盜賊の類であつたことから彼等の言葉を信用せず、経路を西に転じて西海岸を目指し、翌七日にパイワン族の集落である高士仏社に辿り着いた。彼らは、同社で粥などを馳走になつたが残つた着物などを剥奪されたこともあり、さらに社内の状況の異常さに恐怖を感じたために同社から三々五々逃れ双溪口上流の峠にある蕃産物交換業者の凌老生の家に辿り着くことができたものの、高士仏社と牡丹社の原住民が追いかけてきて遭難民と酒一樽との交換を求めてきた。しかし、それだけの酒がなかつたことから彼等の要求に応えることが出来ず、これに怒つた彼等は賊首をはじめ、双溪口の下流に逃げる遭難民を次々に襲い賊首し、五四名を虐殺した。残りの者たちはそれぞれ逃れ、双溪口下流の蕃産物交換業者の鄧天保の家に匿われることになる。鄧は逃げ込んできた三名を保護し、彼等に布を与えて帰らせ、次いで山中に隠れていた六名を探し出して保護し、彼ら九名を連れて統領埔に行き通事の林阿九に顛末を語つて救助を求め、さらに保力庄の

総理楊友旺に報告して保護を求めた。楊は遭難民九名を自宅に留め、長男の阿財と次男の記生に鄧天保を随え、林阿九とともに兇行現場などを検分に行ったところ、山中から二名が原住民に追われて逃れてきたため、彼等を慰撫し牛豚布等を与えることを約束して二人を助け、さらに一名の者が竹社に捕らえられていることを知り、彼等に豚布などを与える約束をして救出した。その後、楊は彼ら生存者一二名を四〇余日間自宅に匿い保護し、その後、長男の阿財等を付けて一二名の生存者を車城湾から船で楓港へ連れて行き、そこから陸路鳳山県に送った。一二月二十九日に台湾府に着いた遭難者一二名は、別に南西海岸に着いて救出されていた八重山の島民とともに福州の琉球館に送られ、六月二日に那覇港に帰着することができた。<sup>6)</sup>

この事件について、藤崎は一般に「牡丹役亦は牡丹社討伐」と呼ばれているが、実際には八重山人を殺害したのは高士滑蕃（高士仏蕃）であつて牡丹社は「殺戮の元兇でない」とし、それが誤つて理解されたのは第一に双溪口の惨劇を目撃した普通の劉天保が双溪口に来て日が浅く正しく原住民各社の識別が出来ていなかったこと、第二は惨劇の後楊友旺父子が遭難民を救助に行った際に多くの牡丹人が徘徊していたこと、第三は征台軍に対して牡丹社は高士滑社とともに石門で激しく抵抗したことなどを挙げて論じ、その誤りを正している。<sup>7)</sup>

一方、明治六年八月二日、副島種臣外務卿は太政大臣三条実美へ、在上海井田謙元福州総領事より小田県民（備中国岡山県浅口郡柏島村）の佐藤利八・佐藤兵吉・佐藤権吉・佐藤次助が乗る若蛭子丸が紀州沖で遭難して台湾島に漂着し、「百有余日野蛮暴残ノ艱苦ニ遭遇ノ始末ヲ届出」<sup>8)</sup> ありたる旨を口述書を添付して上申してきた。<sup>9)</sup> 小田県民台湾遭難事件である。

この口述書によると、柏島村船頭の佐藤利八は、一三〇石積み若蛭子丸船へ商用のために塩と畳表を積み込み、明治五年一〇月一八日に備中国玉島を出帆し紀州尾和瀬（尾鷲）に行きそれらを売り、その代金などで線紛一八〇

両分と椎茸八〇両分を買い込み明治六年正月九日に尾鷲を出帆したが、一四日より一八日の間大風が吹続きこのため南方へ吹出され漂流することになる。途中、蒸気船に遇うも救助されず、しかも食糧も尽き四日間も絶食状態に陥っていたところ、三月八日にやつと島影を發見し辛うじて午後四時頃辿り着いた。着いたところは日本時代で言う台東庁新港支庁成広澳沿岸蕃地の「マボケ」という所で、しかも「怪シケナル人二十人駆集り所持ノ品ヲ奪ヒ取り候ニ付彼相理居候中最早二百三人毛相聚り銘々手々ニ種荷マテ不残掠去り船ヲ碎キ既ニ裸体ニイタシ斬殺ニモ可及勢ヒニ御坐候処漸ク古著一枚ツ、御鑑札一枚五両札一枚金比羅御札一枚八相残シ」たる状態に陥つていく。その「土人」のなかの五六〇歳の老人（一支那人<sup>①</sup>）により、「其場ヲ逃シ右老人宅へツレ歸リ食事等」を振る舞われて一泊することになる。翌九日、老人は利八を連れて一里半程のところにある「支那人住居三軒」ほどある「カネバ」という所に行き一泊し、その家主が利八を連れて「マボケ」に行き「荷物取戻シノ談判」をしたものの受け容れられず、空しく引き返しこの家主の処に「木挽等」をしながら世話になる。三月一二日に一〇里計り西にある「バラガネ」の「アンセン」という清国人が来て連れ戻されそこで一〇日間滞在するが、その際同人が「麦作取揚ケ候へハ其<sup>キヤウ</sup>后ニ売払ヒニ参リ其所ノ日本役人ニ相渡スト」という条件を示してきたことから、「相喜ビ銘々ドモ日々牧牛或ハ木樵耕作等イタシ恩報仕居候」という。その後、六月一四日、「バラガホ」より船にて「キヤウ」に向かい二〇日に着す。この家は「西洋人ノ住家」にて、二泊したところ、台湾府から清国の役人が訪れ、彼に同道して役所に行き、九日間滞在した。そこに、派遣されてきた福島礼助の聴取を受け洋銀一〇枚を支給され、七月五日に蒸気船に乗り組み翌六日に福州に着し、そこで支那形衣服・沓・手拭・ケットと小遣洋銀六弗を贈られ、七月四日に役人が付き添い蒸気船にて出港し二〇日に上海に着し、七月下旬又は八月初旬頃に本国に帰着している。このため、小田県民遭難事件そのものは政府の台湾出兵決定には直接的な関係を持っていなかった。井田元総領事が



事件のあらましを副島外務卿に報告してきたのは、決定後であつたからだ。

ここで注目されるのは、漂着地とそれからの経緯との違いはあるものの、牡丹社での事件との余りにも大きな差に対する認識の問題であろう。牡丹社事件では五四名が惨殺されているが、小田島の商人達は物品は全て掠奪されてはいても生命を奪われることはなかつた。つまり、問題になるのは、何故に「琉球人」だけが惨殺されたのかという点であるが、その一つの解釈が、壬申九月二四日に「デットリングが副島外務卿に語つた「琉球人ノ殺サレ候ハソノ容貌支那人ニ似寄候ユヘニコレアリ」<sup>15</sup>にある。この風俗的な意味での「支那人」に類似する「琉球人」、つまり「日本人」とは異なる「琉球人」という感覚意識は、琉球処分（琉球帰属問題）ともかわり無視できない。第二は、岸田吟香が『東京日々新聞』に、上海の新聞に掲載されていた正徳五年の一七一五年にフランス人伝道師が著した英文の記事を紹介したもので、そこでは、「支那人ノ偶々島中ニ金礦アルヲ聞知セシヤ直ニ来テ強テ土人ヲシテ服従セシメ……土人懇ニ待遇シ家室ヲ供ヘ食餐ヲ進メ扶助一二盡セリ……金礦ノ処ヲ得ズ……土人ノ纔ニ貯フル所ノ小金塊ノ其目ニ触レシ……古来未開ノ奸計ヲ謀リ……土人ヲ招集シ……酒ヲ出シテ強ヒ勸メ酩酊前後ヲ知ラザルニ至ラシメ因テ其人ヲ残殺シ其財ヲ攫取シ走テ舟ニ帰り帆ヲ揚ゲ艦ヲ転シ忽々トシテ脱去シタリ此兇惡ヲナセシ首長……支那官人ハ少シモ之ヲ責罰スルノ意アラザリシ……残殺ノ伝聞東部地方ニ散布スルヤ否ヤ島人ハ大ニ鬪争ノ準備ヲナシ直ニ支那所轄ノ北界ニ侵入シ男女老弱ヲ分タズ手ニ応ジテ虐殺シ数処 家屋ヲ放火シ碧血地ニ流レ惨烟眼ヲ蔽ヘリ此ヨリ後両境の民和協ハズ交戦已ム時ナ」と、原住民が凶暴化した原因は「兇惡支那人」にあると論じていた<sup>15</sup>ことにも通じてくる。

ここに、日本は中国や琉球とは異なるという、異世界の論理による台湾領有論・植民地論が生まれてくる下地があつた。だが、生き残つた琉球の宮古人も小田県民も、善良なる「支那人」と清国政府及びその官吏によつて保護

され厚遇され、江戸時代から続く伝統的手続きに従って送還されているという事実を見落してはならない。それは、日中間及び琉中間において築かれていた伝統的外交秩序が維持され外交関係が機能していたことを示しているからである。少なくとも、清国政府はそれまでの日本及び琉球との間に築かれていた関係を遵守しそれに従って保護・送還という手順を踏んで処置していたのであった。そのようななかで、鹿児島県参事大山綱良の懲罰派兵のための軍艦借願や鹿児島屯営の樺山資紀陸軍少佐による征蕃建議は、倒幕戦争以来の武断派が跋扈する維新直後の特殊な環境の下であるとはいえず、長州派の強い反対論を抑えた旧藩意識の強い前近代的対応として異様なものであり、さらに対清開戦論までが論議されていたという明治政府による台湾出兵は、明らかに唐突で余りにも異常な対応であつたといえよう。それが、征台軍従軍戦死者の靖国合祀（東京招魂社への合祀）慰霊にみられた異例の処置の背景があつたのではなからうか。

(2) 薩摩系による懲罰出兵論——大山綱良参事の奏請と樺山資紀少佐の征蕃建議——

宮古島船遭難者島袋亀以下一二名の生還者が那覇港に戻ってきた時、たまたま鹿児島県が琉球王国施政改革指導のために派遣していた伊地知貞馨が王都首里に滞在していたことから、その現場に居合わせ事情を知ることになる。

その直後、伊地知は天皇親政の明治政府が誕生したことに伴い琉球王国の表敬使を東京に派遣させるべき事前準備を命じられて上京の途に就くことになるが、その途次、鹿児島において大山鹿兒島県参事にこの遭難事件を通報し、この大山参事から明治五年七月二八日付の「琉球属島宮古島人去冬台湾ニ漂流ス舟中六十人ノ中別紙報告ノ如ク暴殺ス残虐ノ罪暫クモ容ルヘカラス因テ今伊地知壮之丞二命シ入朝シテ詳ニ其事ヲ奏聞ス伏シテ願クハ綱良皇威ニ仗リ問罪ノ師ヲ興シ彼二征セント欲ス故ニ謹テ軍艦ヲ借り直ニ彼力巢窟ヲ措シソノ渠魁ヲ殲シ上クハ皇威ヲ海外

二張り下二八島民ノ怨魂ヲ慰セント欲ス伏シテ其乞ヲ許サレン事ヲ願<sup>16</sup>」とする問罪の師を派遣するために軍艦の借用を願い出る建言書を託された。

ここで願い出た軍艦借用とは、旧薩摩藩所有の軍艦が版籍奉還後に明治政府に献納していたことにある。したがって、大山参事の派兵の意識は、旧薩摩藩の附庸である琉球の民が台湾の原住民に虐殺されたことに対して琉球王に代わって懲罰の師を起すということにあり、日本の国家としての派兵ということを意図していたものではなかった。それ故に、太政官に対して政府に献納していた旧薩摩藩の軍艦借用を願い出たのであった。九月一六日（旧曆八月一四日）、伊地知は副島外務卿に大山県令の建言書を提出したが、この奏請は認められなかった。廃藩置県後中央集権国家となつた維新政権は、この事件を「鹿児島県の問題にあらずして、国家的対外の重大問題<sup>17</sup>」と捉えていたからである。

一方、大山参事から遭難事件のことを聞いた鎮西鎮台第二分営長樺山少佐は、問罪の師を起すべく直ちに鎮台司令長官桐野利秋へ報告するために熊本に急行する。この事情を、樺山は日記「台湾記事<sup>18</sup>」（以下、「台湾記事」）からの引用は、括弧を付し日記の日付のみを記す）に、「明治五年七月二十五日 雨 台湾生蕃二於テ琉球人数名暴殺二遇ヒシ事件ニテ熊本鎮台司令長官桐野少将へ稟議ノ為メ本日午前七時鹿児島分営出発昼夜兼行ヲ為」（七月二七日の条、日付は旧曆）し、二七日「午後三時二十分熊本鎮台二到着シ田中中佐へ面会ノ上台湾生蕃人ノ暴殺事件ヲ具陳協議ス」（七月二七日の条）と記している。だが、熊本鎮台には司令長官の桐野が広島分営に出張し不在であったことから、樺山は広島分営に赴き桐野の指揮を受けてから東京に上ることになつたが、「司令長官へ八鎮台ヨリ該事状ヲ報告スヘク因テ迅速東京へ出張シテ陸軍卿へ具申スヘキトノ意見ニ依リ直ニ出京スルコト」になり、「同日午後十時熊本丁子屋ヲ発シ東行シ」（同）たという。船にて小倉から大阪を経由して八月八日午後一時

に横浜港に着き、さらに五時発の船にて品川に向かい七時に着いたが陸軍元帥兼参議西郷隆盛の都合で翌日に西郷に面会することができるようになる。八月九日（新曆九月一日、以下同）午前五時「浜町西郷先生ヲ訪ヒ台湾生蕃琉球人暴殺ノ事件ヲ逐一具陳談論ニ及フ池上四郎ニモ面会ス同氏八既ニ清国派遣ヲ命セラレ渡航スト同十時陸軍省ニ出頭シ西郷少輔ニ面会同断台湾事件ヲ具状シ概略ノ意見書并聞書等ヲ提出ス」（八月九日の条）と、西郷参議に報告すると共に西郷従道陸軍少輔に台湾事件について具状し意見書と聞書を提出して帰路についている。だが、樺山の意見に、西郷は賛成はしなかったようだ。日記に、「台湾生蕃工探検隊派遣ノ意見書今午前西郷先生へ提出ス過日ハ多少暴論アリシモ本日ハ了解セラレタリ」（八月一三日の条）とあるからで、この日の樺山との面談によってやっと了解している。樺山が正式に台湾蕃地探検隊派遣の意見書を陸軍省に提出したのは、翌九月一六日（八月一四日の条）になってからであった。

樺山の唐突な意見に、西郷参議は容易に納得しなかった。そもそも、西郷は通説的に言われていたような対外強硬論者でも冒險主義者でもなかった。征韓論争でも、西郷は板垣退助などの出兵論<sup>20</sup>に反対していたように、徳川幕府から政権を奪ってから僅か五年足らずのしかも廢藩置県後の権力基盤が固まっていなかった時期に、清国との重大な紛争が起こる可能性の高い名目のない台湾への出兵を、容易に容認することはなかった。それが、変わったのは樺山の台湾蕃地蕃人論と台湾異域論による説得だけではなく琉球帰属という内政的問題とがかかわっていたと考えられる。

先ず前者の樺山の論理であるが、『台湾記事』のなかで「生蕃人討伐」と清国政府の関係について「亜米利加人ヲ殺害セシコトアリ支那兵ト合シ亜人兵ヲ起シ生蕃ヲ攻撃シ敗走セシコトアリ支那兵ハ戦ハスシテ傍觀セリ」（八月一九日の条）と記しているように、「化外の地」論は政治論ではなく「生蕃地」に対する一般的な理解であった。

樺山の「台湾蕃地化外論」は、さらに具体的な根拠を持っていた。旧曆九月一日の午前中に陸軍省で西郷少将に面談して語ったのは「台湾ノ東部蕃地八支那ノ主権外ニ属シ各庄統領アツテ之ヲ主宰ス先年米人暴殺ニ逢ヒ戦争ヲ起シタル時八昼夜間断ナク深林ヨリ狙撃ヲ受ケ止ムヲ得ス兵ヲ引揚ケ将来八国旗ヲ揚ケ相互危害ヲ受ケサル事ニ条約ヲ為シ置キタリト英人毛殺害セラレシモノアリタリト」（九月朔日の条）というもので、そこには全く清国から独立した異域論が前提としてあつた。樺山は、これを西郷に語り「生蕃討伐」に清国政府は異論を挟むことはないと言っている。

後者の琉球処分といわれる琉球帰属問題であるが、これは慶長一四（一六〇九）年の薩摩藩島津家久による琉球侵略以降の両属関係の中に置かれていた状態の近代的解決として起こつたものである。明治四年廢藩置県後鹿児島県の管轄に属させた琉球に、鹿児島県から明治五年一月に奈良原幸五郎と前述の伊地知が派遣されていた。七月、大山県参事は琉球国王尚泰に書を送り入京朝覲の礼を諭し、これに応じた尚王が伊江王子（尚健）を正使に、宜野湾親方（向有恒）を副使に、喜屋武親雲上（向維新）を賛議官となして皇政維新の奉賀使を送ることになる。これに対して、明治政府では外務省が九月一七日（旧曆八月一五日）に正院へ琉球使臣上京に付き接待方の上申をなしていた。ここでは、「外国人と視働し接待候には不及候乍去猶客礼を以被遇候儀」として客礼として遇するを求めながらも、同時に「御維新以来初て入貢の儀に付優渥の御取扱相成可然存候」と微妙な取扱いを求めていた。そもそも、この上申には基本的な矛盾があつた。先ず、琉球使臣来朝を「外国人と視働し接待候には不及」とするならば、外務省が管轄すべき事案ではないこと、だが「御維新以来初て入貢」であるならば飽く迄も外国政府の朝貢で外務省が管轄すべき事案であるからで、この微妙な関係が西郷の態度に反映されていたのであろう。それは、一〇月一六日（同九月一四日）に「琉球藩王ト為シ叙シメ華族ニ列咨爾尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立子切二朕

カ意ヲ体シテ永ク皇室ニ輔タレ」と、琉球王尚泰への冊封の詔書が下されたことにある。この琉球王朝の併合により、それまで福州に置かれていた琉球館が廃止されそこに外務省官員が在勤すること、琉球藩王尚泰に東京在住が命じられる<sup>24</sup>とともに、一〇月三〇日(壬申九月二八日)に琉球藩王尚泰へ一等官とする旨が伝えられ、ここに琉球王朝は崩壊し日本帝国に服属させられた。さらに、この日琉球王朝が各国と締結していた条約などについては、「各国ト取結候条約並ニ今後交際ノ事務外務省ニテ管轄候事」とする旨が太政官から琉球藩へ伝えられている<sup>25</sup>。こうして、琉球藩にかかわる問題は中央政府の事案となり、外国との問題は外務省が管轄することになっていく。ここに、琉球王朝は消滅し、琉球王国国民遭難事件は琉球島民遭難事件となり、台湾出兵の理論的前提が築かれた。

このような政治展開のなかで、外務省から正院に提出された琉球梗概調書<sup>27</sup>によると、九月一六日(旧暦八月一日)に外務省に出頭した伊地知から事件の詳細を聴取した宮本大丞より同夜外務卿に八重山人殺害の始末が伝えられ、翌日外務省から正院にその処置方が上申されることになる。ここに、琉球人遭難に対する処置が正式な政策課題となっていく。このような、琉球処分にかかわる政策展開による琉球島民遭難事件の性格の変化が、西郷の考えになからず影響を及ぼしたのであろう。そうでなければ、元来が薩摩藩に係わる琉球問題に端を発していること、樺山の建議や大山県参事の上申により薩摩の藩兵などを動かすこととなる台湾への出兵に、鹿児島島の領袖である西郷の了解無しには陸軍省も太政官もその実行を認めることは出来ないからにほかならない。

樺山は、その後も積極的に働きかけを行い、琉球王の処分問題が一段落した際に「台湾問題如何ナル決着ニ出ルヤ否断然政府ニ請求アラシコトヲ今日陸軍省へ内陳」(九月一五日の条)したり、翌日には「小網町西郷先生ヲ訪ヒ台湾事件ヲ内談」(九月一六日の条)し、さらに一週間後には「午後三時西郷氏ヲ訪」(九月二三日の条)れているように、西郷参議と西郷陸軍少輔に頻繁に接触していた。「台湾記事」には「西郷先生ヲ訪ヒ緩語ス……台湾事

件順序稍々調査ノ上外務省ヨリ意見提出」（九月二十六日の条）と記され、さらに一〇月三日の条には「午前七時西郷氏二赴キ同袖ニテ副島次郎殿ニ至リ面会ス台湾事件ナリ又西郷先生ニ赴ク外務省ノ意見昨日正院へ提出ナリタリ副島氏非常ニ尽力ニテ調査ノ始未善ク事ノ緩急ヲ斟酌シテ意外ニ迅速ノ進行ヲ見ル両三日中裁決ニナル筈ナリ」と、出兵実現に向けて活潑に動き回っていた様子が具に記されている。そこに、壬申一〇月七日に史官から「御用有之候条明九日第十時参朝可有之候也」との呼び出し状が届けられ、翌日出頭したところ太政官より壬申一〇月九日付にて「陸軍少佐樺山資紀清国台湾へ為視察被差遣候事」との辞令を交付され、直ちに「陸軍省へ出頭山県大輔二届出置キ野津七左氏二面会シ帰宿ス」（一〇月九日の条）し、翌日「午後篠原冬氏ニ赴ク今夜ニ及ヒ緩話ス西郷先生モ暫時来座ニテ台湾事件大体決議ス本日ノ廟議千載ノ愉快本邦ノ盛挙微力ヲ尽スノ時機来レリ」（一〇月一〇日の条）と奮起する。

その後は、外務省に「台湾調査四冊借用シ西郷氏ニ提出」（一〇月二二日の条）したり、「桐野少将へ書ヲ呈送ス台湾視察事件等報告」（一〇月二五日の条）と、渡清渡台の準備に追われていた。だが、廟議は、台湾事件に対する方針の大綱は決定していたものの、その実施については容易に実行できないでいた。壬申一〇月二四日には樺山の渡清に同行する予定の井田讓福建領事が訪ねてきて日程が確定していないことが伝えられ（一〇月二四日の条）るが、翌日には「午前七時井田讓氏ヲ訪ヒ帰路西郷先生ヲ訪ヒ面談ス又伊集院直氏ヲ訪フ台湾事件幾千ノ議論起リ居ルト」（一〇月二五日の条）と記す。台湾蓄地への出兵とはいえ、清国領土内への出兵であることはもとより、台湾の戦略的価値を評価する列国政府の動静ともかわり、樺山が考えていた程容易なことではなかった。

政府は、如何に目的が清国という国家ではないにしても、また清国人ではなく清国政府が実効支配できていない「台湾生蕃」を懲罰するためとはいえ、基本的には清国に属する台湾へ出兵することは清国への出兵であることが

ら、万国公法による手続きと外交的手順を踏んでからでないことと実施できないことを知ったことから、先ず外交使節を清国に派遣することになる。勿論、このような重大な外交問題に発展する台湾出兵に、政府内部で異論が起ることなかつたわけではない。例えば、征韓論争でも慎重論を展開していた木戸孝允参議は、内治優先主義から台湾への出兵にはのっけから反対で、「五年十一月の征蕃のことが審議された際、公が反対意見を三条太政大臣に呈し」<sup>28</sup>していたように、出兵以前に征蕃そのものに異論を唱えていたからである。このため、政府は年内での決定を延ばし、正月明けに先送りすることになった。このことを、樺山は一月九日の日記に「午前桐野同袖山県氏二赴キ談論又今日三条殿ニ於テ評決ノ積ナリ午後四時桐野篠原両氏同袖先生所ニ赴ク野津種田両氏に客ナリ使節云々正月二期限決議ス国家ノ為メニ安心ナリ外二川村伊地知（正治）伊集院氏等来客アリ先生八明日帰省ニ就カル、筈ナリ福建領事井田讓辞表ヲ呈セリ之レカ為メ発途意外遷延セリ然処鹿児島ニ情実アリ明日出帆ノ北海丸ヨリ一応帰県スルコトニ俄ニ決ス又蝦夷開拓夫七八百人程同舟ヨリ帰県ノ筈ナリ先生所ヨリ帰路尊兄様ニ立寄り十一時帰宿ス」と記していた。このように、征台論は後述のように伊藤博文も井上馨も反対しているように、反対論の長州派と西郷従道・桐野・篠原国幹陸軍少将・樺山をはじめとする薩摩派や板垣の土佐派との対立といった構造を形成していく。これは、同時進行していた征韓論争にみられる内治派と外征派の対立と対をなすものでもあった。

樺山は、西郷参議が帰郷するのに合わせて一旦鹿児島に戻ることにし、一月一〇日品川信濃屋に行き西郷参議とともに品川出港の北海丸に乗船し途中に寄つた兵庫に三泊し一月一七日に鹿児島に着し、直ちに県庁に赴き大山参事に報告（一月一七日の条）するとともに、島津公に面談したり要路の人々に往来して意見交換・協議を遂げていた。滞在僅か五日にして一月二三日に鹿児島を出港し、同二八日払暁に横浜港に着し汽車にて新橋まで行き、直ちに「陸軍省」出頭西郷少輔野津少将等へ面会シ県下ノ情態ヲ具陳シテ退出ス今夕西郷氏ニ赴」（一月二



八日の条） いている。

陽曆導入により、一二月三日が神武天皇即位より二五三三年一月一日とされた改曆明治六年一月六日、副島を訪ねた樺山は、日記に「二十七日出舟使節派遣ト共ニ領事モ同行スト依テ台湾渡航モ領事派出ナキ故機会ヲ失シ使節ト同行ナルニ依リ天津ニ同行スル外ナキト、ナリタリ」と記していた。このことから、一月二十七日に副島が使節として渡清することになりそれに井田元領事も同行することになったため、井田が樺山と渡台することができなくなり、樺山は機会を失しないうちに使節とともに天津に同行せざるを得なくなった事情が判る。だが、使節派遣はさらに延期されることになる。一二日に外務省を訪れた樺山は、副島から「支那行猶予トナル昨夜三条公ヨリ西郷参議帰京ノ上ニテ出發スヘキ旨内達アリ」とし「甚夕意外ナリ」（一月二日の条）とする。ここでの使節派遣というのは、四年七月二十九日に欽差全權大臣伊達宗城と直隸總督李鴻章との間で調印されていた日清修好条規（第二条問題から締約を延期<sup>29</sup>）の批准書交換のために使節を清国に派遣させるといふもので、既定の外交日程によるものであった。それが容易に決まらなかったのは、その際に台湾問題について清国政府と交渉するという外交課題を付加させたことにあった。

政府は、西郷の帰京を待つて改めて台湾問題の検討を行い、二月六日に三条実美太政大臣や大久保・大隈などの参議が岩倉邸に会し台湾蕃地処分要略を決定した。このとき、木戸は欠席している<sup>30</sup>。尤も、この時、征韓論で下野した江藤新平を担いだ佐賀征韓党と憂国党による「維新以来最初の内乱<sup>31</sup>」となる佐賀の乱が起こった。賊徒は三月三日に鎮定されたが、官軍の損害は戦死者九七人、負傷者一八六六人、一方賊徒は戦死者一六七人、負傷者一六二人を出し、降を乞ふ者も六七〇〇余人に達した<sup>32</sup>。

こうした、騒然とした二月二十八日、副島外務卿が特命全權大使に任命され、柳原前光外務大丞を一等書記官に、

平井希昌外務小丞と鄭永寧外務小丞を二等書記官、外務省六等出仕林有造を三等書記官に任じて随行を命じ、日清修好条規批准書交換と同治帝親政大婚祝賀のために渡清させることになる。三月九日に参内した副島大使は、「換約批准ノ諭」と「生蕃問罪ノ諭」の訓を受ける。<sup>(33)</sup>

このような、外交的手続きに従った国家としての対処に対して、武断派で強硬論者の樺山にとって、これは軟弱外交と映るが、単独で渡台することはできないため、この副島の一行に随って渡清することになる。ここに、生蕃討伐は、先ず外交問題として国際法的な手順に従って処理されていく。

### (3) 台湾出兵政策と外交

抑も、外交政策としての台湾出兵が課題としてなっていくのは、副島外務卿がアメリカ公使チャレス・デットリングとの応接にはじまる。

明治五年九月二三日、外務省において副島外務卿がデットリング公使と会谈<sup>(34)</sup>し、そこで廈門領事リゼンドルを紹介される。そこで、デットリングはかつて米国商船が台湾で難破し漂着した際に、「台湾ノ土人殺害オヨビ候二付我軍艦三艘ヲ以テ問罪ノ師ヲ差向ケ其後セネラールリーゼンドル支那ノ兵ヲ引率シ右ノ処置ニ及ハン為メ同湾へ罷越シリゼントルヨリ直ニ土人ノ長ニ掛合向後米人ハ勿論西洋人渡来候トモ暴挙及フマシキ旨定約イタシ」と述べるとともに、「台湾ハ気候モ宜シク膏腴ノ地ニシテ米砂糖芋等并ニ礦山モ数ケ所有之港モ宜ク外国人ニ取リテハ至極便利ノ場所ニテ外国人中ニモ著目イタシ居候」と、植民地としての台湾の魅力を語り副島を煽動していた。さらにデットリング公使は、八重山人遭難事件解決の手段としては「第一直チニ問罪ノ師ヲ差向ケ候力」、「第二土人へ掛合我人民并琉球人トモ到着候トモ暴挙オヨブマジク後來ノ取締ヲ相立候約ヲナスカ」、「第三支配所属ノ儀ナレハ其政府

へ掛合ノ上処置オヨヒ候力」の三箇条の手續きを示すとともに、「地図並人種山川家屋ノ写真米国ヨリ支那へ掛合ノ手續書等ヲ差示」しながら、具体的に説明していった。ここでデットリングが副島に語つたものは、事件処置としては、問罪の師を起こすこと、その際に清国兵の応援を得ること、原住民と交渉し日本人と琉球人に暴挙を加えないことを約させること、原住民居住地域の領有については清国政府と交渉することであった。まさしく、台湾出兵事件は、台湾への出兵に意欲を抱く薩摩の副島とそれを煽るデットリングによつて現実的な政策になつていく。

この会談の席で、台湾への領土的野心を抱く副島は、地図に示された蕃地以外の地について「支那ノ管轄ニ候哉」と質し、これにデットリングは「支那管轄ニ候ヘトモ其政府ノ命令ハ行ハレズ候故人民ノ保護モ出来兼候」とし、さらに副島が「往古台湾ヲ我国ニテ有シ候節ハ右ヲ名ツケテ高砂島ト申候其後阿蘭人ノ所有ト相成候」と、歴史的に日本の領土であるとの論理を掲げて「我ニテモ所望ノ地ニ有之候貴方ノ御見込ハ如何」と、領有の行動に出た場合の米国政府の意嚮を質したのに対して、「我友睦ノ国ニテ他国ノ地ヲ所有シ広殖スル儀ハ好ム所ニ有之候」と返答していた。そして、副島は「我見込三等有之候」として「第一支那政府ニテ琉球人ヲ殺害候士人ヲ罰シ候力其儀能ハサレハ左ノ如シ」「第二支那ト日本ト戮力シテ士人ヲ罰シ候積リ右モ成ラサレハ第三ノ如シ」「第三支那ノ手ヲ不経直ニホルマサ島へ問罪ノ官員ヲ派出ノ目的」としながら第三を主とする旨を伝えるが、デットリングはこれに「御決定次第御漏シ被下度候」と異論を唱えていないばかりか、「直ニ士人へ御引合ニテハ諸事不纏ハ必然ニ付アモイ領事儀ハ士人ノ長ト懇親ノ交ナレハ其手ヲ経テ御処置相成候へハ事纏リ候ト存候」とリセンドルを推薦するだけでなく、「支那人等御携ニテ御出ニテハ逆モ六ケシク、それは「士人支那人ヲ悪ム甚シキ故ナレハナリ」と付け足している。ここに、さらに台湾領有の意欲をかき立てる台湾流有論を補強する根拠が創り出されていく。

翌二四日、副島は横浜の米公使館に赴き「デットリングと面談している。その会談を記録した応接書<sup>56</sup>によると、この会談で、副島は「支那人『ホルマサ』ヲ見出シタル八千四百年代ニコレアリ日本人ハ其以前ヨリ相越候」と先取権を主張し、万国公法上の領有根拠の一つとしての地理的認識を「其頃日本ニテハ此島ヲ高砂ト呼称イタシ居リ候」とし、さらに今回と同様の事件とその処理について「昔平戸ノモノ兄弟兩人ニテ台湾へ蘭人へ対シ仇討ニ赴キ候事コレアリ候蘭人ノ居リタル所ヲ台湾人掠奪シ琉球人三名漂著セシトキ殺戮致シタル事コレアリ其節八日本ヨリ使ヲ遣シ其罪ヲ責メ三百貫目ノ償金ヲ取り琉球人へ与ヘシトコレアリ候右八二百年ノ事ナリ」とする先例を掲げてそれが唐突ではないことを語っていく。さらに副島が台湾への懲罰出兵と台湾蕃地領有の意思を表明しその上で「御腹感ナキ処承リ度候」とする問いに対して、「デットリングは「米船漂着ニテ殺サレ」たるとき米國政府が清國政府にその責任を追及した際に「管轄ハ致シ居候ヘトモ処置ハ行届カサル」とその責任を回避せんとして実効支配権を無意識に自己否定するであろうことを語り、次いで、台湾東海岸は日本への国際航路であり難破などの危険性があることから「燈明台建築」すること、それには「支那政府へ問合せ」、その燈台は「日本政府ノ管轄ト相成候ハ好ム所」で、その際には「兵隊ヲ向ケ砲台ヲ築キ此方ニテ守衛ナサス」ことが必要であるとする。ここに、燈台と砲台という具体的な二つの要求項目が提示されていく。

この会談において、台湾出兵と領有に対して米國は積極的な支持を表明していることからその実現可能性を実感した副島は、オランダの記録により倭寇八幡船による交通と倭寇の根拠地となりしかも基隆・淡水・安平・打狗などの各地は日本人が占領し「殆ど殖民地」の如くであったとして、一六二四年にオランダ人が安平に来航して在住の日本人が駆逐され、次いで一六二六年にスペイン人が基隆を占拠し淡水を略取するや日本人も前後して北部台湾に渡来し居留していくがオランダによって双方とも駆逐されていたという台湾を廻る日本・オランダ・スペイン

間における国際的紛争という歴史性を、また一六二七年に福州に赴く長崎の代官平次平蔵の乗る船が安平に寄港し船長浜田弥兵衛とオランダ領事マルテン・ソックの謀議により生糸や武器類を押収されそのためその不法を江戸幕府に訴えた長崎の商人柏原太郎右衛門などとともに翌年にオランダ領事に報復したという浜田弥兵衛事件を、それより以前永正八（一五一一）年にマラッカを占領したポルトガル人に砂金や生糸などを売りにきていた日本人という海外発展史における位置付けや、日本人が慶長年間における東台湾において砂金を採取していたことや東部海岸地方の知本や花蓮港加路蘭に居住していたという日本人遺跡などの事例を踏まえた、日本と台湾との歴史的関係性による日本領有根拠論を示していたからであった。この台湾領有論は、後に日本帝国主義の侵略主義的領土拡張論の嚆矢となるものであるが、ここで展開されていく歴史的根拠論による領有支配の正当化の論理は、勿論、現代をも含む帝国主義的侵略国家全体に一般的に見られるもので、日本帝国主義だけの固有の論理ではない。

こうして、デットリング公使の煽動と副島外務卿の積極論とによって、台湾出兵政策は現実的な政策課題となっていく。一月一八日、副島はデットリングにリセンドルの雇い入れについての照会をなしたが、これに対して、二月二九日、デットリングは副島にルジャンドルを「精々勸諭」し同人が承諾した旨を伝えてきた。<sup>36</sup> その結果、リセンドルは明治五年壬申十一月廿八日付を以て外務省准二等として雇用されることになった。だが、台湾は如何に「生蕃の地」であろうが、国際法的には台湾島そのものが清国領土の一部であることから、清国政府の了解なしにその領土内に「生蕃問罪の師」を派遣することは出来ない。このため、政治的には外交的手段を以て「我人民ヲ屠殺」に関する責任と賠償を追求し、曩の米国の例により清国政府がその責任を回避する回答を得て、出師の了解を得る、という段取りを採る事になった。

偶々、この時に日清修好条規批准書の交換のために清国へ全権公使を派遣する必要があった。そもそも、この修

好条規という条約を日清間において締結するということ、つまり、東アジア国際社会において初めて条約関係を成立させる、つまり、伝統的な東アジア国際秩序に代わるヨーロッパ国際秩序の導入となる大変革を意味するのが、この日清修好条規の批准書交換であった。この条約は、東アジア国際秩序のなかでは最初の対等的国際関係の成立を意味するからで、その意味では台湾への出兵以上の重大な政策課題であった。副島はその批准書交換のために特命全権大使に任ぜられ、修好条規の批准書交換と同治帝親政大婚祝賀の任が課せられ清国に派遣されることになるが、そこで与えられた任務は批准書交換と北京に公使館を設置すること、北京在留弁理公使を任命することであった。<sup>(38)</sup>これに併せて与えられたのが、生蕃問罪に関する清国政府との談判における委任四箇条<sup>(39)</sup>であった。この四箇条が、清国政府が台湾全島を「所屬地」となす場合は同政府に、「横殺二逢ヒシ者ノ為メ十分ナル伸冤ノ処置」とともに「横死二逢ヒシ遺族」への「若干ノ扶助金」を要求すること、生蕃地は統治が及んでおらず且つ「所屬地」でないことを以ての賠償補償を拒否する場合は、生蕃処罰の権利を日本に委任させること、「台湾全島ヲ屬地」としつつも、の責任を回避する際には、「清国政府政權ヲ失セル次第ヲ弁明」しその上に「生蕃人無道暴逆ノ罪ヲ論責」しそれでも拒否する場合はそれに伴う処置の全てを日本に委任すること、かかる想定外の論争が生じた際には、「公法ヲ遵守シ公權ヲ失ハサルヤウ」にし臨機処置を委任することであった。基本的には、デットリングが示した論理をそのまま用いていた。

副島は、三月一二日に龍驤艦に乗り筑波艦を随えて横浜を出港し、四月二〇日に天津に着いて李鴻章と批准書の交換を行う。これにより、日清間是有史以来初めての条約関係国という対等な国際関係が結ばれたことから、五月七日に副島は特命全権大使として国書の捧呈を行うために北京に赴くが、そこで謁見方法を廻って紛糾することになる。特命全権大使ということは天皇の名代であることからそこでは対等な関係が維持されなければならない。し

たがって、伝統的な中国皇帝への謁見礼節は飽く迄も華夷秩序下での謁見儀礼であることから、それは条約締結国間の平等を原則とする条約体制下の国際秩序に背くものであるため、副島は六月二〇日に随行の柳原一等書記官と鄭二等書記官を総理衙門に遣わして、謁見を諦め帰国するという強硬手段を伝える。清国政府は、条約締結の批准書交換のために訪れた日本の外務卿を、皇帝奉賀と国書捧呈をもさせずに追り返すという異常な事態を避けざるを得なくなり、ここに中華帝国としては大きな妥協を行うことになる。六月二十九日、副島は各国公使に先んじて三揖の礼により清帝に謁し国書を捧呈することになり、日本外交の実力を欧米各国に示した。

この謁見礼節で紛糾している六月二二日、副島は柳原と鄭をを総理衙門に遣わして、総理大臣吏部尚書毛昶熙と戸部尚書董恂などと台湾蕃地と朝鮮問題について談判を行った。この会談において、柳原が「東部二在ル土蕃ナリ者一昨年冬我国ノ人民彼地ニ漂泊セシヲ殺害セリ故ニ我政府ノ義務トシテ其罪ヲ処分セサルヲ得ス」と問うたのに対して、毛は「生蕃力暴殺セシハ琉球国民ニテ未タ貴国人ナルヲ聞カス抑琉球人ハ我力属国ナレハ其横難ニ遭タルトキ我福建ノ総督ヨリ殺余逃命ノ民ヲ救恤シテ仁愛ヲ加ヘ本国ニ帰シタル也」と慣行に従った人道主義に基づき処置したと答えている。ここで、両者は「生蕃人の暴殺」の事実を確認し、その処置について、被害者の「琉球人」を「我国人民」とする日本と、「我属国」とする清国との立場の違いが明確になっていく。このため、柳原は琉球帰属問題は「琉球ハ従来我属藩ニテ我朝ヨリ撫字スル事尤クシ」との主張に留め、「貴国ニ対シテ兩属ノ帰着ヲ論スルニ非サル也」と訓令に基づきこれを回避し、飽く迄も論点を「福建ノ総督逃難ノ琉民ヲ救恤スト云不知其暴殺ヲ行ヘル生蕃ヲハ如何処置セラレシヤ」と加害蕃人への処置とそれに伴う被害者への責任問題に求めていった。これに対して、琉球人被害者への責任問題を回避することを重視した毛は「生蕃ハ我朝実ニ之レヲ奈何スルナシ化外ノ野蕃ナレハ甚タ之レヲ理メサルナリ」とする重大な発言をしていく。所謂、「化外の民」論であった。この言辞

を得たことから、鄭は「生蕃暴横ヲ他国ノ民ニ加ヘシト貴国ノ初ヨリ凡幾多次嘗テ処分有タルヲ聞カス故ニ我国ノ志士今度八直子ニ往テ問罪セント謀ル」と語り、柳原も「貴大臣既ニ生蕃ノ地ハ政教ノ及ハサル所ト云ヒ又旧来其証蹟有之化外孤立ノ蕃夷ナルハ只我獨立国ノ処置ニ歸スルノミ」としていく。<sup>40)</sup>

この交渉で、柳原は清国政府が「化外の民」であること、すなわち生蕃の地には清国政府の統治権は及んでいないことを言質として得たことから目的が達成されたと判断している。しかし、本来的には言辭を得たとはいえ、正式な公文において記されたものではないことから、外交的には極めて不充分であった。近代外交としては未熟であったこともあるが、そもそもが米国の前例を踏襲して「化外の地」論や「化外の民」論をもって清国政府が国家としての責任回避を行っているとの前提をもつての交渉であることから、言辭のみという曖昧なことで充分と判断していたからではなからうか。それは、公文に認めるといふことになる。清国政府が「化外の地」「化外の民」といふ文言を避ける恐れがあつたことから敢えて文書化しなかつたのではないかも考えられる。

副島が政治的に大きな成果を挙げて帰国したが、台湾への出兵は直ちには実施されなかつた。征韓論争により太政官政府が分裂するという、維新政府最大の政治危機である明治六年政変が起こつたからであった。

この征韓紛議のために「征蕃の閣議は姑らく中止せられるに至つた」ものの、「征蕃問題」が立ち消えとなつたわけではなかつた。それは、「西郷等が辞職するに及んで、征蕃問題は新内閣が必然的に解決せねばならぬ實際問題となつたのである。七年一月に政府は、大久保内務卿及び大隈大蔵卿に台湾蕃地問題調査委員を命じ、征蕃問題の事を商議し、その処分方法を調査せしめた<sup>41)</sup>」のであつた。つまり、征韓紛議は対外出兵政策という冒險主義的対外政策が否定されたわけではなく、また征台論・征韓論という明治初年の対外政策そのものへの方向転換を示したわけでもなく、維新政権内の権力闘争でしかなかつたことになる。



こうして、明治七年二月六日に岩倉邸で前月に台湾蕃地処分の取調を命じられていた大久保と大隈から提出された台湾蕃地処分要略九箇条<sup>42</sup>が検討され、ここに討蕃撫民を名目とした台湾出兵の議が決定されることになる。とは言え、征韓論争で問題になった内治か外政かとの国家基本政策にかかわる政策論争が棚上げになったわけではない。ここでは、征韓論に強く反対していた「徹底した内治先務論者で、猶ほ依然としてその論拠を守り」<sup>43</sup>、断じて大久保や大隈の台湾処分意見にも賛同しなかつた木戸参議が、ここにおいても一貫した出兵反対論になる慎重論を主張していたからである。それも、木戸文部卿はこの日の閣議を欠席していた。征台論争は、薩長対立という構図はありつつも、基本的には征韓論争と異なり木戸や井上馨を中心とした純粹な政策論争になっていた。

その事情について、当初から財政的立場より台湾への出兵にも反対していた井上の伝記『世外井上公伝』は、「木戸文部卿は閣議に列席せず、一旦はその草案に同意を表したが、元來生蕃遠征の計画に対しては反対の立場に在るもので、目下の国情から推しても外征は無謀であつて、専ら国力の充實を図り、維新宏謨の実績を顕揚すべきであると主張し、遂に一篇の意見書を認めて閣員の反省を促すに至つた。木戸の所見は、嚮に五年十一月の征蕃のことが審議された際、公が反対意見を三条太政大臣に呈したその主旨と根本に於て相通じ、その論旨は、木戸が征韓論に反対した精神の当然の帰結に過ぎなかつた。由來岩倉といひ、大久保といひ、内治の改善整理の急務を理由として、極力征韓論に反対したにも拘わらず、今急に征蕃の役を起さうとするは、縦令権宜変通の処置といふにしても、その主張に於て前後矛盾の甚だしいものがあり、到底木戸の条理整然たる反対意見に対して、彼等征蕃論者の能く論争し得る所ではなかつた」<sup>44</sup>と記している。

この時に会議に出席していた伊藤は、木戸に「昨日岩倉へ集会台湾一条会議御坐候処、兼而懸御目置候書面之趣意とも少々相違、急に一大隊之兵を発し、先づ熟蕃之地より入れ生蕃に及ぶへしとの策、此議如斯火急に到るは全

く海路風波時候に依りて緩激之別あるを以なり。尤右書中有之候人物等は急に先発の筈、支那北京在留公使は柳原代理に可被為命。台湾都督人撰未定……台湾之事は卒然に事を処する見込之趣に付、禁外聞申候」と書き送つてい  
 るように、出兵は慎重に検討され関係機関と調整をとつてから決定されたものではなかった。このため、木戸は飽  
 く迄も反対し参議の職をも辞してまで抵抗することになる。しかし、征韓論で反対した大久保は台湾出兵には賛成  
 に回っている。この一貫性のなさが、明治政府の弱体さと混迷さを示しているとともに、征韓論争が純粹に政策論  
 争ではなかったことをも裏付けてもいる。但し、ここでの対立構造が單純に薩摩・土佐・肥前派と長州派の対立と  
 見る事は出来ない。実は、伊藤も「初め伊藤は征蕃論に対しては木戸と同意見であつた」<sup>46</sup>が、この段階からは消極  
 的ではあつても伊藤も強く反対の立場に立つことはなかつたからでもある。

木戸の反対はあつたが、政府内ではそれ以外の反対がないことと、台湾出兵そのものは板垣も主張していたこと  
 から、大久保と大隈が連帯しての政策実施に大きな障害はなくなっていた。柳原外務大丞が清国駐劄特命全權公使  
 に任せられ、三月には大隈邸に集まつた大隈参議兼大蔵卿・寺島宗則参議兼外務卿・西郷陸軍少将兼陸軍大輔・柳  
 原公使が「台湾蕃地事務都督ヨリ福州及ヒ台湾ノ地方官へ」鄭永寧が案分した「書簡ヲ送ル事」、その際に「清国  
 ヨリ万一彼力手ニテ処治スヘクナド申出サハ都督公使ハ我本国政府ノ命令ヲ聴テ進退スルノ詞ヲ要トス」すること、  
 「李仙得ハ台湾事務局准二等官ニ転任ノ事」「出兵ハ本月十八日九州熊本ヲ発シ同二十八日台湾社寮へ著スル事」な  
 どの蕃地処分目的の二三条を協議決定し、そして三月二十五日に西郷陸軍大輔に台湾生蕃処置取調が委任されるとも  
 に、赤松則良海軍大丞と平井希昌外務小丞に、二十九日には岩橋輶輔大蔵小丞にいずれも御用中は陸軍省出仕として  
 台湾生蕃処置取調が仰せ付けられ、ここに台湾出兵態勢が整えられていく。

四月四日、西郷陸軍中将が台湾蕃地事務都督に任じられ、その西郷台湾蕃地事務都督に翌五日に「我国人ヲ暴殺

セシ罪ヲ問ヒ相当ノ処分ヲ行フヘキ事」「彼モシ其罪ニ服セサレハ臨機兵力ヲ以テ之ヲ討スヘキ事」など勅旨三箇条が下され<sup>30</sup>とともに、さらに、「第一着眼トスヘキハ土人ノ服従セル者ハ専ラ恩恵ヲ以テ之ヲ懐ケ緩スルニアリト雖トモ若シ抗敵シ服セサルニ於テハ兵威ヲ以テ之ヲ制圧スヘキ事」（第一款）との征蕃策と、「生蕃の地」において「鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ其土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ興起セシムルヲ以テ目的トナスヘシ」（第二款）と殖民策を骨子とする一〇款にわたった詳細な特論が命じられていた。<sup>31</sup>それ故、第八款において「支那管轄地ト犬牙錯雜スル処ハ能ク其境界ヲ明ニ彼ヲシテ我ヨリ侵畧スルノ嫌疑ヲ生セシムルコト勿キニ注意スヘキ事」（同上）と清国との境界への配慮を強く求めていた。つまり、この特論は生蕃問罪の師を名義としつつも、その目的は生蕃地の「殖民地化」にあった。

この殖民地化を鮮明にしているのが、『処蕃提要』の第九文書として綴られている、「生蕃進討二付逐次処分スヘキ条件」以下四つの案件からなる文書<sup>32</sup>である。この文書は作成された月日が記載されていないために詳細ははっきりしないが、前述の特論が下されるて間もなくのものではないかと思われる。構成は、第一件が「生蕃進討二付逐次処分スヘキ条件」一三箇条、第二件が「生蕃進討仕組書」二四箇条、第三件が「殖民兵臨時徵募ノ主意」三箇条、第四件が「討蕃一挙ニ付至急可取計件」二二箇条からなるもので、極めて詳細な取極が記されている。

内容は、第一件の「処分スヘキ条件」では、第六で「長崎ニ於テ凡十五日ノ際ヲ以テ全ク諸事ヲ成了シ総軍一同台湾へ航シ車寮港へ上陸スヘシ」と、第七でも「我兵車寮港へ至ラ八速ニ根拠ノ地ヲ見定メ本営ヲ築キ之ニ拠ルヘシ」といった逐次処分方法を、第四の「取計」では「一凡百五十馬力程ノ運輸船八艘ヲ用意スル事」や「一清国本地人ノ蕃語ニ通スルモノヲ傭ヒ入ル、事」といったような、実務的な事項が細かく指示されていた。ここで注目したいのは、かかる実務的な取極のなかに、この出兵の意図が明確に示されていることである。例えば、第二件

の「仕組書」では、「一 精米五百石一人毎二日五分ニシテ凡二千人五十日分ノ積リ醤油五十石」といったように、作戦予定は当初五〇日間を想定しており、その二〇〇〇名の兵力は「軍艦一艘歩兵二大隊内一大隊八殖民兵ニシテ臨時徵募セル者合シテ一聯隊」となすべく常備兵一大隊と臨時徵募する「殖民兵」一大隊とされていたことで、そこでの徵募は義勇兵ではなく殖民兵であったことだ。その殖民兵の徵募について、第三件の「殖民兵臨時徵募ノ主意」では、第一に殖民兵の任務は「平定ノ後八各其占ル所ノ地ニ抛リ小分営ヲ築キ永居之計ヲナス」ことにあるとし、その兵の資格要件は「上士官八現在非職ニシテ家ニ在ルモノ」とし、兵卒は「熊本鎮台管下ニ屬スル諸県ノ土族」して、「嚮ニ一タヒ兵役ニ入り東西ノ役ニ勞働シ一旦解散業ヲ失ヒシ者」と廃藩置県により失業した土族救済の目的を持ち、年齢的には二〇歳以下の者と三〇歳以上の者でも「特抜」を持つている者との条件を付しながら、さらに、「服役期限ナシ」とし、それは「彼地平定ノ後時宜ニ随ヒ移住ヲ命スル事アル」からとする。このため、状況により「本人ノ望ニ随ヒ尙其妻子親屬ヲ携ルヲ許ス」と、まさに屯田兵の台湾版であった。

ここにおいて示されたことは、この段階での台湾出兵の目的は、兇暴生蕃懲罰や琉球帰属ではなく、「化外の地」たる台湾東部の「生蕃地」の領有化、殖民地化であったことにある。つまり、大久保・大隈・寺島・西郷・柳原が合意し謀ったのは、台湾生蕃地の殖民地化であったことだ。勿論、それを画策した重要な人物がリセンドルであった。リセンドルはこれより前の三月一三日に大隈参議に「征蕃策」と「对蕃策」を呈しているが、そのなかで、派兵の「表向ノ眼目ハ唯僅カニ『ブータン』人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪業ヲ行フヲ防御スルタメナリト為ス」とするが、「遠征ノ真ノ眼目ハ土人ノ所轄タル『フアルモサ』島ノ一部ヲ日本ニ併ハスル」にあると、蕃地併合論を鮮明に打ち出していた。次に、その具体的な領有方法について「兵力ヲ用ヒ或ハ土人ト談判シテ『チャシアン』ヨリ北緯二十四度三十三分許ノ処ニ在ル東海岸ノ一岬ニ至ルマテ未タ他国人ノ所轄タラサル土人ノ海岸ニ兵士植民地ヲ

設ケテ之ニ占拠し、その後、「ブータン」人ヲ征服シ又ハ其降ヲ告ケタル後日本政府「フアルモサ」島ヲ靖寧ニナス二八一箇ノ開化国ノ之レニ占拠スルコト必要ニシテ今他二之ヲ占領スル国ナク幸ヒ日本ノ兵其地ニ在ル力故ニ其兵ヲ此所ニ留メ置ク可キ旨ヲ公告シ且全世界ノ資益ノタメ「フアルモサ」島中土人ヲ領スル地ハ日本帝国ニ之レヲ併ハスル旨ヲ公告スヘシ」と領有の手順を示している。ここで重要な鍵となるのが、領有の実を表現する既成事実であるが、それについてリセンドルは「兵士植民地」を設けることであるとし、その場所は「新領ノ地ニ於ケル内外ノ寇ヲ防クニ備ヘ且ツ土人中ニ利益アル労働工業ノ道ヲ開クニ着眼」して決めなければならぬとまで具体的に記していたのであった。大隈や西郷が企図した征蕃策論や征台策論は、明らかにこのリセンドルの提言を踏襲したもので、本来的目的であった兇蕃懲罰出兵から逸脱している。

このようなかで、四月五日に台湾蕃地処分のために台湾事務局設置の達が公布され、さらに四月七日に戦時加俸ともいふべき蕃行加俸規則が制定され、ここに出兵準備が整えられていくことになる。未だ権力基盤も確立していない草創期の日本にあつて、新領土獲得・植民地獲得という対外膨張政策、しかも大清帝国を相手にした冒険主義的対外強硬政策に対し、それだけでなくも対外政策に慎重な考えを持っていた木戸は強く反撥する。このため、かかる対台強硬政策となる台湾事務都督任命や台湾蕃地事務局の正院設置、さらに大隈の長官任命などについて太政官政府は四月二日に上奏して宸裁を仰ぐことになつたが、木戸は「飽くまでもその反対意見を固く執つて、閣僚の連署奏議に署名することを断然拒絶」し、次いで四月一七日「辞表を三条太政大臣に上り骸骨を乞ふに至」つたのであった。<sup>56)</sup>

ここに、前年の政変に次ぐ維新政権の危機が訪れたのである。だが、征台政策は征台論争にはならなかつた。それは、明治六年政変で分裂して政権内部に残つた大久保・大隈が征台論を推進していたからであるが、内治派と外

征派との対立として政権を分裂させてまで激しい論争になっていた征韓論との極端なギャップこそ、却って征韓論争は純粋な政策論争ではなかったことをものがたっている。

そもそも、征台論は対清論でもあるからで、東アジア世界に君臨する大清帝国との領土を侵し全面的に衝突する可能性が高く、戦略論的には征韓論よりも遙かに危険度の高い政策であった。それが、何故、木戸一人の反対で留まったのであろうか。その原因として考えられるのは、そもそも台湾が中華帝国にとつての固有の領土ではないという認識に立っていたからではなからうか。つまり、征台論は対清論ではなかったことにある。清国は、康熙二二（一六八三）年に鄭氏を台湾に討ち、翌三年に台湾府を設置し福建省に隸せしめ、そして福建省台湾の殖民地化をはかっていくものの全島支配は行われず、却って康熙六（一七二二）年に番界を確定させ、さらに乾隆二五（一七六〇）年には台湾道の楊素景によって番界線が築かれて支配領域の分界を明確化することによる領域支配化を図り、乾隆五三年に蕃界に隘を設けて蕃害を防禦する機関とした。<sup>61</sup> 清朝政府が台湾に省を置くのは、清仏戦争の影響による光緒一一（一八八五）年九月五日（建省は光緒一三年）になってからではあるが、それでも番界線による領域支配の体制は変更されることはなく、その考え方が台湾総督府にも引き継がれていくことになる。

そこには、漠然とした「台湾」という空間に対する観念的支配論、つまり前近代的な周辺の夷狄疆域支配の論理があった。それが、近代法的には「無主地」論に繋がっていき、リセンドルの論理となり、それに基づく副島・西郷・大隈の出兵論と台湾征服殖民論へとなっていく。

しかし、これらの前提が、清国政府が依然として旧態の領土論を堅持していることにあつた。だが、阿片戦争以降西洋のアジア侵略が強められるなかで、清国政府も西洋国家系の国際秩序を受容するようになり、国家統治概念と支配制度論を近代的に対応するように変わっていく。後の建省はその一つであり、さらに光緒二〇年に台湾巡

撫邵友瀛が台北を省都とする建議は台湾全体の統治支配実施の姿勢を内外に示すことでもあった。これらは、日本の台湾出兵や清仏戦争といった現実的な体験が大きな影響を及ぼしていたことはいうまでもない。

いづれにせよ、台湾殖民地化構想を懐に抱いた台湾への出兵が、いよいよ大久保・大隈を主導者に、西郷を実行者に実施されることになる。西郷都督は、四月九日に軍艦日進や孟春以下五隻を率いて品川を出港し、途中、佐賀に立ち寄り江藤以下不平士族の叛乱を鎮定し同地に滞留して事件処理にあたっていた大久保と打合せをしてから長崎に行き、同地に台湾蕃地事務支局を設置し、出兵の第一歩を踏み出した。その矢先、四月九日、ハリー・S・パークス英国公使が寺島外務卿に出兵の意図と上陸地などに関する問い合わせを行うとともに、翌一〇日には外務省に訪れ寺島に台湾出兵について清国政府と談判済みなるかなどの対清外交手続きに関して詰問してきたが、さらに、一三日には公文を以て清国政府が日本の台湾出兵を敵対行為と看做した場合出兵に係わる全ての英国人と英国船籍の船舶を呼び戻すことを通告してきた<sup>64</sup>。また、四月一〇日に露国代理公使兼総領事エイワロウスキーも外務省に来て同様の問い合わせをなす<sup>65</sup>とともに、四月二三日に露国代理公使兼総領事エイワロウスキーの名前で「惣テ魯国ノ人民ハ……其身或ハ魯国ノ船舶ヲ台湾島へ進発スル目的ノ為日本政府ノ務ニ従事スル事ヲ禁ス<sup>66</sup>」るとの布告を發した。さらに、伊国公使とスペイン国臨時代理公使勳方エミリードオエダが外務省を訪れ上野外務少輔に状況によってはスペイン領より石炭補給などは拒否する旨を通告し、伊国公使からも同様の問い合わせを行っており、各国政府が一斉に日本の台湾出兵に強い警戒心を表明してきたのであった。

そこに、四月一七日の『ジャパン・ヘラルド』が「台湾即チホルモサハ支那帝国ノ境界内ニ在ル事論ナシトスレバ和親国ノ土地へ兵卒ヲ上陸セシムルハ予メ兩國ノ間ニ約ヲ定メテ相互ニヒ同意シタルヲ示スニ非サレハ其土地ヲ犯セルナリ……他国ノ土地ニ兵卒ヲ上陸セシムルハ戦争ノ原因ニシテ必要ナル政府ノ公告アルニ非サレバ其処置敵

意ヲ表セリトセザルヲ得ズ」とし、さらに日本政府の出兵の論拠についても、縦令としての仮想事例を挙げて論究するが、それは英領ニューギニアランドの原住民が土人マオリースが米国人漁鯨船員が台湾での事件と同様なことを行つたとして米国がその懲罰のために征伐の師を起こしたとしたらどのようになるのかといった問いを掲げながら「日本在留ノ亜米利加公使ビンハム氏八独リ其同僚ニ反シテ支那日本両国ニ於テ欠ク可カラサル公告ヲ為サザル間八半八劫掠ノ征伐ト看做ス可キ事ニ其国旗ヲ揚ケタル船艦ノ使用セラルル明カニ許ルシ」たるばかりか、「其国ノ官吏日本政府ニ使用セラレテ征伐ニ加ハルヲ許ス」ものであると、ビンハム公使を厳しく非難する論説を載せて日本の台湾出兵に異を唱えたのであつた。<sup>(69)</sup>

この論説で指摘されているように、そもそも台湾出兵構想は、薩摩派と土佐派などの対外強硬派とデットリングとビンハムという米国公使やリセンドルといった米国であつたことを暗に指摘していた。確かに、リセンドルが台湾への出兵を遺漏なく行つたためには、「台湾海上ニ経験」のある横浜に碇泊していた米国軍艦アシユロット号の士官カッセルの雇入れとワスソンを雇入るべきであると日本政府に申し入れをしてこれを日本政府が受け容れたのであり、さらにそれをビンハム公使は容認していたのであつた。そのビンハム公使が、この記事を見て豹変したのである。四月一八日、ビンハム公使は「台湾ノ事ニテ局外ニ中立セザルヲ得ズ又米国人タルリゼンドル氏カスセル氏ワスソン氏ヲ台湾向ノ事ニ使用スルヲ禁シ東京ヘ召還方ヲ請求」してきたのであつた。つまり、英国・露国・伊国・西国・米国の反対と、雇員としたリゼンドル・カスセル・ワスソンの渡台が不可となり、さらに兵員輸送のために借用を予定していたニューヨーク号を借用することが出来なくなつたのである。この全ての雇員とは、例えば台湾へ兵員を輸送するために供されることになつていた北海丸には御雇英国人ブラウンが乗り組んでいたため、そのブラウンの乗組も禁止されるといふことで、欧米列国に依存していた黎明期日本の現状からするとその影響は極めて



大きかった。すなわち、近代日本最初の海外出兵、台湾への遠洋航海を基軸とする全てを日本人の手で行わなければならなかったのであった。尤も、運送船については大隈の計らいで、五月九日に上海から長崎に入港した米国商船シャフツポリー号を即日買収し社寮丸と命名し、次いで同夜入港した英国商船デルダー号をも買収し高砂丸と命名することによって対処することができた。

かかる事態に、愕然となった寺島外務卿は米人とニューヨーク号の渡台中止を三条太政大臣に上申し、事態の深刻さに狼狽し動揺した三条は直ちに閣議を開くが、肝心の大久保は佐賀に大隈は長崎に滞在中であるため有効な対処策を講じることが出来ず、台湾出兵の一時差し止めを命じるに留まった。三条は、四月一九日に権少内史金井之恭を長崎に派遣し、大隈長官に帰京を命じ西郷都督には進発を止めようとしたが、何れも応じることがなく、四月二五日に佐賀から帰京した大久保内務卿は自ら大隈と西郷を説得すべく二十九日に兵隊進退に関する御委任状を持って東京を発ち、五月三日夜に長崎に着した。<sup>(76)</sup>

一方、三条からの出兵の一時中止命令電報を受け取った大隈も、「西郷の許に赴き『今となつては致方がない。暫く後命を待たう』と説いた」が、西郷は「陸軍ノ軍氣奮躍、如何してこれを止め得やう。中止など思いもよらぬ」とし、さらに「今や陸兵は各地に処を異にして駐屯し居るも、氣脈は自ら貫通して居るから、一度駕馭の術を誤ると、潰裂四出、復た收拾する事が出来ぬ……鬱屈の氣が一旦にして破裂したならば、その禍や恐らくは佐賀の乱の如きものではあるまい。従道の怖れる所はそれである」として断として聴こうとしなかった。それどころか、西郷都督は米国公使の要求を無視して雇米国人のカッセル、ワッソン、ハウスを同行させ、「翌二十七日には、急に兵士二百余名を有功丸に載せ、領事福島九成に閩浙総督に与へる公文を渡し、廈門に向つて前往させ」てしまつた<sup>(77)</sup>。ではなしに、大久保が長崎に着く直前の五月二日に軍艦の日進・孟春の二艦と運送船の明光丸・三邦丸に兵員を載

せて進発させていたのである。事実としての出兵が、西郷によって断行されていたことから、大久保も「断然出征に決定し、専ら今後の策を協議決定」<sup>76</sup>して一五日に帰京するが、かかる事態に出兵に強硬に反対していた長州派の木戸は参議を辞職し、太政官政府は大久保の独壇場になっていく。帰京した大久保は、三条に「生蕃処分着手宜ヲ得寛急順ヲ追ヒ其目的ヲ達スルノ所断ニ出ル外考慮無之」<sup>79</sup>との復命書を提出して追認を求め、太政官政府は五月九日に院省使府県に「台湾生蕃問罪」のために西郷都督を発向させた旨を通達して台湾出兵を告示するとともに、柳原公使を清国に赴かした。

福島領事が持参した公文が、李鶴年大清兵部尚書兼都察院右都御史閩浙總督部堂に宛てた「台湾蕃族征撫事情通告」という明治七年四月一〇日付出兵通告書である。該書は、有功丸が五月三日廈門に着して清国官吏に手交され、李鶴年閩浙總督は五月八日に接受していた。<sup>81</sup>ここに、台湾出兵をめぐって日清間における外交問題が起こる。

西郷都督が強硬であったのは、西郷自身が対外膨張論者であったことだけではなく、明治六年政変で下野した警察界の大物の「坂元純熙ら鹿兒島土族とかねてからの約束があり、坂元らは地元で組織した元警察官主体約三〇〇名の徴集隊を率いて長崎で遠征軍に合流したので、いまや西郷は引くに引けなくなった面もあった」<sup>82</sup>ともいわれているが、そもそもが樺山が建議書を持って上京し懲罰出兵を嘆願したときに、兄の西郷隆盛は反対したものを西郷従道は樺山を支持してその実現に向けて副島と画策していた経緯からして、内政問題より琉球支配を画策しその延長線上の台湾領有を描く薩摩派の領袖としての西郷従道そのものにあつたのではなからうか。その背景には、安政年間島津斉彬が「理想であつた亜細亞大陸経綸策から画策し、而も実行の段まで進めた琉球支那貿易の拡張と、之に附帯して、台湾の主要港津に中継碇泊場を設置し、其を根拠として漸次台湾を経営せんとする計画は、公の薨去により廃絶に帰したが、藩内には公の遺志顕現を志す者が少なくなかつた。公の薨去から僅かに十四年……其琉

球藩民が台湾の蕃人に虐殺された詳細が、鹿兒島に齎らされたのである。斯の如き事情から薩摩派の官人は、文武を問はず、征蕃を主張し、而も単に蕃人を討伐する丈けでは無く、此の機会を利用して、東部及び南部の蕃地を経営せんことを欲した<sup>(83)</sup>という鹿兒島薩摩派の事情があつたという。勿論、それは單純に従道が対外強硬論者・侵略主義者であつたというのではない。西郷が自ら軍を率いたのは、「當時に於ける鹿兒島の事情、並に強硬なる外征論者坂元純熙を始め薩派壮士の徒を台湾に移さんとする意志から<sup>(84)</sup>」といわれていることにもある。

この問題は、独り西郷従道の強硬論だけの問題ではない。そもそも、明治政府が誕生直後の政權基盤も固まつていない、さらに脆弱な軍備しかなかった上に、新政府が明治六年政変による大分裂という最大の危機的状況にあつて政權そのものが弱体化していたこの時期に、大清帝国との開戦をも想定される清領台湾への出兵という国家の存亡を賭ける重大な政策選択を何故に行つたのかともつとも根本的な疑問がある。

確かに、征韓政変後の明治七年は、年明けから混乱していた。一月一四日に元土佐藩士族の武市熊吉などが赤坂喰違で岩倉を襲撃するという事件が起こり、一七日には板垣・後藤象二郎・江藤・副島などが民選議院設立建白書を左院に提出している。内政の動揺は依然として続き、より拡大する傾向すらみられた。そのなかで、二月に江藤などによる佐賀の乱が起こり、不平土族の不満は危機的状況にまで高揚しつつあつた。このなかで、最も大きな鍵を握つていたのは明治六年政変後の最高権力者であり、長崎で大隈と西郷を説得しながら最終的な出兵を決定した大久保であつたことは言うまでもない。実は、大久保は台湾出兵事件については、政策決定から清国政府との交渉と出征軍の撤収まで主導的な役割を演じていたのであつた<sup>(85)</sup>。つまり、維新の功臣の多くが「朝を去り、政府の実権は殆ど大久保の掌中に歸した」なかで、「征蕃論の如きも多く彼の籌策に出で、木戸の理路整然たる反対をも却けて之を敢行」されたもので、対清外交においても「長派の非戦論は彼等薩派の主戦論に圧倒せられ、愈々薩閥専横の

弊を増徴せしめ」るとともに、まさしく大久保を中心とした政府は「公議輿論を無視し、一意専制主義を墨守して、薩閩情実の弊を愈々馴致するに至」ったのである<sup>(86)</sup>。

三条太政大臣の命令を無視して実施された台湾出兵であるが、それは現地軍の暴走を追認するという日本帝国の非近代的体質の原初的なものでもあった。その意味からすると、西郷都督の独断専行は昭和の軍部の暴走が特異なものではなく、「近代日本的特質」であったことを示しているのではなからうか。それであっても、清国政府の諒解なしに清国領土に派兵したことから、対清外交交渉は難航するのは必然であった。

五月四日、上海道台沈秉成は品川領事に台湾出兵の実否並びに柳原公使が上海に赴任し外交的手続きをなすまでは台湾への派兵を止めるよう申し入れをしてきたが、さらに同一日に清国総理衙門雇英国人ケーンが外務省を訪れ清国恭親王等から台湾は「中国辺界地方」なるが「中国版図之内」のものであり、その地に出兵するに際して「何以未抛先行議及」とする照会をなしてきた<sup>(87)</sup>。当然、台湾に赴いた西郷都督は瑯瑤で李閩浙總督からの即時撤兵すべきことの照覆書を手交されていた。また、在上海の小牧昌業開拓七等出仕も、黒田清隆開拓次官へ上海の新聞紙が「日本の支那政府に照会なく台湾に出兵するは不条理」との議論で沸騰しており、さらに「支那政府も両三年來軍艦を造り又はカツトリンク砲並スペンセル銃或は水雷等外国より購入」し軍備の近代化に努めているといった情報をもたらしていた<sup>(88)</sup>。日清間には、一挙に緊張してくる。

さらに、六月二日に西郷軍は出兵目的となっていた牡丹社を占領したことから、外交的課題は撤兵問題に移っていた。六月四日、清国政府の使者が寺島外務卿に総理衙門王大臣等が連署する抗議書を提出し<sup>(89)</sup>、二二日には清国軍艦二隻が瑯瑤に入港し、翌二二日に福建布政使潘蔚・台湾道台夏献倫・同知謝宝鼎などが西郷都督を訪れ、欽差沈葆楨の代言として撤兵又は休戦を要求したが、西郷都督は既定通りこれを拒否した<sup>(90)</sup>。これにより、事態解決の舞台

は現地軍における穏便な解決ではなく、重い日清間における外交交渉という国家対立へと移っていった。それは、対清開戦をも覚悟したものであった。

七月八日、政府は台湾出兵軍の撤退の可否を議したものの、議は清国政府との交渉決裂に対する処置方法となり、和議が敗れた場合に備え戦備を修むるを決し、翌九日陸海軍卿に対清開戦の内論が下された。<sup>(95)</sup>

開戦の覚悟を以て対清交渉を行うに際して、北京に派遣した柳原公使では独断の全権を付与されていないことから改めて全権委任状を付与された者を派遣することとなり、八月一日に大久保参議兼内務卿が特命全権弁理大臣に任ぜられた。<sup>(96)</sup> 大久保全権は、一六日に長崎より軍艦龍驤に乗り上海經由で北京に赴き、翌九月一〇日に北京に入った。<sup>(95)</sup> 大久保は、一四日に柳原公使と総理衙門に至り恭親王・軍機大臣文祥などと会見して交渉するが談判は纏められず、遂に帰国に決し交渉決裂の事態に陥った。一〇月二五日、大久保は幾度の会談も不調のため二六日に発途帰朝を決断するが、英公使ウエードが清国政府の依頼を受けて斡旋し妥協案を提出したことから両国の妥協がなり、一〇月三一日に、征蕃を義拳と認めること、清国政府は被害民に撫恤金を給すとともに、日本が台湾に設けた施設などの費用を報償すること、生蕃に対しては清国政府が法を設け航客の安全を担保こととした互換條款と、撫恤金を銀一〇万両、修道建屋費の報償四〇万両としそれらは撤兵時に支払うこと等を定めた互換憑単に調印した。<sup>(96)</sup> なお、大久保は報償の四〇万両は宸断を以て清国皇帝に返還することとした。<sup>(96)</sup> こうして、日清は平和的に台湾出兵事件を処理することになる。

大久保一行は、一二月二日に北京を発ち上海へ赴き、一行を帰国させるとともに、自らは西郷を説得し穏便に撤兵をさせるために随員金井之恭と樺山・田中綱常・福島九成・児玉利国・比志島義輝等とともに台湾に向かい、一六日に龜山の本営に至った。石門などの戦跡を探った大久保は、一八日に金川丸に乗じて帰国の途についた。<sup>(97)</sup>

大久保の快挙に、台湾出兵を支持していた『東京日々新聞』は「祝辞<sup>98</sup>」と題した岸田吟香の論説を載せ、「国家隆盛の基礎これよりして確立すべし」とし「独立自主国の権理を恢張し……我が帝国の光輝を増し栄誉を欧米各国に博するに足る者なり」と論じるとともに、さらに「琉球両属の曖昧」が解消され、征蕃義拳論を清国政府が認めたことから、琉球はこれによって「我が版図に帰し」たと、その政略論的意義を評していた。薩派の冒險主義的行為に反対の意思を評していた長州派も安堵し、伊藤は木戸に「北京談判致一致、清国政府より五十万テールを十二月廿日限り相渡可申、其節台湾宿営之兵隊は不残引払可申筈……五十万テールは大凡七十五万両位に相当可申、到着費格<sup>底か?</sup>に喰ひ候訳には参り不申候得共、啓費数万の費を増候より幾許之大幸歟難計、実に大久保大功と奉存候<sup>99</sup>」と大久保を讃え、さらに、五日後には「実に意外之事にて無此上国家之大幸と奉存候。大久保も余程苦心、終に啓費之憂を解き候は、実に大功と奉存候……支那との条約は誠に単一にて、唯征蕃の拳を為義拳、清国にても不為是、且後來航海者之安寧を保護する方法を設、不違約束、又実地に建設したる家屋或は道路築修等に当る金格四十万テールと、十万テールは難民之婦女に憐恤するを名義とし償金之文字を頗嫌悪候事と相見へ申候<sup>100</sup>」書き送っていた。

だが、政府は大久保の一意専制主義と薩摩情実の弊に陥っていく。

#### (4) 征台軍の惨状と戦死者慰霊——靖国合祀としての東京招魂社合祀——

四月六日には谷干城と赤松則良が台湾蕃地事務参軍に任じられ、陸軍省において事務を執ることになり、さらに、八日には柳原公使に清国政府との交渉方に関する内勅が与えられて、台湾蕃地討伐の師派遣の態勢が整えられていった。

出征軍の部隊は、熊本鎮台から歩兵第一九大隊（長、山田頼太郎陸軍少佐）、東京鎮台から第三砲隊（長、山崎成高陸軍大尉）、西郷隆盛が鹿児島で募集した兵が徴集隊でその多くが征韓論で帰郷した近衛除隊兵や警視庁の羅卒などであるがその徴集隊が約三〇〇名（指揮長坂元純熙、副指揮長篠崎五郎）と、現職及び非職の尉官を主とした信号隊約五〇名、海軍から陸上砲兵一隊（長、本島芳武海軍大尉）五五名であった。さらに、九月から一月に亘り交代として熊本鎮台から歩兵第一一大隊（長、奥保鞏陸軍少佐）、大阪で編成し熊本鎮台の所管となつた歩兵第二二大隊（長、津下弘陸軍少佐）、東京鎮台から歩兵第一大隊（長、永田貞伸陸軍少佐）が渡台している。その結果、出征兵員は下士官以上七八一一人、軍人二六四三人、軍属一七二人、従者六二人の総数三六五八人となる。さらに、これらの部隊とは別に、兵站・輜重・工兵などの後方任務のために、大倉組が大工・鍛冶・桶屋などの職工や鳶・荷揚げ人夫を募集しこれらを大倉喜八郎が宰領し、さらに出征中の軍隊の賄いは大倉喜八郎・有馬屋清右衛門・鉄屋組田中長兵衛が共同で請け負つた。こうした後方任務に従事した職工や人夫は五〇〇名にのぼつたといふ。これら出征兵員や雇員・軍夫と軍用物資などは、政府所有の東京丸・高砂丸・瓊浦丸・豊島丸・社寮丸・神奈川丸・東海丸と、臨時雇船の有功丸・猶龍丸・三国丸に、外国雇船の英国船籍ヨークシール号・仏国船籍セントピン号などによつて輸送されていた。

西郷都督は四月九日に東京を発つて長崎に向かうが、米英露など列国との葛藤が生じたことから長崎に滞留せざるを得なかつた。だが、強硬論者の西郷は、独断専行によつて出兵の既成事実化を図り、同じ薩摩派の大久保がそれを追認するとともに太政官政府を説得することによつて、出兵政策は公認されることになる。しかし、実際の出兵は、西郷の渡清に先立つて断行された、有功丸と日進艦・孟春艦に護衛された運送船光明丸・三邦丸に搭乗した先発部隊によつて開始されていた。有功丸は、五月五日に廈門に行き福島領事が西郷都督の李閩浙総督宛告知状を

同知李鐘霖に手交した翌日の六日、瑯瑤に着き社寮の頭目ミヤなどに交渉して陣営を設置し、次いで、一〇日、明光丸と日進艦が着し谷参軍・赤松参軍などが上陸し、一三日には孟春艦が、さらに、一四日には三邦丸が到着していく。ここに、政府が五月一九日に太政官達第六五号を以て、「今般陸軍中将西郷従道ヲ都督二任セラレ発向為致曩ニ我人民ヲ暴害セシ罪ヲ問ヒ相当ノ処分ヲナシ且八後來我人民航海ノ安寧保護ノ為メ屹度取締ノ道ヲ可相立御趣意ニ候奈此旨相達候事」とした出兵告示の前に、台湾への上陸は断行されていたのであった。しかも、その公示前の五月一八日、既に戦死者が出ていたのである。

西郷都督が高砂丸に搭乗して長崎を出港した翌一八日、佐久間左馬太参謀は地理探索と蕃地の情況偵察のために偵察隊を出したが、徴集隊の小斥候が四重溪で狙撃を受けて北川直征伍長が胸部を撃たれ戦死し、兵卒一名も負傷した。このとき、殲れた北川伍長に「生蕃群り起つて直に其首を誅し、帯刀・小銃を奪ひ、衣服を剥取り、首級と共に持去つた」ことから、ここに「生蕃」イメージが実感されていく。この戦闘について、近代日本の最初の従軍記者岸田吟香を送り出し戦地報道を行っていた『東京日々新聞』は、戦闘詳報記事を載せ「高砂丸ノ報知ニ五月十八日我哨兵ヲ不意ニボータン人狙撃セシユヘ二人即死夫ヨリ廿二日三小隊程ノ人数ヲ繰出セシニ双方戦トナリ彼ヲ多人数斃シ首ヲ十二取り帰りシニ其中酋長親子ノ首アリ我兵八十二日迄ニ即死四人傷者拾二人ナリ蕃民十八種ノ内二十五日七種ノ酋長我軍門ニ降伏シ先鋒タランコトヲエフニ至レリ」と報じていた。実は、誅は決して台湾原住民だけの奇習ではなかったが、日本社会に与えた影響は大きかった。

五月二一日、歩兵第一九大隊一番中隊附の境二郎軍曹は兵一名を率いて四重溪前方の偵察をしての帰路、襲撃を受けて境軍曹と一等兵卒加藤孫四郎が負傷している。このため、翌二二日、佐久間参謀は、附近の蕃社から銃器没収の強硬手段をとるために、歩兵二個小隊・徴集隊員若干・海軍陸上砲兵と信号隊員を率いて四重溪方面に向か



わせるが、石門において牡丹社と高土仏社の三〇〇人余が抗敵し交戦となり、彼等は頭目の阿祿父子以下七〇余名が死傷し<sup>11)</sup>、日本軍は近衛第二聯隊第二大隊付信号士官陸軍歩兵少尉伊沢満・歩兵第一九大隊一番中隊附曹長山崎宗博・同中隊附軍曹吉村直次郎・徵集隊第六小隊一番分隊兵卒美代早太と信号士官陸軍歩兵大尉石川幸安・第一九大隊一番中隊喇叭卒松下笑作の六名が戦死し、信号士官陸軍歩兵大尉金子忠至・徵集隊一番分隊伍長児玉利実・徵集隊一番分隊兵卒雨田利理・徵集隊二番分隊伍長阪本莊蔵・徵集隊第四番小隊一番分隊伍長二木壮助・歩兵第一九大隊一番中隊一番小隊第四分隊一等兵卒松田仁兵衛と同一一番中隊喇叭卒松下笑作の七名が負傷している<sup>12)</sup>。但し、胸部に銃弾を受けた松下喇叭卒は、治療の甲斐もなく七月一六日に死亡したことから、戦傷死者となった。

このような実際の戦闘が開始され戦死者などの損害が出ていた五月二二日に、西郷都督が瑯瑤に上陸してきたのであった。つまり、近代日本最初の海外出兵とはいえ、国家としての正式な派兵決定によるものでもなく、最初の戦闘も都督以下派遣軍隊の組織としての指揮下における作戦行動によって開始されたのでなく、先発隊として独断専行した部隊によって勝手に引き起こされたものであった。

西郷都督が上陸した日、清国軍艦も瑯瑤に来港し、翌二三日に南路海防兼理番同知袁聞析は西郷都督に撤兵を求めてきたが、西郷都督はこれを拒絶した<sup>13)</sup>ものの、他国の領土内に勝手に出兵したことを合法化することはできなかつた。しかし、戦闘はかかる清国官吏との交渉にはかかわりなくすすめられていく。その最も大きな理由は、清国政府がこの段階に至っても未支配民たる台湾原住民への実効支配のための政策プランも方針も持ち得ず且つ軍事力を行使する断固たる政治姿勢をも貫けず、対日外交交渉で事態の打開を謀っていたことにある。

五月二四日、生蕃一八社中、猪勝束（テラソ）社大頭目ツールイ・射麻里（サバリ）社頭目イサ・蛟蟀（マレット）社頭目カルリトアイと副頭目アイ・龍蘭（レンリアン）社頭目ピナライ・加芝来（カチライ）頭目ツールイが

社寮の頭目ミヤに因り牛鶏などを献じて帰順を願い出てきたことから、西郷都督はこれを許すとともに、「牡丹・高士仏両社討伐の場合の心得べき事項」を告げると共に、初対面の引き出物として猪勝束社大頭目と射麻里社頭目には大太刀一口と緋呉組を、他の者には緋呉組縮緬を与え、和洋酒をもつて饗応した。この日、亀仔角（クワルツ）社頭目パルラリンも来て日進艦が同地を測量した際に彼等が端艇に射撃したことを謝罪している<sup>(11)</sup>。ここに、生蕃人を服従させて殖民地を築くという、西郷らの構想が現実味を帯びていくことになる。

翌二五日、本営を龜山に移すことが決められ直ちに設営に着手され、牡丹社と高士仏社への攻撃態勢を整えていくが、いよいよ五月三〇日、本営の軍議で総兵力一三〇〇余人を以て牡丹社討伐が決せられ、三路から攻略することとなる。編制は、右翼隊となる竹社口軍が指揮官赤松参軍と指揮副官福島参謀以下、近衛士官四名・信号士官一組・徴集兵一小隊・第一九大隊一小隊・砲一門・夫卒八〇人で、本隊の石門口軍は佐久間参謀指揮下、徴集兵二小队・第一九大隊一小隊・海兵五〇名・四斤半砲一門・白砲一門・夫卒五〇人で、左翼隊となる楓港口軍が指揮官谷干城参軍・指揮副官樺山資紀少佐以下第一九大隊三小队・徴集兵三小队・白砲一門・夫卒一五〇人で構成されていた<sup>(12)</sup>。

作戦は六月一日から開始され、二日に右翼隊の竹社口軍は高士仏山辺に露營し三日の午前に牡丹社に入った。また、左翼隊の楓港口軍は二日に女仍社を掃蕩し三日の夜に牡丹社に入った。本隊の石門口軍の一部徴集隊は、二日の夜に牡丹社に入ったが他の部隊は西郷と共に三日に牡丹社を制圧した。こうして、全部隊は牡丹社・高士仏社・女仍社・加芝来社を焼き払い討伐の目的を達成したことから、徴集隊の一小隊と第一九大隊の一小隊を戍兵として牡丹社に配し、双溪口にも警備のために第一九大隊の一小隊を残して、四日、西郷都督以下全軍が瑯瑤に凱旋している。この作戦において、竹社口軍では、徴集隊の兵卒の井上半次郎・大内田嘉右衛門・松本万次郎が戦死し一名

が負傷し、石門口軍では第一九大隊兵卒榎本正善が溺死し、徴集隊の二名が牡丹社で負傷し、楓港口軍でも女仍社で第一九大隊兵卒中野伊助が誤死し二名の負傷を出していた。こうして、台湾出兵の目的であった牡丹社討伐作戦は、戦死者五名、負傷者六名の犠牲で終了し、さらに七月初めに牡丹社・高土仏・女仍社が相次いで降伏したことから、台湾出兵の公式名目である牡丹社掃蕩も達成された。結果、戦闘が開始されて最初の戦死者たる徴集隊の北川伍長が死亡した五月一八日から進攻作戦が終了した六月二日までに被った人的損害は、戦死一〇名（他に二名が戦傷後死亡）と負傷一四名と僅かなもので止めることが出来たのである。

だが、「化外の地」たる「生蕃地」の占領と殖民化を画策していた西郷に、撤退の考えはなかった。平定後、谷少将と樺山少佐を帰朝させたが、その使命には征戦の経過を報告するだけでなく「清国に対する善後策の協議もあつた」<sup>(17)</sup>といわれているように、西郷は「生蕃地」の殖民化をはかるべく施策を打っていたのである。このため、六月二日に福建布政使潘蔚・台湾道台夏献倫・同知謝宝鼎などが西郷都督を訪れ、欽差沈葆楨の代言として撤兵又は休戦を要求したが、西郷都督がにべもなくこれを拒否したことは言うまでもない。

さて、撤退拒否を表明して占領地に滞陣することになる西郷軍は、自然の猛威の下で想定以上の苦境に陥っていく。早くも、六月一日の時点で社寮に置かれた大綱帯所には「六十二名ノ患者アリ」<sup>(18)</sup>という疾病患者がいたのである。蕃地進攻直後から飲料水の不足により腸カタルに罹る患者が多くなり、それが全軍の七〇パーセントから八〇パーセントに達したものの、病状的には殆どが軽易で一週間くらいで回復し、六月中旬には減少していく。<sup>(19)</sup>問題は、死亡率の高い伝染病にある。

従軍者中の患者数を軍医として従軍しその時に記録したものを纏めた落合泰蔵の『明治七年生蕃討伐回顧録』<sup>(20)</sup>でみていくと、戦傷者を除く患者総数は一万六四〇九人（発病者数）で、このなかで長崎に還送された者ですら八一

九人に達していた。死亡者は、台湾で三九三人、長崎事務支局の病院で一五四人、合わせて戦闘死者を除く戦死者は五四七人（この内に人夫職工等が一二〇幾人）であったとする。この数は、長崎の梅ヶ崎陸軍墓地に埋葬されている人数よりも多い。罹患した病名では、弛張熱三七六九人以上、消化器系が三三六三人、皮膚病一一五九人、間歇熱七八四人、脚気七七三人、腸室扶斯が八九人であった。尤も、この数字について、落合は「凱旋当時は尚発熱中の者も多数あり、又た甚しく貧血衰弱を残し、熱の稽留せる者も多かつたので、帰郷後死亡したる者も少なくないと思ふ」と記しているように、実際の患者数は軍医はもとより政府や軍が掌握している数よりも遙かに多かつたように思われる。

ここで、死亡者と疾病患者について見ていくことにする。まず、第一表は討伐作戦中の交戦中に被弾した銃創患者を纏めたものであるが、

第一表 銃創患者

割合 (%)	被弾患者(人)	負傷者	治癒	即死	死亡	長崎転送治癒
一〇〇	二五	三	七	五	一〇	四〇

出典 落合泰蔵「明治七年征蛮医誌」、五四丁、「銃創部位表」より作成

全負傷者二五名中、即死は二八パーセントにあたる七名で、戦傷による死亡者は五名と二〇パーセントを占めているが、この中の二名は長崎転送者で一名が七月一六日に死亡し、一名は二月四日に死亡していた。戦死者は全体の四八パーセントにあたる一二名であった。一方、台湾の野戦病院で治癒した者は三名で、残りの一二名は長崎に

還送され、その中の二名が死亡していた。実際の戦死者数を確定するのは、極めて困難であるのは、帰郷後に死亡した者を把握することができないことにあることと、疾病による戦病死者の場合はさらに帰郷後に充分中に罹患したことが原因で死亡したことを証明するのが難しいからにほかならない。

次に、罹病した患者をみると、第二表患者総数のようになる。

第二表 患者総数 (人)

自明治七年五月七日至同年二月二日

病名	患者数 (人)	治癒者 (人)	死亡者 (人)	長崎移送者 (人)	死亡率 (%)	治癒率 (%)
神経系	二七三	二六七	一	五	〇・三七	九七・八〇
呼吸器系	一九六	一八六	一	九	〇・五一	九四・九〇
血液器系	一一三	一一三	〇	〇	〇	一〇〇
消化器系	三、三六三	三、三二四	一九	三〇	〇・五六	九八・五四
伝染病系	七、九一九	六、八二二	三六〇	七三八	四・五五	八六・一三
外傷	四六〇	四三三	二二	一六	二・六一	九三・九一
その他	四、一一五	四、〇九二	二	二二	〇・〇五	九九・四四
合計	一六、四四九	一五、二三五	三九五	八一九	二・四〇	九二・六二

出典 落合泰蔵『明治七年征蛮医誌』、五〇丁、五一丁、「患者総表」より作成。

この表は、台湾において治療した五月七日から二月二日までの患者を纏めたもので、患者総数は一万六四四九

人、治癒した者が一万五三三五人で治癒率は九二・六二パーセント、死亡者は三九五五人で全患者に対する死亡率は二・四〇パーセントであった。病名で最も多いのが伝染病系で患者が七九一九人、死亡者三六〇人(四・五五パーセント)、長崎移送者七三八人である。尤も、ここでいう伝染病とは当時の分類法によるものであるため、原因が分かっていなかった脚気も含まれ、またマラリアは病状から間歇熱と弛張熱とに分けられていた。この伝染病のなかには、発疹チフス・腸チフス・間歇熱・弛張熱・弛張熱後胃慢性力タル・弛張熱後腸力タル・弛張熱後四肢萎縮・弛張熱後全身浮腫・痢疾(赤痢)・脚気が含まれている。

患者数で二番目に多いのが消化器系で、患者は七九一九人、死亡者一九人(〇・五六パーセント)、長崎移送が三〇人であった。神経系は二七三人だが、癲狂で一名が死亡しているところ。これは、六月六日に「発見ス蓋シ瘋癲ヲ発シテ吊首」<sup>(12)</sup>した徴集隊一番小隊兵卒伊牟田直行のことではなかと思われる。血液器系が一三三人で、これは全員が治癒している。外傷は四六〇人で、この中には戦死した者も含まれている。その他は四一一人となるが、この中には泌尿器病・生殖器病・運動器病・愛憐病・炎症並びに炎症継発病・耳病・眼病が含まれている。

次に伝染病患者の発症を月別にみたのが、次頁の第三表である。この表によると、伝染病罹患者の七九・九九パーセントを占める台湾熱と言われたマラリアにかかわる間歇熱や弛張熱の症状は、早くも五月の段階で二七四人もいたことが判る。これが急激に悪化していくのが、八月と九月で、それぞれ三〇・五パーセントと三三・八パーセントと大半を占めることになる。次に多いのが、一三・五八パーセントを占める脚気であるが、理由は判らないが七月に五八七人と同病の七六パーセントを占めていた。しかも、八月に一三五人、九月には三九人と急激に減少しているのは、白米が主食であったことや、ビタミンB<sub>1</sub>の補給があったわけではなかったことからして、マラリアに罹り統計上同病に集計されたためと考えるべきであろう。この他、深刻であったのが飲料水に起因した赤痢に感染し

て治療を受けたのが二四六人（四・三パーセント）もいたことだ。

第三表 伝染病患者月割表

自明治七年五月七日至同年七月三〇日

病名/月	五月(月)	六月(月)	七月(月)	八月(月)	九月(月)	計(月)	割合(%)
発疹チフス	二	三	一	二	一三	三一	〇・五四
腸チフス	三	一二	二〇	二三	三一	八九	一・五六
マラリア	二七四	六四九	七〇一	一、三八九	一、五四〇	四、五五三	七九・九九
痢疾	二八	二六	六二	九二	三八	二四六	四・三二
脚気	五	七	五八七	一三五	三九	七七三	一三・五八
計	三二二	六九七	一、三七一	一、六五一	一、六六一	五、六九二	

出典 落合泰蔵、明治七年征蛮医誌、五二丁、「伝染病患者各月区分表」より作成

この月による変異は、医療体制の整備とかかわってはいるものの、未だ近代医療が遅れていた時期であることから、その多くは自然的環境に関係していたと見るべきであろう。そのなかで大きくかわるのが気温であるが、各月の平均気温を見ていくと、五月の平均気温が三二・八六度であったのが、七月には三四・三七度、八月は三六・五度となり、九月でも三五・四度であり、一〇月にやっと二八・一三度に下がり、一一月になって二五・四度となった。この、気温の低下に伴い、患者数も減じていく。

さて、この伝染病の脅威をみるため、伝染病による死亡者を次頁の第四表伝染病死亡者月割表からみることにする。

第四表 伝染病死亡者月割表

病名/月	自治七年五月七日至同年九月三〇日					計 (人)	割合 (%)
	五月 (人)	六月 (人)	七月 (人)	八月 (人)	九月 (人)		
発疹チフス	〇	—	—	七	八	一七	八・六三
腸チフス	—	三	—	九	一五	二九	一四・七二
マラリア	〇	—	二	三六	六二	一〇一	五一・二七
痢疾	—	六	二	七	三	一九	九・六四
脚気	〇	〇	九	一九	三	三二	一五・七四
計	二	一	一五	七八	九一	一九七	
月別割合 (%)	一・〇二	五・五八	七・六一	三九・五九	四六・一九		

出典 落合泰蔵『明治七年征蛮医誌』、五三丁、「伝染病死亡者各月区分表」より作成。

この表で集計している五月七日から九月三〇日までの期間において伝染病に罹り死亡したとされた者は、一九七人もいたが、その中で最も多かったのはマラリアの二〇一人（五一・二七パーセント）で、次いで脚気の三一人（二五・七四パーセント）・腸チフス二九人（一四・七二パーセント）であった。月別では、九月が全体の半数近い四六・一九パーセントも占める九一人で、一日平均三・〇三人の割合で死亡していたことになるが、そのなかでも



第五表 死亡者月割表

年 月	戦死(人)	割合(人)	水死(人)	自殺(人)	病死(人)	割合(%)	合計(人)	月別割合(%)
明治七年 五月	五	四一・七〇	〇	〇	二	〇・三八	七	一・三〇
明治七年 六月	五	四一・七〇	〇	一	五	一・一四	一一	二・〇四
明治七年 七月	一	八・三三	〇	〇	一四	二・六六	一五	二・七八
明治七年 八月	〇	〇	〇	〇	二八	五・三一	二八	五・一九
明治七年 九月	〇	〇	一	〇	一三三	二五・二三	一三三	二四・六八
明治七年一〇月	〇	〇	〇	〇	二三三	四二・三三	二三三	四一・三七
明治七年十一月	〇	〇	〇	〇	八八	一六・七〇	八八	一六・三三
明治七年十二月	一	八・三三	〇	〇	二四	四・五五	二五	四・六四
明治七年 不明	〇	〇	〇	〇	一	〇・一九	一	〇・一九
明治八年 一月	〇	〇	〇	〇	四	〇・七六	四	〇・七四
明治八年 二月	〇	〇	〇	〇	一	〇・一九	一	〇・一九
明治九年 九月	〇	〇	〇	〇	二	〇・三八	二	〇・三七
不明	〇	〇	〇	〇	一	〇・一九	一	〇・一九
合計(人)	二二	一〇〇	一	一	五二五		五三九	
死因割合(人)	二・二三		〇・一九	〇・一九	九七・五八			

出典 西郷都督と樺山総督、四三三頁〜四七一頁から集計。

マラリア患者は一日平均二・〇六人の割合で死亡していた。

前頁の第五表の死亡者月割表は、『西郷都督と樺山総督』に収録されている「征蕃役ニ於ケル戦病死者名簿」に依拠して集計したものであるため、必ずしも全戦死者を網羅したものではない（後述）が、資料的には同書の記録が最も信頼が出来るとともに梅ヶ崎招魂社という限定的ではあるものの概ね全体が把握されていることから、このことを前提に分析する限りはでは一定の傾向は見る事ができよう。

この表によると、病死者は徐々に増え始め八月に前月の倍になるが、さらに九月になると一三二人と急増している。その状況は、「八、九月頃の入院患者は常に百二十人充滿し、しかも「皆重症の患者」であり、「九月に入りて患者は一層激増して遂に兵舎とは名のみで実は全く病兵の療養室と化して仕舞た」と言わしめたほどであった。さらに、その惨状は「軍医も多く臥床して報告を聞いた故に事實は二万人以上の患者と推測」と、凄惨な状況にあった。

それでも病勢は衰えることはなく、一〇月には最悪の二三三人と全病死者の四一・三パーセント、全戦死者の四一・五パーセントもの死病者を出すことになる。病勢は、一〇月をピークに急速減少し、一一月に八八人、一二月には四人と急減する。この減少は、凱旋による戦地から離れたことと長崎における治療によるものともいえる。

前述のように、征台軍における戦死者については、完全には把握できていない。本稿では、『西郷都督と樺山総督』の「征蕃役ニ於ケル戦病死者名簿」（以下、「戦病死者名簿」と略す）や、『処蕃提要』、『明治七年征蛮医誌』、『明治七年生蕃討伐回顧録』、『佐古・梅ヶ崎招魂社』などの資料を基に分析しているため、資料的限界があり必ずしも正確とはいえない。例えば、前述の自殺した徴集隊兵卒伊牟田直行は、「戦病死者名簿」では七月一六日に病死したと記されているが、前述のように『明治七年征蛮医誌』では六月六日に瘋癲により吊首自殺をしていたのが

発見されたと記されており、死因と死亡日が違っている。その原因は判らないが、少なくともこれは誤植ではなく何等かの理由で違えたのではないかと思われる。また、「戦病死者名簿」には収録されていない戦死者もいる。その一例が、軍夫などの民間人従軍者であった。そもそも、「出征中軍隊全部の賄は、大倉（喜八郎―筆者註）と有馬屋清右衛門・鉄屋組田中長兵衛の三人が共同で請負つた」<sup>(註)</sup>ものであるが、このなかの有馬組は東京の墨田区両国の回向院境内に「台湾従軍兵糧方死者招魂之碑 有馬屋」と彫られた招魂碑を建立していた。この碑には、従軍し死亡した頭取栗山八三以下二四名の名前が刻まれている。この碑面（と「」は筆者による）には、

「正面」台湾従軍兵糧方死者招魂之碑

「左面」頭取 野村源七 九月廿二日於台湾死 行年四十九歳

夫 卒

錢五郎 十月 廿日 於肥前長崎

帛 吉 十月廿六日 同前

長 吉 八月廿四日 同前

市 蔵 九月十四日 於台湾死

市太郎 九月廿一日 同前

市五郎 十月十五日 於長崎死

熊 吉 十月廿二日 同前 【西尾熊吉 白川県】

福 松 十一月七日 同前 【瀧口福松】

新 吉 八年一月廿二日 於東京死

留吉 十二月三十日 同前

元吉 八年一月一日 於長崎死

〔裏面〕

明治七年我兵討台湾土蕃也瘴毒為患全軍皆病斃者幾六百人朝廷葬諸長崎樹碑賜棗蓋出於特典云傭頭森榮珍亦從軍隸陸軍會計部專掌饔餉之事奔之竭蹶而其徒之病而沒者廿四人榮珍酷憫之欲為建招魂之碑子東京以便其薦殮來屬余碑文乃歎曰 榮珍之見盡義於死者而役知其善遇之於生前則生死兩兼不恩矣可謂死者亦無恨也作銘銘曰

奮身市井 從軍異境 国光煥炳 海波穩靜

權少内史金井之恭撰并書

森榮珍建石

紀元二千五百三十五年明治八年九月十七日

〔右面〕

頭取 栗山八三 九月十七日於肥前長寄死 行年四十歲

夫 卒

保兵衛 九月十六日 於肥前長崎死

德兵衛 十月廿一日 同前 【畦田德兵衛】

金藏 九月十八日 於台湾死

米吉 十月七日<sup>2</sup> 同前

市五郎 十月十七日 於長寄死 【伊藤市五郎】

佐吉 九月廿四日<sup>3</sup> 於台湾

伊三郎	十月三日	同前
清吉	十月五日	同前
灌蔵	十月六日	同前
大治郎	十月六日	同前
松五郎	九月十一日	同前

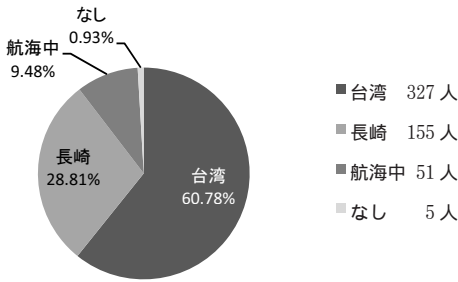
【吉田灌造】  
 【栗原大次郎】  
 【吉野松五郎】

註【】を付したものは、筆者によるもので、「戦病死者名簿」と一致したものについてその氏名を記したものであるが、一致しないものについては該当するものを【】を付けて記した。しかし、そのなかでの印を付した文字は、同一人物と思われるが表記が異なっているものを指している。また、印を付したものは「戦病死者名簿」に記載のない者を指している。それ以外のものについては、を付して左に注記した。

- 1 「戦病死者名簿」では、内田市太郎で九月一四日に死亡となっている。
- 2 同上では、山本米吉で一〇月五日死亡とある。
- 3 同上では、中村佐吉九月二五日死亡とある。
- 4 同上では、戸谷伊三郎で一〇月八日死亡とある。

とある。

この有馬組の招魂碑が資料的に重要なのは、この碑文中にも「病斃者幾六百人」と刻まれているように、有馬組が理解していただけでも、公式に記録されている者より遙かに多くの者が病死していたことが知られていたことにある。その根拠として、この碑面に刻まれている病死者が、「戦病死者名簿」に記載されている（梅ヶ崎招魂社に埋葬されている戦死者墓）以外の者で七名も居り、それは有馬組の死亡者全体の二九・二パーセントを占めていたからにほかならない。しかも、この中には東京で死亡した者が新吉と留吉の二人もいることから、軍が掌握できて



第一図 死亡場所分布

いない者が八パーセント程度はいるものと考えられるため、可能性として、「戦病死者名簿」での病死者総数五二七人の八パーセントに当たる四二八人程度は帰郷後に死亡していたのではないかとの推測ができるからでもある。それは、落合軍医が「凱旋兵と雖も殆んど皆病兵」でありしかも「凱旋当時は尚発熱中の者も多数あり、又た甚しく貧血衰弱を残し、熱の稽留せる者も多かつたので、帰郷後死亡したる者も少なくない」と回顧していることから裏付けられよう。そもそも、戦傷病者では従軍中の負傷や罹病が原因で戦後に死亡することが多くみられるからだが、日本の戦傷病者への救助や補償制度がまがりなりにも整っていく日清戦争以前の台湾出兵事件では、凱旋帰郷後の実態を把握することは困難であったからでもある。

いずれにせよ、有馬組の招魂碑は、国家としての海外出兵という事態に、充分な態勢が整えられていなかったこと、したがって、この事件での実際の従軍者数はもとより犠牲者数すら判っていないということにある。それが、靖国神社の祭神問題と密接にかかわっていくことはいうまでもないであろう。

さて、死亡者の場所であるが、第一図死亡場所分布図で判るように、戦闘による死者が少ないにもかかわらず台湾で死亡した者が圧倒的に多く全体の六〇・七八パーセントにあたる三二七人にもいた。症状が重くなると長崎に送還され、長崎医学校をもって仮病院に充てていたが、一〇月二日からは同校そのものを仮の兵員病院に充て台湾蕃地事務局の管轄下に置かれることによりその医療体制は整えられていった。この長崎へ還送途中の船内において死亡した者も、五一人と全死亡者数の九・四八パーセントも占めている。それらは、高砂丸が三五人、

金川丸が九人、明光丸が三人、東京丸が二人、猶龍丸と瓊浦丸がそれぞれ一人であった。すなわち、還送された者は、病勢的にはまさしく末期的状况に陥った者が多かったことになる。それは、恐らく輸送船の頻度にもかかわっていたのではないだろうか。さらに、還送されたとはいえ安心できるわけではなかった。長崎の仮病院乃至兵員病院においても、一五五人の者が死亡していたからである。それは、全体の二八・八一パーセントをも占めていた。如何に台湾での病魔との戦いが凄惨なものであったかが判る。なお、残りの五人は、死亡場所が記録されていないため、帰郷しての死亡がそれ以外の理由によるものかは判らない。いずれにせよ、戦闘が殆どない占領下台湾での死亡者が全体の六割を占めていたということは、病魔そのものに原因していたことは言うまでもないが、それだけではなく野戦病院態勢が充分ではなかったことや輸送船舶等の外征能力が不完全であったこと、さらに国論を統一しきれず薩摩派等一部強硬派による強引な出兵と、交代要員などの外征軍態勢そのものが不完全であったことに大きく起因しているといえよう。さらに問題なのは、かかる凄惨な結果に終わっている日本の南部台湾での僅か七ヶ月間の滞陣で失われた人的損害の多さ（統計上の従軍者三六五八人中の一四・九五パーセントにあたる五四七人が病死している）が、基本的に教訓化されていなかったことにある。このため、後述のように二〇年後の日清戦争においても多くの戦病死者を出すことになる。勿論、これは日本人には大きな教訓として伝えられ、多くの日本人には病巢の島台湾のイメージが定着していたことはいうまでもない。これを理解しなかった、又は理解しようとしなかったのは、政府であり軍であった。このため、日本国民の病巢の島台湾イメージを払拭するために、台湾総督府は大きな政策課題として内地における情宣活動を積極的に行っていくのであったが、そのイメージが解消されていくのは戦後も一九九〇年代後半以降で、李登輝・陳水扁政権期における高度経済成長による国際化と高度化社会の誕生によるものであった。

交代としての帰還となるのは、一〇月三日に熊本鎮台の歩兵第二大隊が神奈川丸にて到着したことから同八日に歩兵第一九大隊を帰朝させてからであった。帰還そのものは、「生蕃は、漸次我が軍門に降を請ふ」にいたり征蕃作戦がほぼ終了したことから駐留の必要がなくなつた信号隊員が六月一四日に猶龍丸にて帰国させたことが最初であるが、実質的な帰還は九月六日に日清外交交渉が行き詰まり、「日清開戦の巷説漸く高く、我が軍状況偵察を計る者すら生じてきた」ことと「総員凡そ三千の内、非常の節十分の働が出来る者十分の一も無き実情から」、急遽熊本鎮台から歩兵第一一大隊が増強されてきたため、同隊が乗船してきた神奈川丸にて入院患者と徴集隊を送り返したことにある。但し、この徴集隊の送還は、討伐と殖民という役務完了によるものではない。実は、病魔に襲われ壊滅的な状況に陥っていた駐屯軍内において、「軍隊教育を受け、君国のため一命捧ぐるの覚悟」をもっている將兵とは異なり、単なる不平土族の集団でもあつた徴集隊員が「殆んど常軌を逸し」、しかも西郷都督にまで「不遜」の言動を発するようになり、「不平勃発」の虞が生じたことからなされたものであつた。軍医の交代は一〇月七日になつてからで、陸軍二等軍医正橋本綱維以下軍医二名、出仕医官七名、雇医四名、二等看病人一名、看護卒二名、雇看病人一七名が高砂丸にて到着してきた。この交代要員がシステムチックに行われぬという外征軍態勢の問題は、太平洋戦争にもみられたことからすると、日本軍そのものの本質的問題として見ていくべきであらう。

さて、帰還には交代帰還と凱旋とがある。いずれも、征台軍の場合は華々しいものではなかつた。一〇月一日に「第三砲隊及び各部の諸員等、其の総員七百有余人は、高砂丸にて帰朝を命ぜられた、最初から出張した軍隊及び各部諸員の帰朝は、此の高砂丸の輸送を以て概ね終了した」が、「此等の帰朝者の中には一人として健康の者はなかつた、寧ろ重患者の方が遙に多数であつた為に、船内は一種鼻を突くが如き死臭に充ち、頗る閉口して皆香水を浸した手巾で鼻口を覆つて漸く凌いだ有様であつた」からである。勿論、船中において死亡する者もあるため、



船中には棺桶が用意されていた。この点について、落合は「台湾を出帆するとき航海中の用意に、十四個の棺を準備して置いたが、夫れすら航海半ばにして尽き果て、俄かに船内の大工をして、昼夜兼行で棺を製作せしむるといふ混雑を極め、長崎に着する迄の死者実に二十一名に達し」たと回顧していたように、死亡した者を納める棺桶についてすら不足するという深刻な状況にあった。

そもそも、屍体をそのまま船積みして本国に返すと言つこと自体が問題であった。マラリアを伝染病として取り扱っているにもかかわらず、乗船者中の死者は固より、台湾の仮墓地に埋葬されていた屍体を掘り起こし、棺桶に詰めて船に乗せ長崎の梅ヶ崎に埋葬するために送り返すという危険なことが行われたのは、明治六年七月一八日の太政官布達第二五三号「火葬ノ儀自今禁止候条此旨布告候事」による。勿論、この布達は海外の戦地における埋葬を想定したものではなかったが、例外規程がない以上法令上に従わざるを得なかった。ちなみに、この規程が廃止されたのは、明治八年五月二三日の太政官布達第八九号「明治六年七月七日第七式百五拾三号火葬禁止ノ布告八自今廢シ候条此旨布告候事」による。勿論、屍体を棺に入れて送還することから、棺の内には「瀝青」を塗り、中には石灰が木灰にて屍体をくるむようにするものの、船内での「臭気は又格別であつた、棺の製作も往々粗雑のものがあつて、腐液が流出して扱者の苦情もあり、船の方に於ても抗議を申込みて、遺骸の移送に就ては当時者は、非常に困苦を嘗めたものであつた」という。

太政官布達第二五三号により、戦地であることが屍体は埋葬せざるを得ないため、棺を作つて埋める必要があつた。だが、八月中旬には全軍殆ど病褥に就かざる者なき状況となり、九月になるとさらに悪化し、医官すらマラリアに感染し、病院における診療すら俣ならないため兵舎から来診に来る外来患者にいたつては十分な診察治療ができず、外来患者は「一日六百人以上に登り、重患者の診察所にて斃れる者、日に四五名あつたこともあり、又各隊の死亡

者を別にして、入院患者百二十余名の内斃れる者が一日十五名の多数を見、棺匠も罹病して棺を作ることが出来ず、止むなく土人を雇つて作らしたが、後に四斗樽や洋酒の空樽を以て棺に代用するにまで至つた<sup>(10)</sup> という。

ここで、台湾における仮埋葬と棺について詳しく見ていく。台湾における一時仮埋葬した地は「牙管地附近海岸」に設けられていたため、二メートルから三メートルを掘ると岩層に突き当たるために瘞穴を深く掘る事が出来ず、「埋棺せるも棺上二尺そこくの砂を覆ふに過ぎ」なかつたという。さらに、九月になると人足に殆ど健康者がおらず、したがって埋葬も充分ではなく、「棺が地平上に突出するものも往々あり」、このため、「一朝劇雨の場合は砂は流れて棺が露出する」という有様であつた<sup>(11)</sup> という。かかる状態は、死者だけではなく多くの影響を齎らしてくる。「屍は忽ち腐敗するので悪臭甚しく風向きの都合によりては病院にまで其臭氣がくるので、患者が苦情を訴へる、止むなく其場合には支那線香を約二十把づゝは絶えず墓地に燻べたものであつた、併し線香の香と屍臭とを混する一種の匂ひ、亦人をして耐えざらしむるものがあつた<sup>(12)</sup>」と、さらに凄惨な状態に陥っていく。

棺にも、さらに深刻な問題が起つていた。棺も不足し、「日本から連れて来た桶匠も遂に死亡」してしまつたことから、棺を作ることが出来なくなつたからである。このため、已むを得ず、洋酒の空き樽や日本酒の四斗樽を屍体を入れる棺に代用せざるを得なくなつた。だが、「洋酒の空樽は胸が張つて上下狭小」のため、「成るべく羸瘦した体を選んで、先づ肩関節、肘関節、膝関節及び膝関節を挫折し置きて此屍をば差し揚げて直垂し、徐々に納入することとした」という。また、日本酒の「四斗樽の方は納棺容易なるも深さが浅い為に、頭が突出して蓋を覆ふことが出来ない、夫れ故惨酷のやうでも扱者は膝を屍体の肩に当て、頭を無理に押し曲げて押込み、蓋を以て押つぶし蓋を釘づけした<sup>(13)</sup>」といった状態であつた。

このような悲惨な状況下でありながらも、軍医以下看護人などの医療関係者は必死に職務に就いていた。これに

ついで、落合は顕彰すべき二人の看護卒を挙げてその「忠実精勤」を讃えている。それは、ドイツ人医師センベルグルが担当していた病室に配属されていた群馬県出身の藤田次郎吉と、「猪又某と呼ぶ」（出生地を記憶せず）の二人であった。彼等「二名の看病卒は屢々弛張熱を再発し常に三十八度の熱を稽留して頗る貧血羸弱して居つたにも拘らず薬用しつゝも頭痛に堪えぬので鉢巻しつゝ勤務に服して居つた」ところ、八月二日に「一人の腸壱扶斯患者が多量の腸出血を起したので彼の藤田と呼ぶ卒は己が病軀を鞭ちながら之を宿直医官馬屋原亨の所へ報告の爲め駆け付け、委細其の報告を終るや否や俄然として彼れは其の所に卒倒し、軍医の手当の甲斐もなく憐れ其の儘絶命した」といい、猪又も九月二〇日に「勤務中一命を失つたが、之れも斃るゝ前々日まで病軀を提げて勤務に服した」者で、「彼等二人の如きは職務の爲めに己が一命を惜まなかつたものである、身は看病卒に過ぎずとは云へ、其の精神の崇高なる深く敬意を表すべきである」と記している<sup>14)</sup>。

この記載で問題になるのが、この軍医の下で看護卒として勤務し任務遂行中に死亡している藤田次郎吉と猪又某が『西郷都督と榊山総督』の記録に記されていないことと、当然にして靖国神社に合祀されてもいないことにある。前者についてであるが、そもそも『西郷都督と榊山総督』に収録されている「征蕃役ニ於ケル戦病死者名簿」は、『第十二師団司令部に於て調査せる名簿を、台湾軍司令部に於て復写したものを底本とした』<sup>15)</sup>とされたもので、同書が編纂された昭和一年の段階では公式な記録として認識されていたものであり、台湾軍そのものがこの名簿以外に征台の役従軍者中戦病死者に関する記録資料を持っていなかったことになる。それは、征台の役については遂に戦病死者が全く靖国神社に合祀されなかったことかかわっているように。

さて、病魔との戦いに明け暮れていた征台軍が撤兵することになったのは、一月二五日であった。これより前、北京において行われていた大久保全権弁理大臣と清国恭親王等と平和交渉において一〇月三一日に日清両国間互換

條款と互換憑單が調印されたことから、廟議は撤兵を決定し一月三日西郷都督に「汝ヲシテ全軍ヲ將テ凱旋セシム汝其レ斯旨ヲ奉セヨ」<sup>(17)</sup>との撤兵の勅書が下され、二五日に筑波艦に搭乗して渡台した勅使侍従長東久世通禧によつて伝達された。<sup>(18)</sup> 北京で互換条約を調印した大久保は、前述の如く、一六日に金川丸で瑯瑤に入港して龜山本營に赴き西郷都督や谷參軍、佐久間參謀などと協議して撤兵と決し、それを各部隊將校に内諭している。<sup>(19)</sup>

如何に、台湾の生蕃の地を殖民地化せんとしていた西郷や谷といえ、九月の段階ですら「総員凡そ三千の内、非常の節十分の働が出来る者十分の一も無き実状」に陥り、「病氣には罹つてゐるが強壯で力役に堪へる者は都督一人丈で、谷參軍の如きは当時三度目の病臥中、全体を通じ夫卒従者等に至る迄、力役に堪へる者一人も無く而も前月下旬には二度までも暴風雨に襲はれ、兵舎等も多数倒壊し、患者も激増して愁苦の聲日夜聴くに忍びず」といった状態に至つたなかでは、到底、撤兵に反対するという状況にはなかつた。こつして西郷都督は、直ちに撤兵の準備に入り、二二日には琦兵一〇〇余を率いて車城に上陸して本營を訪れた台湾知府周懋と同地に設けた諸設備の引継ぎなどについて協商し、二四日に全軍に「凱旋の令」を發し、歩兵第一一大隊・第二大隊を東京丸にて凱旋させるとともに、順次東海丸・豊島丸にて帰国させた。<sup>(20)</sup>

一月二日、前日二隻の清国軍艦に乗じた清国軍官が来営し、歩兵第一大隊水兵一中隊と清兵半大隊とが牙營の前に整列するなか、本營引渡式が行われ、西郷都督以下総官員が残らず高砂丸に乗船し、軍艦筑波と清国軍艦揚武が發する礼砲を交えるなか、筑波艦と龍驤艦に護衛された高砂丸が瑯瑤港を離れ、凱旋の途に就いた。<sup>(21)</sup>

こつして、甚大な損害を出した征台役は終わった。西郷都督は、一月七日に長崎に着き、二二日、東京丸に乗じて長崎を出港し、二七日に東京に凱旋した。<sup>(22)</sup> 征台軍に従軍して、近代日本の最初の従軍記者となつた岸田の戦地記事を載せ、この出兵を「皇師海二航シテ……絶代ノ義拳曠世ノ偉勲」として『東京日日新聞』は、「西郷都督八

蒸汽東京丸に昨廿七日朝七時すぎ横浜に着港あり正院より八三条大臣蕃地事務局より八大隈参議式部寮より八防城公その外岩橋大蔵小丞金井権少内史横浜西波戸場まで出迎ひあり横浜市中にて八戸々高く国旗を掲げ球燈を張り人民八一同礼服を着し高帽を戴き神奈川県令に從て波戸場に出迎へり……横浜人民一斉に立て帽子を脱して礼を成し祝辞を称す……新橋より京橋迄の大通りの家々より国旗を軒前に掲げ此歳暮匆忙なる……歩兵二聯隊八楽手と共に新橋の側より銀座街の左に於て二列に立ち四丁目の辺までに及び砲兵八其跡に並びたり……午後二時十五分の汽車にて都督の一連八新橋に著せらる」と報じていた。

この記事にはかなりの誇張もあるが、人民には大きな安堵感がありそれが奉迎を演出したことはあり得る。そもそも、台湾への出兵に国内世論は懐疑的で、「東京にて八評判悪し」と人民はいたって冷ややかであった。そのようなかで、大久保大使が北京で行っている清国政府との交渉に一喜一憂し混乱していく。それだけに、民心は動揺していた。況んや、維新政権が誕生したとはいえ、国民国家として完成していたわけではない。依然として、「人民」は「人民」のまま、「国民」にはなっていない。したがって、凱旋してきた将兵を「我皇国ノ士民抃躍欣喜シテ誰力国家ノ為ニ祝シ都督ノ為ニ賀セザル者アラシヤ」（前註154同）と言わしめるような情景は殆どなかったとみるべきであろう。それは、この出兵に従軍し戦病死した将兵や軍夫などのへの扱いから見ることが出来る。

##### (5) 戦死者の合祀と慰霊

戦地で埋葬され遺骨となっていた者は、全て遺体・遺骨となって還送された。そして、台湾で病死した者の「其屍骸八みな長崎に送りて大首寺大徳寺両所の境内に埋葬」されていく。しかし、予想以上の戦病死者であったことからそれらを埋葬し慰霊していくことは容易ではなかった。そもそも、日本には従軍して戦闘による即死者及び戦

傷死者並びに戦病死者といった所謂「戦死者」を、国家が国家として祀り慰霊するという考えも制度も施設もなかった。例外的なのが、海軍鎮守府に設置された海軍墓地と陸軍駐屯地に設けられた陸軍墓地ではあるが、それでも全ての戦死者がそこに埋葬されているわけではない。

征台の役での戦死者について、『明治史要』は兵員三六五八人（下士官以上七八一一人・軍人二六四三人・軍属一七二人・従僕六二人）、戦死二二人、病死五六一人、負傷者一七人としている<sup>⑧</sup>。したがって、戦死戦傷死者を合わせた戦死者の合計は五七三人となる。前述のように、第一二師団が調査し台湾軍司令部が認識していた「征蕃役戦病死者」は五三八人であり、落合の『明治七年』では台湾と長崎での病死者を五四七人としていることから戦闘死者を合わせて戦死者は五五九人としていた。だが、落合軍医が記録している死亡者以外に「帰郷後死亡したる者も少なくない」（前述）としていたり、前述の回向院に建立されている有馬屋の招魂碑に刻まれている夫卒の死亡者の二二名中三一・八パーセントの七名が「征蕃役戦病死者」に記載されていないことなどからして、戦死者総数は少なくとも五七三人+であったことになろう。

しかし、疑問は残る。そもそも、この長崎で掌握されていた死亡者がはつきりしていないことからほかならない。明治八年二月七日、政府は太政官布告第三四号を以て「明治七年台湾蕃地処分ノ節陸海軍士官兵隊夫卒等死亡ノ者祭祀ノ為メ勅使発遣来ル三月廿二日長崎県下梅ヶ崎埋葬地ニ於テ祭典被為行候ニ付右死者ノ親族当日参詣可為勝手此旨布告候事」と公布した。このため、三月二日、征蕃軍戦死病死者を葬る長崎梅ヶ崎招魂場において勅命により祭典が挙げられ、二元都督西郷中将を以て祭主となし、式部助五辻安仲・侍従綾小路有良を御差遣になつた。而して五月には其処に征台軍人墓碑を建て、川田剛の撰文を刻した<sup>⑨</sup>という。

ここで、川田剛の撰になる「征台軍人墓碑」というのが、現在、佐古梅ヶ崎招魂社に建立されている自然石及び

石積み台座付割石型三段式のものである。この「征台軍人墓碑」<sup>10</sup>は、碑石が高さ一八七センチメートル・横幅一五五・二センチメートル・厚さ三五センチメートルの割石型自然石のもので、碑石部の形状は碑石正面部碑文面が縦一四二センチメートル、横一〇四センチメートル、深さ三センチメートルでそこに碑文が刻まれ、碑石揮毫面は縦一七・一センチメートル、横八七・三センチメートルである。台座は自然石及び石積みのもので、高さ七三センチメートル、横幅は二一センチメートル、奥行きが一七二センチメートルである。この碑面には、正面に、

征台軍人墓碑

吉備川田剛毅卿撰文

台湾在東洋中地当熱帯而西部熟蕃率皆受制於清国其居東部者号曰生蕃各社自立無所統屬而其俗兇暴以劫盜為業航海者病焉先是我琉球船遭遇颶漂流為其所害者五〇余人後小田原民亦航至其地則又褌衣掠財備嘗荼独僅得航歸事聞 天皇宸怒明治七年夏四月 詔以陸軍中将西郷從道為都督陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良並為參軍率兵艦二隻糧船五隻往問其罪五月六日前軍至琅瑤立營施遣哨兵以探動靜虜伏林莽弓銃乱射衆怒曰不可以不膺且懲也時虜貯武器於四重溪邨二十二日癸二百余兵収之直逼石門虜拋險抗拒我兵力鬪殪其頭目余党潰走是日都督以全軍至諸社酋長懼欲納疑独牡丹高士滑等社不服六月二日我軍三道並進一從風巷一從竹社一從石門石門者虜之要地而風港竹社峻嶺層嶂樹密石簷所謂天險也然虜既一敗氣沮知力難敵倒木塞路遁入山谷出沒狙擊以遏我衆奮戰行火沿道廬舍踰險而前明日遂破其巢穴又明日留一小隊以鎮焉余衆引還琅瑤當是時諸將校各禁鈔掠布以恩信蕃酋悅服相率投降或説伝曰日本既取全台矣清人聞而疑之 檄辺陲急修兵備而総理衙門官吏与我公使柳原前光爭論不已 廷議更以參議大久保利通為弁理大臣往北京焉其大臣面護弁駁数次遂釈然償我以金若干万兩十一月侍從長東久世通禧航海伝 詔以班師於是築漂民五十余人墳於統領埔令土人歲時修祀永無靡墜十一月振旅而歸是役也自夏涉冬其用兵時炎熱尤甚及屯駐經久瘴氣伝染病者相枕全軍四千五百余其死於戰者十

二人死於病者五百五十余人軍制凡出征死者就瘞於其地今者以糧船艙虛故得載屍而還以葬於肥前彼杵郡小島郡梅崎盖特典云嗚呼 聖上至仁恩及枯骨細民橫死猶且誅讎以慰其靈況千里遠役殞命王事者勿論其戰焉病固宜深哀而悼恤也今茲三月二十二日 詔遣都督及式部助五辻安仲侍從綾小路有良西下詣其墓以祭焉臣剛奉命謹錄其顛末係之以銘銘曰

未有斯拳 豺狼逞欲 既有斯拳 鯨鯢馴伏

維太平洋 風波駘然 帆檣攸通 万里比隣

曰日曰清 破損 好以忱 曰米曰歐 航客高枕

吁若而人 死有余功 埋骨故山 播名殊邦

明治八年五月建

と刻まれ、裏面には、

紀元二千五百三十五年三月

海軍大佐從五位 林 清康

租稅權助從六位 横山 貞秀

海軍中秘書 岡本 孝承

海軍中秘書 下条 正雄

検査大属 多久 正典

租稅中属 石塚 清武

租稅少属 今道 惟直



租税少属

岩井 易清

大主記

今村 昇

福田直吉 全豊太郎 合鐫

と刻まれていた。

さて、この明治八年五月に建立された墓碑の碑文によると、病死者を「五百五十余人」と記している。この記載から、僅か、一年にもならない前にここで埋葬された病死者、さらに招魂祭を行った段階ですら正確な人数が表示できないほど、杜撰な従軍者への人事管理であったことが窺われる。それは靖国神社でも同様で、『靖国神社百年史』には明治八年三月二二日に「台湾事件の戦歿者と凱旋後長崎病院での戦病死者536名の霊を長崎佐古招魂社に祀る」と記している。靖国神社が掌握している戦病死者は五三六人というが、その数は第一二師団が調査した五三八人より二人少ない。尤も、靖国神社の五三六人には戦闘死者二名は含まないと考えたすると戦死者は五四八人になるが、それでも『明治史要』の戦闘死者二二人、戦病死者五六一人、合計五七三人には遙かに少なすぎる。「征台軍人墓碑」の数は、飽く迄も建立にかかわる「紀元二千五百三十五年三月」が基本になっているものと見られることから、実際の集計数は明治八年三月までの死亡者数ということにならう。第五表によると、不明者と死亡日の記載のない者各一名づつを除いても第一二師団調査の五三八人中五三三人は明治八年三月迄の集計に収められている。すなわち、このなかで、合祀式と招魂祭以降に死亡が確認され記録されている者は、明治八年一二月の一人と、同九年九月の二人でしかないことから、原因は従軍者・凱旋者と死亡者が完全に把握できていなかったことにある。その原因の一つに、従軍者の構成が挙げられよう。次の第六表は、戦死者所属別割合である。

このなかで、出征軍が直接管理する都督・本営が一三人の二・四パーセント、陸軍軍人軍属等が二六八人の四九・

第六表 戦死者所属別割合

所属	死亡者(人)	割合%
都督本営	一三	二・四
陸軍	二六八	四九・八
海軍	五	〇・九
徴集隊	五六	一〇・四
夫卒等	一八六	三四・六
その他	一〇	一・九
計	五三八	一〇〇

出典 『西郷都督と樺山総督』所収「征藩役ニ於ける戦病死者名簿」より集計。

八パーセント、海軍軍人が五人の〇・九パーセントで、五三・二パーセントに過ぎない。それ以外は、徴集隊が五六で一〇・四パーセント、夫卒等が一八六人の三四・六パーセントであった。夫卒は、大工・鍛冶・桶屋などの職工・鳶・荷揚げなどの人足を請け負った大倉組、出征軍中の賄いを大倉組・有馬組・鉄屋組が請け負っていたことから、その労務管理は彼等が大倉喜八郎・有馬屋清右衛門・田中長兵衛が担っていたためその掌握が出来ていなかったことは仕方がないことであろう。これら、軍役人夫の把握と管理が困難であったことは、日清戦争における軍夫のことから窺い知ることが出来る。広島市の比治山にある比治山陸軍墓地に建立されている日清戦争に従軍し戦死した軍役夫のなかで、臨時陸軍病院や避病院などで死亡した軍役夫や戦地で死亡し遺骨として還送された軍役夫

の遺骨のなかで遺族や関係者などが不明であったり本籍地などが判らないために「届先不明ノ者」として、それを管轄していた宇品兵站司令部戦務所が埋葬した遠藤房右衛門以下一〇名を埋葬した「故軍役夫」（明治二九年五月三〇日建立）と彫られた合葬墓碑石からも窺われるように、日清戦争においてすら不完全であった軍役人夫の把握を、征台の役という未だ近代国家として未完成な時期では当然であったろう。なお、現在の比治山陸軍墓地には、この墓碑の他にも戦死軍役夫を慰霊した墓碑石（合葬墓）が三基現存している。それは、「故軍役夫合葬之碑」（明治三〇年六月二七日建之・中平伊作以下五四名）と、輜重兵第五大隊に所属して従軍し戦死した田中幸蔵以下一〇八名を慰霊した「陸軍軍属合葬之墓」（明治二九年三月二七日建・建立者輜重兵第五大隊）、工兵第五大隊に所属して戦死した三上与一郎以下八名の軍役夫を慰霊した「陸軍軍属合葬之墓」（明治二九年三月建・建立者工兵第五大隊）で、軍役夫を埋葬し慰霊するのは所轄の部隊が行うこと又はそれすら不明の場合には遺体・遺骨を引き受けた機関（前掲の場合は宇品兵站司令部戦務所）がその責めを負うという原則が、日清戦争においても継承されていたことがわかる（詳細は、前註拙著参照）。

しかし、台湾出兵において注意しておかなければならないのは、この出兵で多くの犠牲を出したが、従軍者兵員三六五八人中の僅か一二パーセント程度でしかない「約五百名」<sup>⑧</sup>の彼等夫卒であったことで、後方勤務の彼等の死者が全戦死者の三四・六パーセントを占めていることにある。勿論、戦場において、兵卒と夫卒が極端に待遇を隔てていたとは記録されていない。つまり、多くの戦病死者がマラリアなどの風土病や伝染病であったことから、この事例は軍事訓練を受けていない民間人が戦場に赴くことが如何に危険であるかをもの語るものではなからうか。尤も、兵員には交代要員として後半期に着任した者も多いことから、全体的にみると初期段階から任についていた夫卒や徴集隊に死亡者の割合が高かったことを踏まえる必要がある。

勿論、政府が不明者の把握を全く怠つていたわけではない。それよりも、夫卒などの従軍者を含めて、未だ近代化にはほど遠く制度的にあまりにも不完全であつたためとみるべきである。明治八年二月一三日、政府は三月二二日の梅ヶ崎埋葬地における祭典に先立ち不明者の調査をなすべく太政官達第一九号をもつて「明治七年台湾蕃地処分節傭使候夫卒ノ内蕃地或ハ長崎県下ニ於テ死亡ノ者遺骸ハ同県下小島郷梅ヶ崎ヘ埋葬地ヲ設ケ夫々葬祭執行候得共当時徵募ノ際其本貫郷里ヲ不識者或ハ自ラ其居所姓名ヲ変シ候者モ往々有之趣苟モ国事ニ斃シ候輩其名簿湮滅候テハ愍然ノ至ニ付各地方官ニ於テ精覈調査ヲ遂ケ別紙名前ノ者或ハ右ニ似寄心当リノ者有之候ハ、其親族故旧等ヨリ郷里名簿年齢等詳細取調差出候様管内ヘ布達シ其有無共来ル三月限り正院ヘ可届出此旨相達候事」として、次のような不明者名前を挙げて公開調査を行つていた。

九月廿三日於蕃地病死	賄夫	幸三郎
九月十七日同上		高田定志七
十月五日同上	會計部小使	石塚寅之助
同上	同人夫	畑村巳之助
十月十二日同上	同夫卒	慶蔵
十月廿二日於長崎病院病死	東京府下ノ由	江川吉太郎
十月廿四日同上	大倉組夫卒	月野伊太郎
同上	會計部夫卒	次助
十月廿八日同上	大倉組馬具職	吉沢 政吉
十一月廿八日同上	備看病卒 名東県下平民ノ由	小林 文七

十一月廿二日同上	大倉組夫卒	荒川友次郎
九月十三日於蕃地病死	病院夫卒	羽前国大山村庄内道方町ノ由 中島幸兵衛
於蕃地病死月日不分明	三河国額田郡岡崎魚町ノ由	井上栄二郎
同上		黒野 角蔵

九月廿七日同上

尾張国丹羽郡世野村ノ由

佐々木清吉

十月十日於蕃地死亡

長崎県同所ニテ雇入

千本木勇七<sup>(註)</sup>

このなかで、印を付した六名が、第一二師団の調査によるリストから外されている者を示している。しかし、この太政官達で公示された者は、明らかに死亡が確認され遺骸があり小島郷梅ヶ崎の埋葬地に埋葬される者であることから、第一二師団が調査を行った際には既に行方不明になっていたことにならう。その原因と思われることが、『西郷都督と樺山総督』の記述にある。同書に、「後数年、故あつて是等の墓を、十年西南役戦死者の葬地佐古に移したが、其際取扱が粗漏であつたため、元参軍谷中將の長崎県当局弾劾となり、終に十四年三月、陸海軍省に命じ、<sup>(註)</sup> 厳に検索を加へて其訛謬を一大拡に改葬し、十六年十月、北条侍従を御差遣、祭典を行つて英霊を安んぜしめられた」とある。つまり、佐古に移葬したときの取扱いが粗漏であつたとして谷干城が長崎県当局を弾劾した程に乱暴であつた。このため、その時に判らなくなつたとも考えられる。だが、その根本的な原因は、戦死者を国家と国民が慰霊するという意識と制度及び施設がなかつたことにあるのではなからうか。それが、台湾出兵における戦死者慰霊の本質的問題である。

戦死者慰霊（この段階では未だ戦歿者慰霊の考えはない）の本質的問題とは、台湾出兵という征台の役における戦死者の東京招魂社への合祀（所謂靖国合祀）問題にほかならない。そもそも、日本という国家は戦死者を平等に

は扱っていなかった。なかでも、征台の役という黎明期の日本では戦死者は飽く迄も戦闘による死亡者でなければならなかったからである。

明治天皇がはじめて東京招魂社に行幸したのは、明治七年一月二十七日であった<sup>(註)</sup>。この行幸は、明治二年六月二四日の軍務官達により同月二十九日から五日間九段坂上招魂場において、「昨年来戦死候者、右祭典被為行候<sup>(註)</sup>」として行われた第一回合祀者に対するものであったことから、それは倒幕維新功労者顕彰をも意味したものと見えよう。

明治八年一月四日に台湾蕃地事務局が廃止され、征台の役にかかわる実質的業務が終了したことから、次の措置としては凱旋者への慰労と戦死者への慰霊が行われることになる。この討幕派の慰霊施設である招魂社に、征台の役での戦死者が合祀されることになり、二月八日に太政官達「台湾蕃地ニ於テ戦死の兵員、別紙名前の者共、招魂社へ合祀被仰付候様、夫々可取計此旨相達候事<sup>(註)</sup>」が公布された。この太政官達は、靖国神社合祀でいうならば第四回合祀ということになるが、維新殉難者・国事殉難者合祀を除くならば海外での戦争・事変・事件での最初の合祀ということになる。しかし、この達は「合祀被仰付候様」と、未だ完全に天皇が主体者となって合祀するという形式にはなっていないかった。それは、この合祀が天皇による凱旋軍への慰労褒賞の一環であったこともかわっている。

二月二〇日、御座所に出御した天皇は、西郷元都督侍立の下に樺山以下凱旋將校を召見し勅語を賜るとともにその功労を賞し、次いで八景間において酒饌を賜りそれぞれに馬具一背代料を下賜していた<sup>(註)</sup>。勿論、凱旋將校等への召見や外征凱旋に対する神事は一通り行われていた。西郷都督が参軍赤松海軍少将・参謀佐久間陸軍中佐などを率いて東京に凱旋した二月二十七日、宮門を出て太政官代において階上から西郷らを親御し、ついで正院において勳勞を賞し勅語を賜っている<sup>(註)</sup>。さらに、二十九日、天皇は「征蕃の兵凱旋せるを以て、神宮を遙拝し、賢所・皇靈殿・

神殿御親祭の儀を行い、その後西郷都督が赤松海軍少将・佐久間陸軍中佐・川崎祐名陸軍會計一等副監督・福島九成廈門領事を率いて参内したことから、彼等に謁を賜るとともに勅語を賜り、さらに佐久間と川崎に馬具一背を賜っていた。<sup>(18)</sup> このため、このときの天皇の行為は、「征蕃役」そのものに対する行為と見る事が出来る。

凱旋者への勤労功労を賞する褒賞行為に次いで、死亡者に対する慰霊顕彰が行われることになる。二月二日午後一時、谷陸軍少将を祭主に台湾事件(台湾出兵)の戦歿者和歌山県貴属隊信号士官陸軍大尉石川幸安以下二二名を合祀する招魂式が行われ、翌二日、西郷陸軍中將を祭主に臨時大祭の典が行われた勅使として式部寮七等出仕兼大掌典松尾相永を参向させ、天皇には午前十時御出門して招魂社に幸して御拝され、東伏見宮嘉彰親王をはじめ陸軍少将東京鎮台司令長官種田政明や海軍少将中牟田倉之助以下近衛・東京鎮台等の諸兵参拝の式を天覽し、正午過ぎに還幸していた。<sup>(19)</sup>

さて、ここで合祀されたのが、次の二二名であった。

徴集隊第六小隊	伍長	北川 直征(鹿児島)	四重溪	明治七年	五月一八日
和歌山県貴属隊	信号士官	大尉 石川 幸安(和歌山)	石門	明治七年	二月一四日
旧近衛第二聯隊第二大隊	少尉	伊沢 満(山口)	石門	明治七年	五月二二日
歩兵第一九大隊第一中隊	曹長	山崎 宗博(山口)	石門	明治七年	五月二二日
歩兵第一九大隊第一中隊	軍曹	吉村直次郎(山口)	石門	明治七年	五月二二日
歩兵第一九大隊第一中隊喇叭	一等卒	松下 笑作(山口)	石門	明治七年	七月一六日
徴集隊第六小隊	兵卒	美代 早太(鹿児島)	石門	明治七年	五月二二日
歩兵第一九大隊第一中隊	兵卒	榎本 正善(名東)	石門	明治七年	六月二日

歩兵第一九大隊第三中隊	兵卒	中野 伊助（和歌山）	風港口	明治七年	六月	二日
徴集隊第六小隊	兵卒	井上半次郎（白川）	高士骨	明治七年	六月	二日
徴集隊第六小隊	兵卒	大内田嘉右衛門（鹿児島）	高士骨	明治七年	六月	二日
徴集隊第六小隊	兵卒	松本万次郎（鹿児島）	高士骨	明治七年	六月	二日

この合祀は、飽く迄も牡丹社討伐作戦にかかわる戦闘で即死乃至その傷が原因で死亡した、所謂戦闘死した軍人で、戦病死者などの戦死者の全てではなかった。しかも、主なる参列者は近衛・東京鎮台等の軍関係者であった。これは、明治七年四月五日に西郷都督に下された「我国人ヲ暴殺セシ罪ヲ問ヒ相当ノ処分ヲ行フヘキ事」など三箇条からなる勅旨三箇条（前述）によつて出征した将兵に対する、君主としての行為であつたからにほかならない。

だが、これだけでは到底済まされるわけではない。圧倒的多数の戦病死者等をそのまま放置しておくことは出来ない。このため、二月二十七日太政官布告第三四号「明治七年台湾蕃地処分ノ節陸海軍士官兵隊夫卒等死亡ノ者祭祀ノ為メ勅使發遣来ル三月廿二日長崎県下梅ヶ崎埋葬地ニ於テ祭典被為行候ニ付右死者ノ親族当日参詣可為勝手此旨布告候事但参着候向八同所祭典掛へ可申出事」<sup>17)</sup>を以て梅ヶ崎埋葬地で祭典が施行されることになった。三月二日、「戦死し或は病死せし陸海軍士官以下夫卒等の靈祭」のため、式部助五辻安仲が勅使として差遣され、西郷中将が祭主となし、梅ヶ崎の墓前で祭典が執行されたが、侍従綾小路有良が代拝し、熊本鎮台歩兵一中隊が参列していた<sup>18)</sup>。基準が異なる維新を別とすると、近代日本の靖国神社合祀の形式は佐賀の乱と征台の役でほぼ基本形が築かれていったと見る事が出来る。佐賀の乱については、靖国神社第二回合祀と第三回合祀とがあるが、まず第二回合祀は明治七年八月一八日太政官達により「佐賀県賊徒追討の節戦死の者、本月廿八日、東京九段坂上ニ於テ招魂祭被為行」として戦死者合祀を、第三回合祀では一月二日の太政官達で「佐賀県下暴動の際、兵事ニ斃候士官等別紙名



前の者共、招魂社へ合祭被仰付候」とした軍人以外の者で「兵事二斃」れた者が合祀されていた<sup>10)</sup>。ここに、合祀の基準は、第一が戦闘死としての戦死者合祀であること、第二が軍人だけではなくその兵事にかかわって戦闘死した官員等も合祀されることが確定したことになる。

このため、佐賀の乱では明治七年二月一日に佐賀城内の戦闘で殞れた医官一二出仕伊東盛康をはじめ、田済恵八以下傭役夫四名、大池大尉従者野村文蔵以下従者五名、佐賀県権中属中島修平以下県吏四名などが合祀されている<sup>11)</sup>。したがって、征台の役においてもこの基準に準じて二二名の戦死者のみが合祀されたのであろう。だが、少なくとも五三八人の戦死者の中ですら僅か二・二パーセントでしかない二二名だけを靖国神社に合祀するという不合理性は、説明が付かない。このため、改めて梅ヶ崎埋葬地で祭典を行うことになるが、谷將軍の弾劾にみられるようにそこは戦死者の聖地にはならず、さらに埋葬されている者の遺骨すら粗末に扱われていく。それは、未だ国家として戦争に動員した将兵や夫卒などをどのように扱っていくのかという制度と思想が確立していなかったからでもある<sup>12)</sup>。

さて、現在の佐古・梅ヶ崎招魂社における記念碑や燈籠と墓石<sup>13)</sup>などを見ていくと、先ず記念碑であるが、それは次の一四点一六墓が現存している。

征台軍人墓碑 吉備川田剛毅卿撰文 明治八年五月建 紀元二千五百三十五年三月

建立者 海軍大佐従五位林清康以下九名

台湾役戦歿之碑 池原香釈選并書

形状 自然石台座付割石型二段式

碑石（割石型自然石） 高さ一七〇cm、横幅一六三cm、厚さ四三cm

碑石正面部碑文面 縦一二二cm、横七六cm

台座（自然石） 厚さ四一cm、横幅一四一cm、奥行き一二五cm

紀元二千五百三十五年三月

建立者 海軍大佐従五位林清康以下九名

振遠隊戦士遺髪碑

形状 石板型台座供台付二段式碑面掘式

碑石（石盤型長方形） 高さ一九八cm、横幅一一四・四cm、厚さ三六cm

台座（箱形直方体） 高さ八七cm、横幅二〇七・五cm、奥行き一二七cm

碑面（正面篆額） 振遠隊戦士遺髪碑

（正面） 振遠隊戦士遺髪碑 鹿島 谷口中秋撰

（裏面）

建立日 明治一二年一二月二六日

建立者 振遠隊中

軍人軍属合葬之碑

形状 竿石型台座付三段式

碑石（竿石長方形） 高さ三六五・二cm、横幅九二cm x 2

台座 一段目（箱形直方体） 高さ九二cm、横幅二二五cm、奥行き二二五cm

台座 二段目（箱形直方体） 高さ七三・八cm、横幅一二五cm、奥行き一二五cm

碑面（正面篆額） 軍人軍属合葬之碑

（正面） 軍人軍属合葬之碑

碑文 陸海軍二省改合葬五百五十五名云々

篆額 陸軍大将兼左大臣二品大勳位熾仁親王

書 一等編修官兼修史館副監事従五位巖谷修

台湾朝鮮鹿児島役死者五百五十五名遺骸改葬記念碑

形状 自然石割石型

碑石（割石型自然石） 高さ二五〇cm、横幅八二cm、厚さ二五・三cm

碑文 乾堂曾栄書

建立日 明治十六年癸未三月建

建立者 陸軍歩兵中佐正六位勳四等葛岡信綱以下八名

奉獻石燈籠台

形状 坐台乗せ台座付自然石燈籠支石柱型

支柱石（自然石長方形） 高さ一〇四・五cm、横幅六三・三cm、奥行き五七cm

坐台（石板型自然石） 厚さ二二・三cm、横幅二二八・二cm、奥行き一一〇cm

台座（自然石長方形） 高さ六五cm、横幅一二〇cm、奥行き八二cm

奉納日 明治七年第十二月吉日

奉納者 大谷 小西助次郎・紙屋弥重

## 1 台湾出張日進艦乗組員献燈石燈籠（右）

形状 台座三段式石燈籠

規模 高さ二二・二 cm

献納者 日進艦 台湾出張乗組 海軍少佐沢野種（庶務） 以下海軍士官一五人

献納日 明治七年戊十二月十五日

## 2 台湾出張日進艦乗組員献燈石燈籠（左）

形状 台座三段式石燈籠

規模 高さ二二・八 cm

献納者 日進艦 台湾出張乗組 辻本権作以下二三名

献納日 明治七年戊十二月十五日

## 東京大倉組石燈籠（左右一對、記載事項同文）

形状 台座三段式石燈籠

規模 （右）高さ三七〇・一 cm （左）高さ三七五 cm

献納目的 為台湾役死国事諸君建之

献納者 東京 大倉組

献納日 明治七年戊十二月廿二日

## 石燈籠支石柱（破損多し）

形状 石燈籠支石柱（元台座及び飾燈火室並びに屋根損壞）

規模 燈籠支石柱 高さ二一九・六cm

土台 高さ八・六cm、横幅五九・五cm、奥行き五六・六cm

献納者

高木<sup>（摩耗）</sup>・窪田<sup>（摩耗）</sup>・石川<sup>（摩耗）</sup>三

献納日 明治七年戊十二月

長崎県官中石燈籠（左右一对、記載事項同文）

形状 台座三段式石燈籠

規模 （右）高さ三〇七・二cm （左）高さ 三〇八cm

献納者 長崎県官中

献納日 明治十五年八月

1 長崎区会奉納記録文及び芳名碑石型石燈籠

形状 記録文支石柱と芳名台座台座付石燈籠（飾燈火室及び屋根損壊）

規模 支石柱 高さ一七七・六cm

台座三段目（台形型） 高さ六六・三cm（以下略す）

台座二段目（長方形） 高さ二四・三cm（以下略す）

台座三段目（長方形） 高さ三二cm（以下略す）

支石柱 碑文 長崎区会議長西道仙収誌 琴石題

芳名台座面 長崎区議員 池原延安以下一六名

2 長崎区会奉納記録文及び芳名碑石型石燈籠

形状 記録文支石柱と芳名台座台座付石燈籠（飾台及び屋根一部損壞）

規模 燈籠支石柱と屋根部 高さ一一・三 cm

台座一段目（台形型） 高さ六三・四 cm（以下略す）

台座二段目（長方形） 高さ三三・三 cm（以下略す）

台座三段目（長方形） 高さ三一・二 cm（以下略す）

支石柱 明治十六年十月

芳名台座面 長崎区会議員

議長 西 道仙

副議長 只野藤五郎

全 鶴野 常蔵

倉田 吉連以下一六名

長崎県建立佐古・梅ヶ崎招魂社石製社殿

形状 円形土台石乗長方形台座二段式石製社殿

規模 社殿 高さ六八 cm・横幅四五 cm・奥行き四〇 cm

台座二段合計 高さ四三 cm（以下略す）

土台（円形） 高さ九二・三 cm（以下略す）

奉納日及び奉納者 大正七年三月 長崎県

佐古・梅香崎墳墓合葬墓

形状 直方体納骨と台座付慰霊碑

規模 慰霊碑 高さ 四五 cm、横幅 三六・六 cm、奥行き 一七・六 cm

台座（長方形）高さ一四・九 cm、横幅四五・六 cm、奥行き三七 cm

納骨堂（直方体）高さ九七 cm、横幅三〇五 cm、奥行き一一七 cm

慰霊碑（正面） 慰霊

（左面） 風化破損セシ不明墓碑約数十基此処ニ合祀慰霊ス

平成九年三月二十日

佐古招魂社由来碑

形状 台座付標柱型碑石三段式

規模 碑石（標柱型） 高さ一三〇 cm、横幅二〇・五 cm x 2

台座二段合計 高さ六八・五 cm（以下略す）

建立者 社団法人日本郷友連盟長崎県支部

建立日 平成十年三月吉日

は、前述したものであるが、先ず建立乃至奉納の時期から見ると、記念碑等が明治八年・同二年、同一年、同一年、平成一〇年の六基が、燈籠は、明治七年・一・二・、同一年、同一年、同一年、一・二の六基（八基）で、この他に石造社が、納骨堂型合葬墓碑の、である。ここから、西郷都督が凱旋してきた時に、戦病死者を埋葬していた梅ヶ崎埋葬場に埋葬場で祭典が行われたとき

には、の燈籠が献納されていたことが判る。翌八年にとの記念碑が建立され、近代的戦死者墓地としての設備が整っていくことになる。

だが、近代的戦死者慰霊という考え方が一般的に認識されていったわけではなかった。それを象徴する事件が、前述した梅ヶ崎墓地から佐古墓地への改葬であった。このことを記しているのが、とである。

梅ヶ崎埋葬地に長崎県立病院を建設することになり、この墓地を西南戦争の戦死者を葬っていた佐古に移転改葬することになり、それを長崎県庁が行うことになった。だが、県吏員の「措置甚だ粗漏を極め、発掘せる墓地の土中に白骨の細片散在する等、殉国義烈の士に対し不敬極まる取扱をしたので、大に軍人の憤慨するところとなつた。会々海軍少佐田中綱常・少主計伊藤祐次其戦殉者の墓地を検したるに、遷墓猶ほ遺漏があつたので推検数回に及び、遂に西部検閲使谷（干城）陸軍中将は、内海（忠勝）長崎県知事に対し、其無責任の処置を大に面責し、茲に大問題を惹起するに至つた。因て県庁に於ては再三旧墓地を発掘し、土を篩にかけて遺骨を漏れなく收拾し、改葬の手續を運んだが、谷將軍は其始末を官に具状したので、天子憫傷・陸・海軍両省に命じ、改めて五百五十五名を一塋に合葬し、塋の中央に一大碑を建て、改葬事由及各人の姓名を録し、合祀の旧碑（乃ち西郷中将の建立せる）も其塋内に移し、五百余の箇人の墓も悉く同地域に改葬<sup>⑧</sup>された。つまり、長崎県が行つた佐古墓地への改葬があまりにも杜撰であつたため、旧塋に余骸を残すありさまであつたことから、谷による「長崎県当局弾劾<sup>⑨</sup>」となり、明治一四年三月に陸海軍省に命じて敵に檢索を加えて骸骨を一大塋に改葬し、同一六年一〇月一五日「干城を以て祭主と為し、勅使として侍従北条氏恭を差遣し、靖国神社例祭に准じ、勅祭を行はしめ、幣帛を賜<sup>⑩</sup>」つた。

ここでは、天皇が戦死者として東京招魂社に合祀して慰霊された戦闘死者と、勅使を差遣し谷中将を祭主に熊本鎮台から派遣された一小隊の兵士をもつて敵かに執行された非合祀者を含む梅ヶ崎埋葬場から佐古に移葬された全



ての戦死者を慰霊する祭典と、二つの慰霊の行為が行われていた。そこには、靖国神社による御霊慰霊と、遺骨などの塋域での死者慰霊という分離があった。これは、日清戦争において確立していく、靖国神社における天皇と軍による慰霊と、塋域における地域共同体及び軍用墓地に埋葬している管轄部隊による慰霊という、二つの慰霊の始まりでもあった。

佐古に改葬され、現在は佐古・梅ヶ崎招魂社と名付けられているが、その地には征台の役の他に、戊辰戦争（奥羽箱館の役）や江華島事件・西南戦争での戦死者と、「大正七年靖国神社合祀者中本県在籍者で県下各招魂社祭神以外の千二百四十二柱の英霊」を合わせて「一千九百十三柱の英霊」が祀られている<sup>18)</sup>。

ここに建立されている墓標の特徴は、必ずしも統一されていない点にある。海軍一等若水夫鈴木末彦の墓標は、台座一段尖頭式石柱型で、竿型墓石は高さ六八・七センチメートル（頭部六・三センチメートル）、幅は二六・七センチメートル×二四・三センチメートル、台形型台座は高さ三三・六センチメートル、幅四一・六センチメートル×四一センチメートルで、墓碑面には正面に「海軍一等若水夫鈴木末彦之墓」、左面に「従事御艦筑波明治七年十一月廿九日死於台湾琅瑤 享年十五歳十一月」、右面に「明治七年十二月七日埋葬」と、(a)兵種・(b)階級・(c)氏名・(d)乗艦名・(e)死歿日・(f)死歿地・(g)享年・(h)埋葬日が刻まれていた。

だが、同じ海軍の海軍少機関士倉満喜実墓の場合はかなり違っている。形状は、台座二段仏式飾台座乗尖頭式石柱で、規模も竿型墓石の高さが七四・五センチメートル（頭部五・五センチメートル）、幅が二九・四センチメートル×二八・二センチメートルと幅が狭く、台座は一段目（長方形）が高さ一六・五センチメートル、幅が六二・四センチメートル×五五センチメートル、台座二段目（長方形）は高さ三〇・四センチメートル、幅四五・三センチメートル×四三センチメートル、三段目の仏式飾台型の台座は高さ二〇・二センチメートル、幅四三センチメー

トル×三九・五センチメートルであつた（以下、台座の規模は省略する）。碑面も、正面が「海軍少機関士倉満喜実墓」、左面は「明治七年第九月三十日死 行年五十二五歳一ヶ月」、右面は「生国薩摩国鹿児島県土族」と、鈴木水夫と比べると、(a) 兵種・(b) 階級・(c) 氏名・(d) 乗艦名・(e) 死歿日・(g) 享年と、(d)・(f)・(h) が無く、代わり(i) 本籍地と(j) 族籍が加わっている。日清日露戦争をはじめとする軍人の墓標に共通するものであるが、基本的には軍用墓地に埋葬されている兵卒の墓標（将校は遺族などが建立するため全てにおいて個人的であり統一性はみられない）は、形状や規模は同じではあつても、この碑面に刻まれる故人にかかわる文字情報はその位置を含めて、不統一である。この不統一さは、同一部隊内（同一の軍用墓地）においてすら共通してみられることから、それらを含めて日本の特徴として捉えることが重要であらう。

さて、軍人ではなく志願兵の徴集隊をみると、卒の園田貞吉之の場合は、形状が台座二段式尖頭式石柱型で、規模は竿石が高さ六一センチメートル（頭部二センチメートル）、幅が二・三センチメートル×二センチメートルで、碑面には正面が「徴集隊四番小隊卒園田貞吉之墓」、左面が「白川県土族」、右面が「明治七年九月十七日於長寄病死時歳二十四年」と、(a) に該当する徴集隊と(b) 乗艦名に該当する「四番小隊」とが記され、(e)・(f)・(g)と(i)・(j)が刻まれている。

夫卒をみると、隅本嘉三次の場合は、形状が台座付尖頭式石柱型で、竿石は高さ六一・五センチメートル（頭部三・二センチメートル）、幅二一・三センチメートル×二一・五センチメートルで、碑面は正面が「夫卒 隅本嘉三次之墓」、左面が「鹿児島県」、右面は「明治七年十月三日於台湾病死 二十年」となっている。つまり、夫卒の場合は(a)と(b)は同じであることから(a)・(b)・(c)・(e)・(f)・(g)・(i)となっていた。(j)がないのは、土族ではないことにある。軍人墓にも共通するものであるが、一般的な傾向として、明治一〇年代頃までの軍用墓地に建立されて

いる墓標では、士族はほぼ全て記載されるが、平民や農などの表記はあるものの必ずしも記載されているとは限らない。この傾向は、昭和期の軍人墓にも見られる傾向であることから、族籍表記は士族の唯一残された虚しい特権意識の表れであったのではなからうか。

職工を前川幸右衛門にみると、形状は同じ台座付尖頭式石柱型で、竿石は高さ六一・八センチメートル（頭部三・六センチメートル）、幅二二センチメートル×一一・七センチメートルで、碑面は正面に「職工 前川幸右衛門之墓」と、右面は「明治七年十月十八日於長崎病死」で、(a)(b)(c)(e)(f)しかない。これは、太政官達にあるように身元確認が充分でなかったことに原因しているのではなからうか。このため、同じ民間人でも採用時に確認されている者の場合は異なる。夫卒の柳下勇三郎は、形状は同じ台座付尖頭式石柱型で竿石も高さ六一・五センチメートル（頭部二センチメートル）、幅二二センチメートル×一一・三センチメートルであるが、碑面には正面が「夫卒 柳下勇三郎<sup>破損</sup>」、左面に「東京府商」と、右面には「明治七年八月二十九日於台湾病死 時歳五十九年」とある。つまり、東京で集められた柳下は(a)(b)(c)(e)(f)(g)(i)と(j)に当たる商人と記載されていた。なお、彼の名前は回向院の慰霊碑には刻まれていないことから、雇い主は大倉ではないかと思われる。

このように、台湾出兵に従軍して犠牲となった者の多くが、この佐古・梅ヶ崎招魂社に眠っている。それは、戦歿者慰霊ということからすると特異なものでもあった。それがどのような問題を抱えているのかについて、次章で詳しくみていくことにする。

#### (6) 台湾出兵の歴史的意義

そもそも、台湾に出征し死亡した全ての者を梅ヶ崎埋葬場に葬ったのは、長崎に台湾蕃地事務局の支局が置かれ

たからであり、その事務局の下に長崎医学校をもって仮に充てた兵員病院で治療が行われたことにある。統計上出てくる長崎での死亡とは、殆どがこの仮病院での死亡者であった。さて、ここにおいて治療の治療の甲斐もなく死亡した者の遺体を遺族に還すのは、技術的にはもとより制度的にも困難であった。このため、多くの軍用墓地（軍用埋葬地）に遺体を埋葬するという軍用墓地における埋葬の考えに従って、台湾蕃地事務局はここ梅ヶ崎に埋葬場を設けそこに埋葬したのである。

だが、梅ヶ崎埋葬場は通常の軍用埋葬場ではなかった。現在の名称からも窺えるように一般的な軍用墓地ではない。その特徴は、管理者が臨時機関であった台湾蕃地事務局であったことと、死者の直接の指揮者が都督府という臨時編制の部隊であったこと、軍人でみると戦死者の所属部隊が長崎を管下に置く熊本鎮台だけではなかったことが挙げられるが、特異なのは陸軍軍人だけでなく海軍軍人も含まれていることにある。基本的に、陸海軍はそれぞれ独自の墓地を設けており、長崎県には佐世保海軍墓地があるが、佐世保に鎮守府が置かれたのは一八八九年であるため、死亡した海軍水兵五人は陸軍兵とともに埋葬されたのであろう。その限りでみるならば、梅ヶ崎埋葬場は国営墓地であったともいえよう。

この佐古・梅ヶ崎招魂社に海軍軍人も一緒に埋葬され慰霊されているというのは、それは、台湾出兵だけのものではない。例えば、江華島事件において軍艦雲揚艦に乗船していた海軍一等水兵松村千代松は明治八年九月二日に戦死し、同年十二月二日太政官達により九年一月二六日に靖国神社に合祀されているが、松村の遺体はこの地に葬られている。その墓標は、形状が台座二段式尖頭式石柱型で、規模は墓石が高さ五五・一センチメートル（頭部三・六センチメートル）、幅が二六・三センチメートル×二四・二センチメートルで、直方体の台座は一段目が高さ二一・六センチメートル、横幅は五二センチメートル、奥行き四四・八センチメートル、二段目が高さ二五セ

ンチメートル、横幅三八・四センチメートル、奥行き三四・三センチメートルで、墓石の碑面には、

（正面） 一等水夫松村千代丞之墓

（左面） 山口県土族 周防国佐波郡三田尻人 行年二十九歳十一ヶ月

（右面） 雲揚艦乗組明治八年九月廿二日於朝鮮国京畿道永宗城戦死

と刻まれている。

このことから、未だ海軍が鎮守府を設置する前の独自の施設を持っていなかったことと、清国・台湾・朝鮮への渡航は長崎が世界に開かれた玄関であったという地理的關係から、長崎に埋葬されたのではないかと思われる。日本の玄関としての長崎は、単に外国航路の要港だけではなく、様々な近代的な施設が他の地域に比べて整っていたことともかわつていよう。医学校が仮の兵員病院になったように、長崎は西日本最大の文明的港湾都市であった。このため、西南戦争においても、戦死者は佐古招魂社に埋葬されることになる。

西南戦争での戦死者の墓碑事例を見ると、同じ海軍軍人の海軍三等水兵御厨房吉は、日進艦に乗艦して鹿児島下の諸港の封鎖などの作戦に加わり死亡しているが、靖国神社ではその死を戦死としている。後述のように、これは靖国合祀の本質にかかわる問題を投げかけている。まずその墓標を見ると、形状は台座付尖頭式石柱型で、墓石の高さは八二センチメートル（頭部三センチメートル）、幅が二四センチメートル×二三・五センチメートル、直方体の台座は高さが二六・六センチメートル、横幅四三・五センチメートル、奥行き四七・二センチメートルで、碑面には、

（正面） 海軍三等水兵御厨房吉之墓

（左面） 長崎県肥前国佐賀郡南里村之人 行年二十有六

(裏面) 明治十一年二月建之 日進艦乗組中

(右面) 日進艦乗組 明治十年四月十四日為職業死、

と刻まれている(文中のルビは筆者による。以下同)。

一方、陸軍軍人で見ると、年九月三日に鹿児島県鹿児島郡帯迫村で負傷し一〇月二五日に搬送された長崎病院で死亡した陸軍兵卒鈴木治重之の墓は、台座付尖頭式石柱型のもので墓石は高さ七五・五センチメートル(頭部四センチメートル)、幅一五センチメートル×一四センチメートル、直方体の台座は高さ五センチメートル、幅二九センチメートル×二九センチメートルで、碑面には、

(正面) 陸軍兵卒鈴木治重之墓

(左面) 明治十年九月三日於鹿児島県下薩摩国鹿児島郡帯迫村負傷後十月廿五日長崎県肥前国長崎病院ニ於テ死

(裏面) 千葉県下総国印旛郡将門町土族

(右面) 進撃歩兵第二大隊第四中隊

とある。

また、東京鎮台歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊の兵卒として従軍した陸軍兵卒鈴木竹次郎の墓標は、台座付尖頭式石柱型墓石で高さ七七・八センチメートル(頭部三・五センチメートル)、幅一五・五センチメートル×一五・四センチメートル、台座が高さ四センチメートル、幅三二センチメートル×三二センチメートルで、碑面には、

(正面) 陸軍兵卒鈴木竹次郎之墓

(左面) 明治十年九月廿六日長崎県下肥前国長崎病院ニ於テ病死

（裏面） 千葉県第三大区三小区三番地平民

（右面） 東京鎮台歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊  
と刻まれている。

これらの事例だけでも墓碑石の特徴は判ってくる。陸軍では、兵卒の墓石は全て尖頭式竿石のもので概ね高さが七五センチメートルから七七センチメートルを前後する規模のもの、幅は一五センチメートル×二のものであること、夫卒・職工などは高さが六一センチメートル程度、幅一から二センチメートル×二といったもので、兵卒に比べるとやや小さめの墓標になっている。尤も、軍夫であるからと行って必ずしも小さいとは限らない。

別働第一旅団輜重部に所属して後方勤務に就いていた軍夫の組阪伊作は、明治一〇年七月一三日に大隅国尾崎で負傷し七月二十四日に長崎で死亡していた。この組阪の墓標は、台座付尖頭式石柱型のもので、墓石が高さ七九・五センチメートル（頭部三・五センチメートル）、幅一五センチメートル×二五センチメートル、長方形の台座は高さ二一・五センチメートル、幅三三センチメートル×三三センチメートルで、碑面には、

（正面） 陸軍軍夫組阪伊作之墓

（左面） 別働第一旅団 輜重部

（裏面） 福岡県人

（右面） 明治十年七月十三日於大隅国尾崎負傷後七月二十四日長崎にて死

とある。墓石の大きさは、七九・五センチメートルと御厨三等水兵に近く、兵卒の鈴木竹次郎よりも大きい。すなわち、単純に軍夫であるからといって墓石が小さいとすることはできないことになる。

勿論、将校になるとかなり違ってくる。八代方面の戦闘に参加していた東京鎮台歩兵第二聯隊第一大隊第四中隊

の陸軍少尉岩根義重は、四月一七日に熊本県八代郡古麓において負傷し、長崎臨時海軍病院で六月一八日に死亡し靖国神社に合祀されているが、岩根少尉の墓石は、台座一段尖頭式石柱型のもので、墓石の高さは一〇四センチメートル（頭部五・六センチメートル）、幅は二四センチメートル×二四・五センチメートル、台座は直方体で一段目が高さ八・六センチメートル、幅五五センチメートル×五五・六センチメートル、二段目が高さ一五・三センチメートル、幅四三センチメートル×四三センチメートルであった。碑面は、

（正面） 陸軍少尉岩根義重之墓

（左面） 明治十年四月十七日於熊本県下肥後国八代郡古麓負傷後六月十八日長崎県肥前国長崎病院二於テ死

（裏面） 岩手県陸中国岩手郡東中野村土族

（右面） 東京鎮台歩兵第二聯隊第一大隊第四中隊

と刻まれている。ここでは、将校は兵卒と規模が違うだけで形状は変わっていない。これは、多くの陸軍墓地に共通するものでもある。

形状についてみると、警部補心得馬淵鎗三郎之墓のように台座付尖頭式石柱型のものもある（墓石の高さは一〇三センチメートル、頭部五センチメートルで、幅は二五センチメートル×二五センチメートル）と、大きさが異なるだけのものもある。碑面は、正面が「警部補心得馬淵鎗三郎之墓」、左面が「明治十年十月七日長崎県下肥前国長崎病院二於テ病死」、裏面「愛知県尾張国愛知郡車道東町土族」、右面「警視局」と記載の位置の違いはあるものの、軍人と大きな違いはない。だが、形状も全く異なるものもある。

警視局三等巡查山本健の墓は台座付蒲鉾式のもので、墓石は高さが七九・八センチメートル、幅は一八・五センチメートル×一八・五センチメートルで、台座は高さ一一・五センチメートル、幅は縦横三七センチメートル×三



七センチメートルで、碑面には正面に「警視局三等巡查山本健墓」、左面「別働隊第三旅団第五大隊第一中隊二番小隊 茨城県土族」、裏面「明治十一年六月建之」、「明治十年六月七日于肥後国 郡石 之役同月廿一日没于長崎警視病院 齡廿二年一月」とある。建立日が記載されているのは、この墓石だけではないことから、二種類があったことなるう。

さて、この佐古・梅ヶ崎招魂社が内包している問題とは、一つの墓地空間に二つの異質なものが混在しているということにある。それは、同じ事件・同じ戦役に従軍していながら、一つが天皇によって靖国神社に合祀され祭神となつて祀られている者と、他方が靖国神社には合祀されずにこの空間だけにしか祀られていない者とが、共存しているという矛盾である。確かに、靖国神社に合祀されている者とそうでない者とを、墓石の上から見分けることは基本的には出来ない。つまり、墓地に埋葬しそこで慰霊するときには靖国の祭神になっているか否かは判らないといふことは、墓地においては差別化は図られていないことになる。

そもそも、佐古・梅ヶ崎招魂社は軍人墓地ではないことから、特段に軍人が特別に扱われることはない。前述の大口方面の戦闘に参加して靖国神社に合祀されている三等巡查山本健<sup>⑩</sup>は六月二日に戦闘による死亡であつた。また、八代方面の戦闘で戦死して靖国神社に合祀されている警部補心得田原武三郎<sup>⑪</sup>の墓石も、台座一段蒲鉾式のもので墓石のみを記すと高さ九八センチメートル（三センチメートル）で、幅が二四センチメートル×二四・五センチメートルのものである。この碑面には、正面に「警部補心得田原武三郎墓」、左面が「別働隊第三旅団徵募五番小隊軍曹勤務 宮城県土族」、裏面に「明治十一年六月建之」、右面にも「明治十年四月十七于肥後国八代郡宮地村之役同月廿一日没于長崎警視病院 齡廿一年二月」とのみあり、墓石の形状や碑面情報からだけでは靖国神社に合祀されていることは判らない。これらのことは、実は当時の日本人にとって靖国神社への合祀がそれ程までに重い

意味を持っているようにには理解されていなかったことを意味しているのではなからうか。遺族にとつては、郷里が岩手県の岩根義重陸軍少尉や茨城県の山本三等巡查、宮城県の田原警部補心得も、東京招魂社に合祀されようが生涯にわたって参拝することは殆ど出来ず、ましてや、遺骸が埋葬され墓石が建てられている長崎にまで拜みに来ることすら困難であった。かかる現実があるからこそ、土族でない者への徴兵制の適用に、民衆は反撥し抵抗していくのであった。それだけに、招魂社への合祀という行為の精神的意味は、民衆の感覚からは大きく外れるものでしかなかつたらう。

ましてや、戦死者の全てを合祀するのではなく戦闘死者のみの合祀を、民衆が理解する事は困難であつたらう。ここで挙げた僅かな墓碑石だけでも、軍人では陸軍兵卒鈴木竹次郎と陸軍兵卒鈴木治重之が、警部補心得馬淵鎗三郎も合祀されていない。同じ事件・戦役での死者であつても、戦闘死者と戦病死者とを区別する論理は、近代国民国家として完成していく段階では、到底、国民の理解を得ることはできなくなっていく。その結果、戦闘死者も戦病死者も平等に扱われるようになっていくのは、国民的戦争となり国民の支援が不可欠となつていった日清戦争を待たなければならなかつた。

だが、その靖国神社への合祀であるが、そこにも大きな問題があつた。前述の警部補心得田原武三郎については、その墓碑石には「同月廿一日没于長崎警視病院」と死亡日を四月二一日となつてゐることだ。しかし、『靖国神社忠魂史』(既述)には、

同 明一〇、四、二〇

長崎警視病 警部補心得 田原武三郎 宮城

とある。明らかに、墓碑石と靖国神社の記録とが違つている。墓碑石が正しいとすると、靖国神社の記録が間違つ

ていることになるう。

それだけではない。前述の軍夫の組阪についてみると、『靖国神社忠魂史』には、「左記十四名は右期間中、後方勤務に従事し戦死した者であるが、孰れも死亡場所不明の者である」として、

別一旅

別働一旅輜重部 明一〇、九、七

軍夫 組阪 伊作 福岡<sup>88</sup>

とある。しかし、組阪の墓碑には、「明治十年七月十三日於大隅国尾崎負傷後七月二十四日長崎ニテ死」（既述）と刻まれており、死亡日は七月二十四日、歿地は長崎であると記されている。明らかに、靖国神社の記録と本人の墓碑石とに大きな違いがみられる。記録的にみるならば、死亡した地に埋葬する際に間違えると言うことは考えられないことから、靖国神社に記録を送った陸軍省の記録が間違っていることになるう。

この問題は、その後、日清戦争や日露戦争の記録においてもみられるもので、靖国神社の史料を改めて検証する必要があることを示唆していよう。取り分け、敗戦となった太平洋戦争と戦後の靖国会祀については、明らかにその検証の信頼性に重大且つ深刻な疑義があることから、改めて国家として、国家の名において国家の命令で動員し死なせた国民の正確な記録を作成することが求められるのではなからうか。

このように、台湾出兵は動員した兵員と軍夫などの民間人の処遇と、犠牲となった者への処置について、問題はあるものの、一定の方向性を示し、戦死者慰霊の基礎を築きあげることになった。

一つが、天皇が太政官政府に命じて戦闘死者を慰霊するべく招魂社に合祀をするという靖国会祀の形を整えていったこと、第二が合祀基準は飽く迄も戦闘による死者であることからそこでは軍人・軍属・軍夫・吏員など職種には

かかわらないという原則を確立したこと、第三は従軍を指揮した軍が戦死者の遺体を埋葬することで、基本的には遺体・遺骨を遺族に還さないこと、第四は墓碑石には宗教性を排除し無宗教とすること、第五は死者を慰霊する儀式は神式の祭典として行い、状況に応じて天皇が勅使を差遣して執り行うこと、第六はこの段階では従軍僧といった宗教家の従軍はないことである。このほか、特徴ではないが、この段階では未だ国民的意識として戦死者を慰霊するという考えはなく、従って梅ヶ崎埋葬場において奉納されている燈籠も市民からのものはなかった。後日、明治一五年八月に長崎県官中によって献納されたの石燈籠や、の明治一六年一〇月に長崎区会議員によって献納された長崎区会奉納記録支石柱と石燈籠は、谷干城の弾劾に端を發して慌てて行われたもので、必ずしも市民的慰霊顕彰の意識によるものではなかった。

台湾出兵は、『明治史要』の記録でいう三六五八人の従軍者の一五・七パーセントにあたる五七三人もの人員を犠牲に、しかも「征蕃役軍費」として七九四万六〇九六円八八銭と洋銀二〇六万七七八六弗もの財政負担を強いて行われたものであった。この薩摩派が強行した冒險主義的外征に批判的であった長州派の井上馨が、大久保が帰国した一二月一日に、木戸に「ホルモサ費用も凡そ九百万計、償金差引八百万余之損失」と冷ややかに書き送っていたように、維新早々の財政逼迫の状況下での巨額の財政支出は国民に大きな負担を強いることになった。もっとも、「無形的利益」として「琉球が明に日本の領土たる事を隱約の間に承認させた」という、政治戦略的成果を挙げたという側面はあるものの、それは飽く迄も結果論でしかなく、清国との一触即発による全面戦争にまで発展するという重大な危機的状況にまで陥っていたことを踏まえるならば、「無形的利益」を過大に評価すべきではない。それよりも、日本の歴史という長い時間軸からみるならば、この台湾出兵は近代日本政治外交史上の画期をなす重要

な事件であると同時に、日清外交関係にとつて友好親善関係から対立摩擦状態へと転換させたという、東アジア国際関係史の観点からしても重大な事件であった。<sup>(註)</sup>

したがって、その後、壬午軍乱・甲申事変と朝鮮半島を軸に起こっていく日清間の対立の激化に伴い、日本の軍事力の増強と軍の近代的改編とともに生まれてくる戦死者の慰霊の問題が大きな課題となっていくが、その整備は必ずしも順調には進んではいかなかった。

## 註

- (1) 『西郷都督と樺山総督』、西郷都督樺山総督記念事業出版委員会、一九三六年、一頁（『台湾史研究叢書』第一卷、クレア出版復刻版、二〇一一年 所収）。
- (2) 『処蕃提要一』第一文書、大山鹿兒島県参事琉球島民台湾ニ於テ遭害ニ付問罪ノ師云々上陳並琉球王子遭害ノ始末届書五年七月廿八日（国立公文書館、2 A 33 8 単<sup>839</sup>）。
- (3) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一頁。
- (4) 生存者の島袋亀によると溺死者は三名と届けたが実際には一名は行方不明者であったという（藤崎清之助『台湾史と樺山大将』、国史刊行会、一九二六年、二四一頁。『台湾史研究叢書』第一卷所収 前掲）。
- (5) 『処蕃提要一』第一文書、前掲。
- (6) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一頁～二頁。
- (7) 藤崎、『台湾史と樺山大将』、前掲、二三三頁～三四頁。
- (8) 『日清交際史提要』（『日本外交文書』明治年間追補第一冊、日本国際連合協会、一九六三年、一〇五頁）。
- (9) 『処蕃提要一』第一八文書、『外務省ヨリ小田県民佐藤利八外三人漂流一件上申並別紙在清井田総領事来柬外四通 六年

- 八月十二日」、前掲。
- (10) 藤崎、『台湾史と樺山大将』、前掲、二四六頁。
- (11) 同上。
- (12) 注釈した(10)(11)以外は、『処蕃提要一』第一八文書(前掲)による。
- (13) 藤崎、『台湾史と樺山大将』、前掲、二四六頁。
- (14) 『処蕃提要一』第五文書「副島外務卿横浜ニテ米人李仙得台湾一件応接書 壬申九月二十四日」、前掲。
- (15) 『台湾誌』(『東京日々新聞』第八〇一号・明治七年九月一八日、二頁)。
- (16) 『処蕃提要一』第一文書、前掲。
- (17) 藤崎、『台湾史と樺山大将』、前掲、二二二頁。
- (18) 「樺山伯台湾記事 第一稿」、国立中央図書館台湾分館蔵。本文書には、「昭和七年三月廿四日 藤崎済之助氏ヨリ寄贈」と記されている。
- (19) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、三頁。
- (20) 外務少輔上野景範が外務省案として三条実美太政大臣へ提出し正院での審議を求めた、朝鮮への出兵案に対する八月七日の閣議において、板垣退助が原案の出兵説に賛成し、さらに「一ヶ大隊を釜山に送り、それから修好条約の談判を為す」との提案に対して、西郷は「それは決して善隣の道ではない」として強く反対し、それまでの対韓交渉の反省を踏まえて「今度は十分責任ある全権大使を派して正理を以て彼れの反省を促したい」とし、その際に「不肖私が進んで選に入りたいたい」と望んだ(『大隈侯八五年史会編』『大隈侯八五年史』第一巻、原書房、一九七〇年、五一三頁)と言われているように、西郷は出兵論者であつたわけでも開戦論者であつたわけでもない。
- (21) 毛利敏彦『明治六年政変』、中公新書五六一、中央公論社、一九七九年、一一三頁。
- (22) 外務省編纂『日本外交文書』第五巻、第一七三文書、一九三九年。
- (23) 同上、第一七七文書。
- (24) 同上、第一七八文書。

- (25) 同上、第一八二文書附記二。
- (26) 同上、附記一。
- (27) 同上、第一七三文書附記。
- (28) 井上侯伝記編纂会『世外井上公伝』第一卷、内外書籍株式会社、一九三三年、五九九頁、六〇〇頁。
- (29) 宮内庁『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年、五一二頁、五一三頁。
- (30) 同上、『明治天皇紀』第三、二〇六頁。
- (31) 『靖国神社忠魂史』第一卷、靖国神社社務所、一九三五年、三七三頁。
- (32) 『明治天皇紀』第三、前掲、二二四頁。
- (33) 『日本外交文書 明治年間追補』第一冊、前掲、八一頁。
- (34) 『処蕃提要一』第四文書「副島外務卿米公使卜台湾一件応接書抄略 壬申九月二十三日」(国立公文書館、2 A 33 8 单<sup>839</sup>)。
- (35) 同上、第五文書「副島外務卿横浜ニテ米人李仙得台湾一件応接書 壬申九月二十四日」。
- (36) 同上、第一一文書「米公使ヨリ副島外務卿へ李仙得雇入云々復柬 千八百七十二年十二月廿九日」。
- (37) 同上、第二文書「李仙得外務省准二等出仕辞令 壬申十一月廿八日」。
- (38) 同上、第五文書「副島外務卿使清ニ付約書交換云々三ヶ条建書 六年三月九日」。
- (39) 同上、第三文書「副島外務卿へ生蕃問罪ノ為メ清国応接振四ヶ条別勅 三月九日」。
- (40) 同上、第十七文書「柳原鄭両書記官清国総理衙門官員卜応接書 六年八月八日」。
- (41) 井上侯伝記編纂会『世外井上公伝』第二卷、内外書籍株式会社、一九三三年、五九八頁、五九九頁。
- (42) 外務省編纂『日本外交文書』第七卷、第一文書、一九三九年。
- (43) 『大隈侯八五年史』第一卷、前掲、五五三頁。
- (44) 『世外井上公伝』第二卷、前掲、五九九頁、六〇〇頁。
- (45) 木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書1』、東京大学出版会、二〇〇五年、第五四九二文書・二六五頁。

- (46) 『世外井上公伝』第一卷、前掲、六〇二頁。
- (47) 『処蕃提要一』第二〇文書「大隈寺島西郷柳原蕃地処分目的十三条 七年三月欠日」、前掲。
- (48) 『日本外交文書』第七卷、第三文書「台湾生蕃処置取調方仰付ノ件」、前掲。
- (49) 『処蕃提要一』第三三文書「岩橋大蔵小丞へ蕃地処分取調達 三月廿九日」、前掲。
- (50) 同上、第九文書「西郷台湾蕃地事務都督ニ賜ハリタル親勅」。
- (51) 同上、第一〇文書「西郷台湾蕃地事務都督ニ賜ハリタル特諭」。
- (52) 同上、第九文書「生蕃進討ニ付逐次処分スヘキ条件 欠月日」。
- (53) 同上、第二一文書「李仙得二十二号大隈参議ニ呈スル覚書 三月十三日」。
- (54) 同上、第三三文書「事務局設置達 七年四月五日」。
- (55) この蕃行加俸規則は、戦時給与規則に準じるもので次のものであった。
- 第一条 今般出張ノ陸軍武官増給ハ少尉相当以上本給五分ノ三曹長相当以下本給四分ノ三ト定ム自余ノ増加ハ一切之ヲ許サス

但東京出発ノ日ヨリ帰京ノ日迄之ヲ給ス下条亦然リ

第二条 諸省文官ノ増給ハ総テ旅費定則ニ不拘十等以上ノ輩ハ総テ本給五分ノ二十一等以下等外吏ニ至ルマテ総テ本給四分ノ二ト定ム

第三条 一切ノ文官並少尉相当以上ノ武官ハ総テ各本給一ヶ月半分ノ金額ヲ以テ一時支度料トシテ下賜スヘシ且又職工八金五円小使八金四円人夫八金三円ノ支度料ヲ支給スヘシ

但出張後縦令年月ヲ経ルト雖トモ支度料ハ出発ノ節一度ニ限り決テ再ヒ給スルヲ許サス

第四条 海軍官員軍艦ニ乗組艦中ノ常務ニ服スル輩増給ノ規則ハ明治六年八月該省伺濟ノ俸給制ニ照準シ支那近海出張ノ例規ニ依リ五分ノ一ヲ支給スヘシ

第五条 既ニ前条艦中常務ニ服スル輩ト雖トモ便宜都督ノ命令ニヨリ陸地ニ上リ事務ヲ奉スルトキハ其上陸ノ日ヨリ再ヒ軍艦ニ復帰スルマテノ間及ヒ軍艦ニ復帰セス他ノ雇船等ヲ以テ航渡スルトキハ総テ陸軍武官ト同一ノ支給スベ



シ

第六条 海軍官員軍艦ニ乗組ト雖氏艦中ニ常務ナク彼地着岸ノ上八陸地ニ於テ其職ニ従事スル輩八当度ノ渡航ニ限り都

テ外文武官同一ノ支給タルヘシ

第七条 海軍省艦中常務アル輩ヲ除ノ外事務都督以下諸文武官従者人夫等ニ至ル迄總テ東京出発ノ日ヨリ食費一日一人

金二十銭ヲ以テ會計部ヨリ取賄フベシ外ニ自用雜品諸費ノ用トシテ一日一人金八銭ヲ目途トシ會計部ヨリ弁給スルヲ則トス

第八条 他ノ文武官軍艦ヘ乗組ト雖トモ海軍省俸給制ニ照準セス各本官ノ支給タルヘシ

第九条 当度随行ノ中都督ノ命令ニヨリ特ニ本朝ヘ往復スルトキハ海陸旅費悉皆現実仕払ノ高ヲ支給スベシ又当度随行

ノ外政府並事務局ノ命令ヲ奉シ蕃地ヘ往復スルノ輩ハ此加俸規則ノ支度料増給ヲ賜リ外ニ海陸旅費悉皆現実仕払ノ高ヲ支給シ蕃地滞在中ハ第七条ノ通り食費等支給スベシ

但往来旅行中ハ実費払ノ故ヲ以テ第七条食費ハ賜ラサルナリ

第十条 隊外下士官相当ノ者ハ本給一ヶ月半分ヲ支度料トシテ賜ルヘシ

右之通相定候事

明治七年四月七日 (『処蕃提要參』第七文書「蕃行加俸規則 七年四月七日」前掲、2 A 33・8 単841)

(56) 『世外井上公伝』第二卷、前掲、六〇〇頁〜六〇一頁。

(57) 伊能嘉矩『台湾蕃政志』、台湾總督府民政部殖産局、一九〇四年、七二頁。

(58) 武内貞義『台湾 改訂版』、一九二八年、南天書局復刻版、六五八頁。

(59) 吳密察『台湾史小事典』、中国書店、二〇一〇年、六三頁。

(60) 同上、七六頁。

(61) 伊能嘉矩編『台湾志』卷二、文学社、一九〇二年、二〇二頁。

(62) 外務省編纂『日本外交文書』第七卷、第一六文書、前掲。

(63) 同上、第一七文書。

- (64) 同上、第二二文書。
- (65) 『日本外交文書 明治年間追補』第一冊、前掲、一二八頁。
- (66) 『日本外交文書』第七卷、第三四文書、前掲。尚、註に布告文の日付(四月二日)は露曆と推定しており、本稿もそれに従った。
- (67) 『日本外交文書』第七卷、第二二文書、前掲。
- (68) 『日本外交文書 明治年間追補』第一冊、前掲、二二八頁。
- (69) 同上、一二八頁、一二九頁。
- (70) 『日本外交文書 明治年間追補』第一冊、前掲、一二八頁。
- (71) 『日本外交文書』第七卷、第八文書、前掲。
- (72) 同上、第二二文書。
- (73) 『日本外交文書 明治年間追補』第一冊、前掲、一三一頁。
- (74) 『日本外交文書』第七卷、第五二文書、前掲。
- (75) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、四二頁。
- (76) 同上、一〇頁、一一頁。
- (77) 『大隈侯八五年史』第一卷、前掲、五五五頁、五五八頁。
- (78) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、一一頁。
- (79) 『日本外交文書』第七卷、第五八文書、前掲。
- (80) 同上、第六一文書。
- (81) 同上、第二〇文書。
- (82) 毛利敏彦『台湾出兵』、中公新書、一九九六年、一三七頁。
- (83) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、三二頁、三三頁。
- (84) 同上、三三三頁。

- (85) 毛利敏彦はこの点について、司馬遼太郎は台湾への出兵は「官製の倭寇」としているが、それだけではなく「台湾出兵とは、明治六年政変の誤算に危機感を抱いた大久保利通が、西郷従道や大隈重信らと組んで、台湾先住民地域を獲得しようと強引に推進した暴挙（官製倭寇！）だった」（『台湾出兵』、前掲、一四二頁）としている。
- (86) 『世外井上公伝』第二巻、前掲、六一二頁。
- (87) 『日本外交文書』第七巻、第四七文書、前掲。
- (88) 同上、第五五文書。
- (89) 同上、第五六文書。
- (90) 同上、第五七文書。
- (91) 『明治天皇紀』第三、前掲、二七六頁～二七七頁。
- (92) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、一五頁。
- (93) 『明治天皇紀』第三、前掲、二七九頁～二八〇頁。
- (94) 同上、二八七頁。
- (95) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、一八頁。
- (96) 『明治天皇紀』第三、前掲、三三五頁～三三六頁。
- (97) 『西郷都督と樺山大将』、前掲、二二頁。
- (98) 『江湖叢談』（『東京日々新聞』第八四八号・明治七年一月一〇日、一頁）。
- (99) 木戸孝允宛 一月一〇日付伊藤博文書翰（『木戸孝允関係文書』、前掲、第五四 一一一～一五二頁・二七六頁）。
- (100) 木戸孝允宛 一月二五日付伊藤博文書翰（同上、第五四 一一二～一五二頁・二七六頁～二七七頁）。
- (101) 『処蕃提要』、第一一文書「谷、赤松台湾蕃地事務参軍二賜ハリタル勅諭」。
- (102) 同上、三頁～八頁。
- (103) 『日本外交文書』第七巻、第一三文書「清国駐劄柳原公使二賜ハリタル内勅」、前掲。
- (104) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、九頁～一〇頁。

- (105) 落合泰蔵 『明治七年生蕃討伐回顧録』、一九二〇年、四九頁。
- (106) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一〇頁。
- (107) 『処蕃提要参』、第一七文書 『台湾生蕃二問罪ノ師発遣云々公布 五月十九日』(前掲、2 A 33 8 単841) 藤崎、 『台湾史と樺山大将』、前掲、四一四頁。
- (108) 『生蕃事務局記事』(『東京日々新聞』 第七〇五号・明治七年六月三日、一頁)。
- (109) 『処蕃提要参』 第一八文書 『谷赤松両参謀琅瑤ヨリ蕃地形況届書 七年五月廿二日、前掲』。
- (110) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一二頁〜一三頁。
- (111) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一四頁〜一五頁。
- (112) 『処蕃提要参』 第一九文書 『谷赤松両参謀琅瑤ヨリ蕃地形況届書 七年五月廿二日、前掲』。
- (113) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一四頁〜一五頁。
- (114) 同上、一三頁。
- (115) 同上、一三頁。
- (116) 同上、一四頁〜一五頁。
- (117) 藤崎、 『台湾史と樺山大将』、前掲、五〇五頁。
- (118) 落合泰蔵 『明治七年征蕃医誌』、明治二〇年、一二丁。
- (119) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一五頁〜一六頁。
- (120) 『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一七二頁〜一七三頁。
- (121) 同上、一七三頁。
- (122) 落合、 『明治七年征蕃医誌』、一四丁。
- (123) 同上、寒暖各月区分日数表、五五丁。
- (124) 『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一八三頁。
- (125) 同上、一七三頁。
- (126) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一〇頁。

- (127) 『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一七三頁。
- (128) 同上、一七二頁、一七三頁。
- (129) 同上、一一五頁。
- (130) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二〇頁。
- (131) 「九月六日に到着せる歩兵第十一大隊の如きは、在台日数の少なきにも拘らず、病兵増加して殆んど就役兵皆無といふ悲惨に陥つたので、十一月二十四日東京丸を以て帰朝を命ぜられた、該隊は全部病兵とうふ現況であつた」(落合、『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一一八頁) という。病魔は、健康者に容赦なく襲いかかり彼等を屈服させていたのである。
- (132) この徴集隊について、杉孫七郎は木戸孝允に「台湾出張之兵士大野蛮之者に付騎虎之勢不得止場合に立至り可申候」(木戸孝允宛明治七年八月一八日付杉孫七郎書翰《木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書4』、前掲、二〇〇九年、第三〇九、六二文書・三四一頁、三四二頁)と書き送っているように、一般的な評価は極めて低かつた。
- (133) 落合、『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一一五頁、一一七頁。
- (134) 同上、一一五頁、一一六頁。
- (135) 同上、一一七頁。
- (136) 同上、一一八頁。
- (137) 『法令全書』明治六年ノ1、内閣官報局、原書房版、一九七四年、三六四頁。
- (138) 『法令全書』明治八年ノ1、前掲、一九七五年、九九頁。
- (139) 落合、『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一九一頁。
- (140) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一六頁。
- (141) 落合、『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一九〇頁。
- (142) 同上、一九〇頁、一九一頁。
- (143) 同上、一九一頁、一九二頁。

- (144) 同上、一八八頁～一八九頁。
- (145) 『西郷都督と樺山総督』、「資料篇解説」三頁、前掲。
- (146) 『日本外交文書』第七卷、第一八六文書及び第一八七文書、前掲。
- (147) 『処蕃提要後編七』、第七文書「東久世侍従長齋常西郷都督撤兵 勅書并御沙汰書 七年十一月十二日」(国立公文書館 2A 33 8 単<sup>851</sup>)。
- (148) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二二頁。
- (149) 同上、二二頁。
- (150) 同上、二〇頁～二二頁。
- (151) 同上、二三頁。
- (152) 落合、『明治七年生蕃討伐回顧録』、前掲、一三九頁～一四〇頁。
- (153) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二四頁。
- (154) 『雑報』——『東京日々新聞』第八九一号・明治七年二月二八日、三七八頁。
- (155) 『台湾信報廿五号』——『東京日々新聞』第七五二号・明治七年七月二五日、一頁。
- (156) 『東京日々新聞』は、「支那との和議すでに破れたりとの説ありし……米相場俄かに騰りしが七日の夜の電信にて和議再びたび調たるの報あり……六日に八米壱石に付き八円以上まで上りしが九日に至りて八六円九十銭位まで下れり」(『江湖叢談』——『東京日々新聞』第八四九号・明治七年一月二二日、一頁)と、その混乱の状景を報じている。
- (157) 『江湖叢談』——『東京日々新聞』第八三三号・明治七年一月二二日、一頁。
- (158) 修史局編纂『明治史要附録概評』、明治九年二月、東京大学出版会、一九六六年復刻、一一九頁。
- (159) 内閣官報局『法令全書』第八卷ノ1、一八九〇年、原書房版一九七五年、六五頁。
- (160) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二五頁。
- (161) 所在地、長崎県長崎市西小島二丁目五番地 佐古・梅ヶ崎招魂社境内、二〇〇五年三月二一日調査収集。
- (162) 『靖国神社百年史 事歴年表』、靖国神社、一一三頁～一一四頁。

- (163) 拙著『近代日本の形成と日清戦争―戦争の社会史―』、雄山閣、二〇〇一年、三五頁、参照。
- (164) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、一〇頁。
- (165) 『法令全書』第八卷ノ1、前掲、五三五頁〜五三七頁。
- (166) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二五頁。
- (167) 『明治天皇紀』第三、吉川弘文館、一九六九年、二〇一頁。
- (168) 『靖国神社百年史』資料編上、靖国神社、一九八三年、一五九頁。
- (169) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二四頁。
- (170) 『靖国神社百年史』資料編上、前掲、一九八三年、一六〇頁。
- (171) 『明治天皇紀』第三、前掲、三九九頁。
- (172) 同上、三六〇頁〜三六一頁。
- (173) 同上、三六四頁〜三六五頁。
- (174) 『靖国神社百年史』事歴年表、前掲、五六頁。
- (175) 同上、五七頁及び、『明治天皇紀』第三、前掲、四〇一頁。
- (176) 『靖国神社忠魂史』第一巻、靖国神社社務所、一九三五年、三七二頁〜三七二頁。
- (177) 『法令全書』明治八年ノ1、前掲、六五頁。
- (178) 『明治天皇紀』第三、前掲、四一五頁。
- (179) 『靖国神社百年史』資料編上、前掲、一五九頁〜一六〇頁。
- (180) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、三三七頁。
- (181) 長崎県長崎市西小島二丁目五番地の佐古・梅ヶ崎招魂社に建立されている記念碑・燈籠・墓碑石のなかで本稿で記しているものは、二〇〇四年七月二〇日と二〇〇五年三月一日・二日にを行った調査によるものである。以下、断りのない限り出典は省略する。なお、調査に際しては、雪下紀八郎氏の協力も得た。ここに、感謝の意を表しておきたい。尚、この調査は、「近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会史的研究」(科研費基盤研究(A)(1)平成14年度)

平成17年度科学研究補助金)によるものである。

- (182) 『台湾史と樺山大将』、前掲、五五七頁～五五八頁。
- (183) 『西郷都督と樺山総督』、前掲、二五頁。
- (184) 『明治天皇紀』第六、一九七一年、前掲、一二三頁。
- (185) 「佐古招魂社由来碑」(平成十年三月吉日 社団法人日本郷友連盟長崎県支部建立、台座付標柱型碑石三段式、所在地長崎市西小島二丁目五番地 佐古・梅ヶ崎招魂社入口右、調査収集二〇〇四年七月二〇日)
- (186) 『靖国神社忠魂史』第一卷、前掲、六四二頁。
- (187) 『靖国神社百年史』資料篇上、前掲、一六一頁～一六二頁及び三二七頁。
- (188) 墓碑情報は、二〇〇五年三月一日(金)に調査記録したもの。以下同。
- (189) 御厨三等水兵は「戦闘に於て」戦死とある(『靖国神社忠魂史』第一卷、前掲、六三六頁)。
- (190) 『靖国神社忠魂史』第一卷、前掲、五一九頁。
- (191) 同上、五五〇頁。
- (192) 同上、五一九頁。
- (193) 『靖国神社忠魂史』第一卷、前掲、六三五頁～六三六頁。
- (194) 『明治史要』、前掲、一一九頁。
- (195) 『木戸孝允関係文書1』、前掲、第五八七〇文書・三七二頁。
- (196) 『大隈侯八五年史』第一卷、前掲、五九六頁～五九七頁。
- (197) 毛利、『台湾出兵』、前掲、ii頁～iii頁。